

令和2年（行コ）第31号生活保護基準引下げ処分取消等請求控訴事件

（原審 平成26（行ウ）第83号、平成28年（行ウ）第60号生活保護基準引下げ処分取消等請求事件）

控訴人 控訴人3 外12名

被控訴人 国 外3名

控訴審第16準備書面

（鈴木雄大証人の証人尋問、意見書等を中心とした総括的準備書面）

2023（令和5）年7月10日

名古屋高等裁判所 民事第2部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 内 河 恵 一

同 森 弘 典

外53名

上記当事者間の頭書事件について、控訴人らは、被控訴人らの主張や証拠関係を踏まえデフレ調整の趣旨・目的について整理した上、デフレ調整に関する鈴木雄大証人の証人尋問及び意見書等を中心に、以下のとおり、総括的に主張を行う。

なお、本準備書面中、次のとおり略称を使用する。

① 「鈴木〇頁」：鈴木雄大証人の証人調書の頁数を指す。

② 「スライド」：鈴木雄大証人の証人尋問の際に使用した甲全第415号証のスライドを指す。

また、以下、準備書面、書証の引用において、原文に下線、傍点を付し、太字にしたのは、特に断りがない場合においても、いずれも控訴人代理人によるものである。

< 目 次 >

第1 「デフレ調整」の趣旨・目的～「物価下落による可処分所得の実質的増加分」の限りで行われるのがデフレ調整～	5
1 「物価変動による可処分所得の実質的変動」とは何か	5
(1) 基礎的メカニズム	5
(2) 購入していない財・サービスの価格変動は可処分所得の実質的変動には影響しない	5
2 被控訴人らの主張等に基づくデフレ調整の趣旨・目的～「物価下落による可処分所得の実質的増加分」の限りで行われるのがデフレ調整～	6
(1) 『「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を的確に把握し、その限りで、生活扶助基準を引下げる』ことの経済学的意味等	6
(2) 本件におけるデフレ調整の趣旨・目的に関する被控訴人らの主張	10
(3) 本件引下げ当時の国会答弁	11
(4) 本件引下げ当時の厚生労働省の説明資料	12
(5) 西尾穂高氏の証言	12
(6) 小括	12
3 被控訴人らの従前の主張等との同一性を全く欠く著しい主張変遷	13
(1) はじめに ～デフレ調整の本来の趣旨・目的を隠すための同一性を全く欠く著しい主張変遷～	13
(2) 「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」などの強調主張は「煙幕」に過ぎない	14
(3) 小括	24
4 まとめ～「物価下落による可処分所得の実質的増加分」の限りで行われるのがデフレ調整～	25
第2 デフレ調整の違法性を検討するための大きな視点・留意点	26
1 デフレ調整における最大の争点～生活保護世帯において可処分所得が4.78%も実質的に増加したのか～	26
2 生活扶助相当CPIの問題点に関する被控訴人ら及び原判決の判断枠組みは明らかに誤っている	27
3 本件における「1%」は極めて大きい	29
(1) 生活保護史上、生活扶助基準本体の1%以上の引下げが行われたことはない	29
(2) 経済統計学上も「1%」は極めて大きいと評価される	30
(3) 「1%」の変動による財政効果も極めて大きい	30

(4) 生活保護法 3 条に照らしても「1 %」の「下振れ」は極めて大きな問題	30
(5) 小括	31
4 まとめ～「生活保護世帯において可処分所得が 4. 7 8 % も実質的に増加したのか」という最大の争点を判断するために～	31
第 3 生活扶助相当 C P I では生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を全く正しく測定できない～約 3 % も過大評価している～	32
1 はじめに～多数の専門家等が理論的な根拠をもって生活扶助相当 C P I では生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を全く正しく測定できないなどと述べている一方、被控訴人らからはこの点に関する正面からの反論・反証が全く行われていない～	32
2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法	34
(1) 「物価変動による可処分所得の実質的変動」とは何か?	34
(2) 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定を行う際の「7 つのポイント」	36
3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法 .	43
(1) 「7 つのポイント」に基づく生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法	43
(2) ①対象集団の設定【スライド 1 9、鈴木 2 0 頁～】	44
(3) ②対象品目の設定【スライド 2 0、鈴木 2 1 頁】	45
(4) ③品目を代表する銘柄の設定【スライド 2 1、鈴木 2 1 頁】	46
(5) ④指数算出に用いる価格の特定【スライド 2 2、鈴木 2 1 頁】	47
(6) ⑤ウエイトの設定【スライド 2 3～2 5、鈴木 2 1～2 2 頁】	48
(7) ⑥指数算式の決定【スライド 2 6、鈴木 2 2 頁～】	50
(8) ⑦「品質調整」の扱い【スライド 2 7～2 9、鈴木 2 3 頁～】	51
(9) 社会保障生計調査を利用することは適切でない旨の被控訴人らの主張は失当である【スライド 3 0～3 4、鈴木 2 5 頁～】	53
4 生活扶助相当 C P I と「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較～生活扶助相当 C P I の決定的欠陥～	59
(1) ①対象集団の設定【スライド 4 0～4 1、鈴木 2 8 頁～】	59
(2) ②対象品目の設定【スライド 4 2～4 3、鈴木 2 9 頁】	61
(3) ③品目を代表する銘柄の設定【スライド 4 4～4 5、鈴木 2 9 頁～】 .	62
(4) ④指数算式に用いる価格の特定【スライド 4 6～4 7、鈴木 3 0 頁】 .	64
(5) ⑤ウエイトの設定【スライド 4 8～5 0、鈴木 3 0 頁～】	65
(6) ⑥指数算式の決定【スライド 5 1～5 2、鈴木】	67

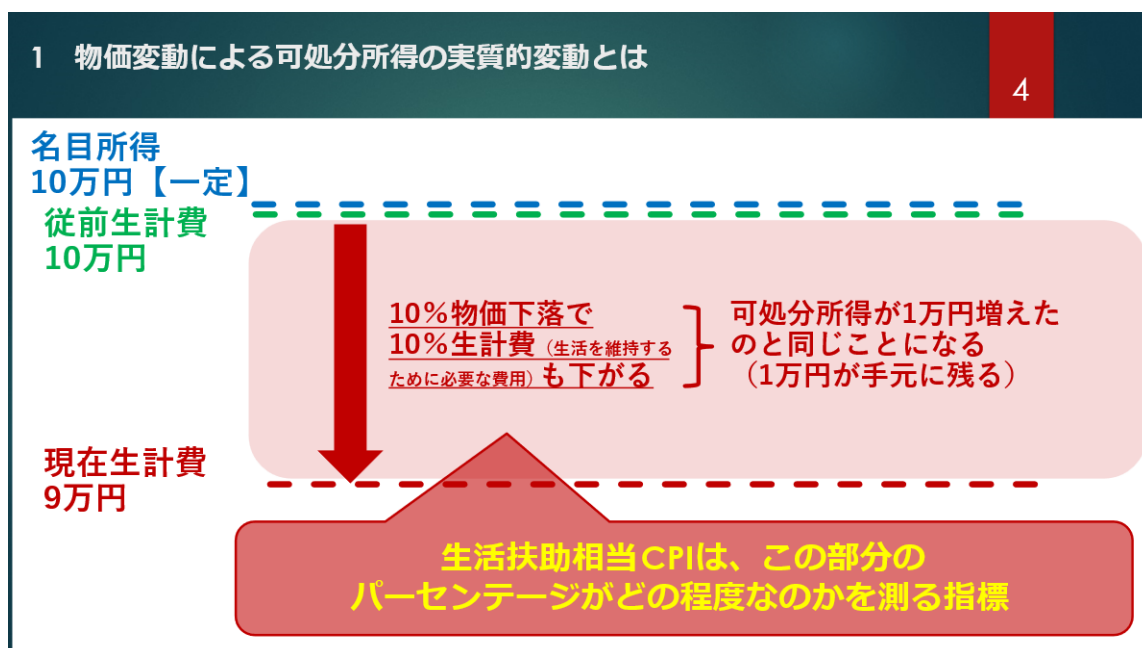
(7) ⑦「品質調整」の扱い【スライド53～54、鈴木32頁】	69
(8) 小括【スライド55～56、鈴木33頁】	71
5 生活扶助相当CPIの他の理論的に重大な問題点.....	72
(1) 異なるバスケットを比較する非合理的方法～総務省CPIの接続方式を用いるべきだった～【スライド58～59、鈴木33頁～】	72
(2) 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いるウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式等	73
6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果 ...	81
(1) はじめに	81
(2) ①考え得る最良の方法による試算結果【スライド69～73、鈴木42頁～】	82
(3) ②社会保障生計調査2010年ウェイトによる試算結果【スライド74～77、鈴木44頁】	85
(4) ③総務省「家計調査」低所得世帯2010年ウェイトによる試算結果【スライド80～82、鈴木46頁～】	89
(5) ④「接続方式」(総務省CPI採用方式)による試算結果【スライド83～84、鈴木47頁等】	91
(6) 小括【スライド85、鈴木47頁】	93
7 「－4.78%」があり得ない数値であることの他の主要な根拠等	94
(1) 「基礎的支出」、「選択的支出」分類による試算結果の分析～生活保護世帯の物価下落率が一般世帯よりも大きくなることはあり得ない～【スライド87～89、鈴木47頁～】	94
(2) 生活扶助相当CPI検討対象期間においては、所得が低い層ほど物価変動影響が小さくなるという明白かつ顕著な傾向が認められ、生活扶助相当CPIはこの明白かつ顕著な傾向に明らかに反していること【スライド90～92、鈴木49頁～、甲全411】	97
(3) テレビ・パソコン等の教養娯楽用耐久財の「異常増幅」とその原因 ...	99
(4) 生活保護世帯の消費支出はむしろ増加している【甲全410等】	111
(5) まとめ	112
8 生活保護基準部会委員も本件引下げの直前、控訴人らと同様の指摘をしていたにもかかわらず、厚労省は無視して本件引下げを敢行した【スライド109～112、鈴木56頁～、乙全25等】	112
第4 結語	119

第1 「デフレ調整」の趣旨・目的～「物価下落による可処分所得の実質的増加分」の限りで行われるのがデフレ調整～

1 「物価変動による可処分所得の実質的変動」とは何か

(1) 基礎的メカニズム

デフレ調整においては、「物価変動による可処分所得の実質的変動」が重要なキーワードとなることから、まず、この点につき、甲全第415号証スライド4（以下「スライド」は、甲第全415号証のスライドを指す。冒頭でも述べたが、念のため再度述べる）の設例を使って説明する。



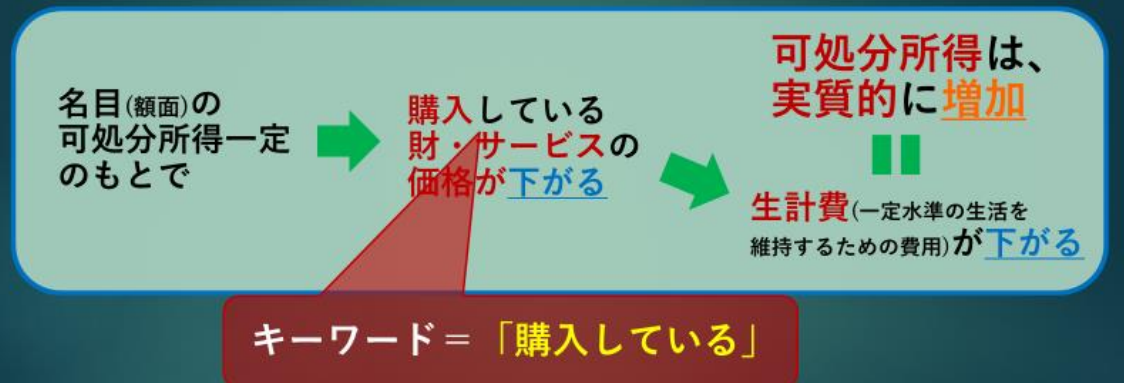
スライド4では、名目所得が10万円で一定の世帯を設定している。この設例の世帯は、従前、生計費（生活を維持するために必要な費用）として10万円を使っていた。その後、この世帯に関する物価が10%下落したとすると、当然、それに応じてこの世帯の生計費も10%減少することになる。つまり、生計費は9万円で済むようになる。このとき、名目所得は10万円で一定であることから当然1万円が手元に残ることになる。これを可処分所得の面から見ると、可処分所得は1万円増加したことになる。つまり、物価下落により、可処分所得は実質的に1万円（10%）増加したことになるのである。これが「物価変動による可処分所得の実質的変動」の具体的機序である【鈴木2頁、12頁】。

(2) 購入していない財・サービスの価格変動は可処分所得の実質的変動には影響しない

このように可処分所得の実質的変動は、物価変動による生計費変動によってもたらされるのである。その構造を図示したものがスライド9である。

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・16～20頁】

9



購入していない財・サービスの価格下落は、
可処分所得には全く直接影響しない

そして、「物価変動による可処分所得の実質的変動」を考える際に重要な点は、生計費変動（可処分所得の実質的変動）をもたらすのは、その世帯が購入している財・サービスの価格変動であって、その世帯が購入していない財・サービスの価格変動はその世帯の生計費（可処分所得の実質的変動）には全く影響しないという点である【鈴木15頁】。子どもがいない世帯では、子供服がいくらになろうと生計費にはほとんど影響がないなどと考えれば明らかである【甲全421・37頁等】。

2 被控訴人らの主張等に基づくデフレ調整の趣旨・目的～「物価下落による可処分所得の実質的増加分」の限りで行われるのがデフレ調整～

(1) 『「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を的確に把握し、その限りで、生活扶助基準を引下げる』ことの経済学的意味等

ア 被控訴人らの主張、本件引下げ当時における厚生労働省の諸資料、村木厚子社会・援護局長の国会答弁、西尾穂高氏の本件における証言等に基づけばデフレ調整の直接の趣旨・目的は、生活保護世帯における「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を的確に把握し、その限りで生活扶助基準の引下げを行うという点にある。

また、経済理論的に考えても、そのようにしか解せない。

イ 生活保護世帯における「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を真に的確に把握し、その限りで生活扶助基準の引下げを行えば、生活扶助費の実質的価値は維持されることになる。

厚生労働大臣が基準部会に諮ることなくデフレ調整という全国・全世帯一律の前例のない未曾有の大幅引下げを断行した背景には、デフレ調整を行っても「生活扶助費の実質的な価値は維持される」という厚生労働大臣の極めて安易な判断があるのである。

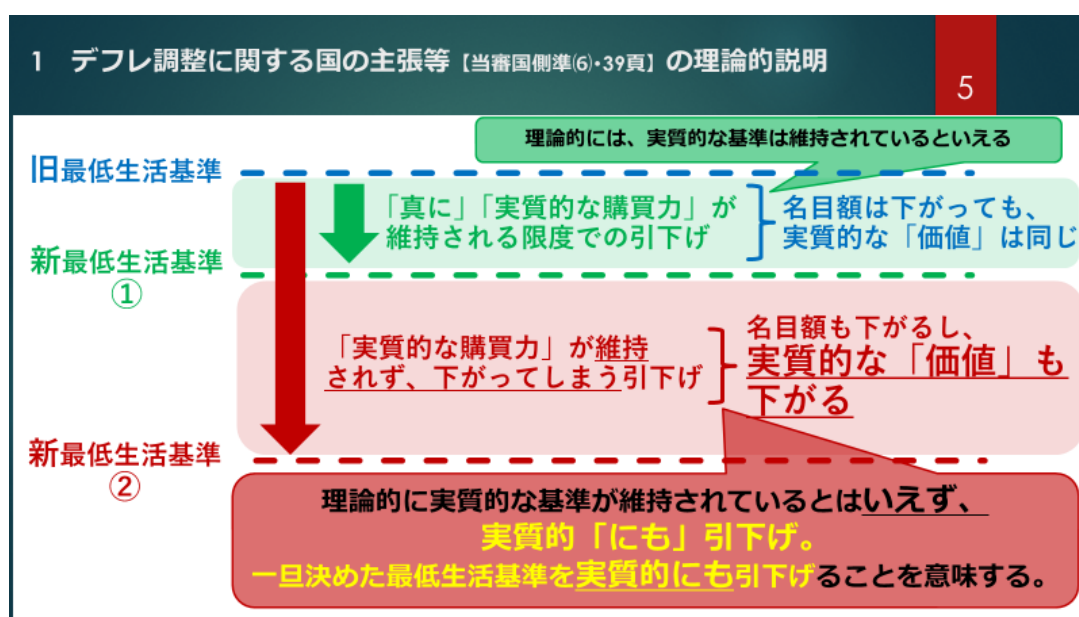
しかし、統計等の客観的数値や専門的知見等に基づけば、デフレ調整の指標である生活扶助相当CPIでは、生活保護世帯における「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を全一的確に把握できていないことは明白となり、したがって、生活扶助費の実質的な価値は全く維持されず大幅な実質引下げとなっていることも明白となっている。つまり、厚生労働大臣は、前例のない未曾有の大幅実質引き下げを基準部会等の専門家によって構成される会議体にも諮らずに単独で断行したのである。基準改定につき厚生労働大臣のみで全てを決定するのではなく、基準部会等の専門家によって構成される会議体による専門的かつ客観的な検証等を経た上で基準改定を行わせ厚生労働大臣の権限行使の手続的適正を図ってきたこれまでの経緯等を完全に没却する大幅実質引下げが行われたと言わざるを得ない。繰り返すが、厚生労働大臣は、デフレ調整を行っても「生活扶助費の実質的な価値は維持される」と極めて安易に考えて基準部会等の専門家によって構成される会議体に諮る必要もないと判断したと容易に推認できるが、そもそも統計等の客観的数値や専門的知見等に基づけば、「デフレ調整を行っても生活扶助費の実質的な価値は維持される」との判断自体が大きな誤りだったのである。このような誤りを犯さないためにも、基準部会等の専門家によって構成される会議体が存在しているのである。

以下、この点につき詳述するが、その前に、まず、『物価下落による可処分所得の実質的増加分』を的確に把握し、その限りで、生活扶助基準を引下げる」ということが経済学的に何を意味するのかという基礎的事項について、スライド4～6を用いて説明する。

ウ まず、前記スライド4では、物価下落により現在生計費が9万円で済むようになっている。このとき、名目所得が10万円のままで一定であれば、可処分所得は実質的に1万円増えた状態となる。ここで、この10万円の名目所得を物価下落による可処分所得の実質的増加分の「限り」、つまり1万円の限りで減らせば、名目所得自体は減少するものの現在生計費9万円は問題なく支出できるという状態となる。すなわち、この世帯にとって、物価下落前の10万円と物価下落後の9万円は、名目額（額面金額）は異なっているが、生活を維持するために必要な費用をどちらも同じようにま

かなえているという意味で、実質的な価値は同じということになるのである【鈴木13頁】。この「名目額は下がっても実質的な価値は同じ」という水準がどの程度であるかを示すものが物価変動率（スライド4の場合は、「10%物価下落」ということになる。後述する被控訴人らの主張を前提とすると、生活扶助相当CPIは、このスライド4の赤色で塗られた部分のパーセンテージがどの程度なのかを測る指標ということになる。

エ これを生活扶助基準に引き直すと、スライド5のとおりとなる。

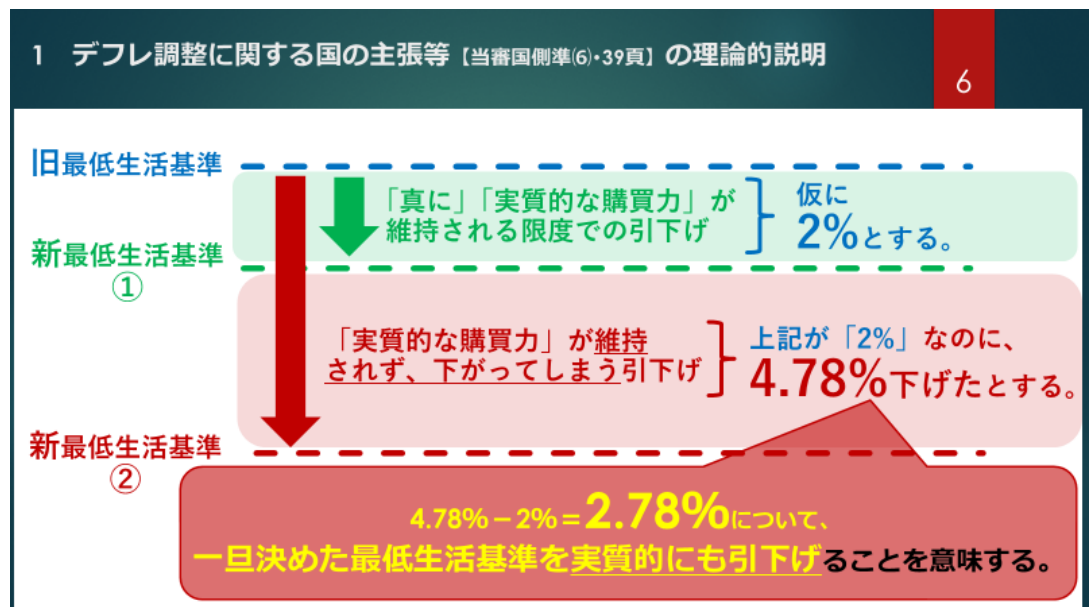


すなわち、生活扶助基準（青色破線）を「名目額は下がっても実質的な価値は同じ」という限度で引下げを行う場合（スライド5では緑色破線で「新最低生活基準①」と表記）は、理論的には実質的な価値は維持されているといえる。被控訴人らは「購買力」（財・サービスを購入する力）という概念を使っても説明しているが、「購買力」という用語も、金銭の「実質的な価値」と同義と理解して良い【鈴木13頁】。スライド5の緑色で塗られた部分の限りでの引下げであれば、名目額は下がっても、生活扶助基準は実質的には維持されているといえる。

他方で、「名目額も下がるし、実質的な価値も下がる」という引下げを行った場合（スライド5では赤色破線で「新最低生活基準②」と表記）、つまり、スライド5の赤色で塗られている部分に入る引下げを行った場合は、生活扶助基準は、名目額も下がるし、実質的な価値も下がるという状態となり、名目額でみても引下げであるだけでなく、実質的にも引下げとなるのである。当然、この場合は、「実質的な購買力」も維持されない【鈴木1

3頁】。

スライド6は、スライド5に具体的な数値を設定して説明したものである。



緑色で塗られた部分が仮に2%だとして、それを超えて、4.78%生活扶助基準が引下げられたとすると、当然、生活扶助基準の実質的価値、あるいは、実質的な購買力は全く維持されず、4.78%から2%を差し引いた2.78%分について、生活扶助基準が実質的にも引下げになってしまうということを意味することになる【鈴木14頁】。当然、その2.78%の実質引下げについては、なぜ、1%でも3%でもなく、「2.78%」という前例のない未曾有の大幅実質引下げなのかという点に関する「根拠」(統計等の数値、専門的知見等)も含め、問題となる。

オ 「『物価下落による可処分所得の実質的増加分』を的確に把握し、その限りで、生活扶助基準を引下げる」ということが経済学的に何を意味するのかについては、以上のとおりである。デフレ調整を行うにあたっては、被控訴人らも従前から主張していたとおり、「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を的確に把握することこそが極めて重要であることが理解できる。

これを前提に、被控訴人らの主張、本件引下げ当時における厚生労働省の諸資料、村木厚子社会・援護局長(当時)の国会答弁、西尾穂高氏の本件における証言等に基づけばデフレ調整の直接の趣旨・目的は、生活保護世帯における「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を的確に把握

し、その限りで生活扶助基準の引下げを行うという点にあることについて詳述する。

(2) 本件におけるデフレ調整の趣旨・目的に関する被控訴人らの主張

ア デフレ調整の趣旨・目的に関する被控訴人らの主張のうち、主要な主張を列挙すると次のとおりとなる。なお、以下に列挙する主張以外でも、被控訴人らは、同趣旨の主張を多数行っている。

イ 原審答弁書 43～44 頁

「近年デフレ傾向が続いてきた中で生活扶助基準が据え置かれてきたことに鑑み、実質的な購買力を維持しつつ・・・見直す」、「可処分所得が変わらない状況において消費者物価指数が下がれば、実質的な購買力は上昇する。そうすると、・・・実質的に見れば、生活扶助基準の引上げと同旨することができ、生活保護受給世帯の可処分所得が実質的に増加してきたといえる」

ウ 原審被控訴人ら準備書面(10)

- ① 15 頁：「生活扶助相当 C P I は、生活扶助基準の据置きに伴う生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加の程度を測定するというデフレ調整の目的」
- ② 18 頁：「デフレ傾向が続く中で、生活扶助基準が据え置かれたことにより、実質的には生活扶助基準の引上げと同視することができ、生活保護受給世帯の可処分所得も実質的に増加している状況が生じていたことを踏まえ、生活扶助基準の調整をしようとするものであるから、その調整に当たっては、可処分所得が実質的に増加した程度を的確に把握する必要があった」
- ③ 21 頁～：「平成 21 年度以降のデフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正するために、デフレ調整が行われたのである」
- ④ 24 頁：「デフレ調整の目的は、デフレ傾向が続くことによって生活保護受給世帯の可処分所得が実質的に増加していることを勘案した上でこれを是正することにより、生活扶助給付水準の適正化を図る点にある（被控訴人ら準備書面(1)第 1 の 4(1)・16 及び 17 ページ）。すなわち、デフレ調整において是正すべき点は、『デフレ傾向から生じた生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分』ということになる」

エ 当審被控訴人ら準備書面(6) 38～39頁

「生活保護受給世帯においては、生活扶助基準が据え置かれていたため、・・・物価の下落により可処分所得が実質的に増加したと評価することができた」、「デフレ調整においては、飽くまで平成20年時点における実質的な可処分所得は維持しつつ、同年以降の物価下落による可処分所得の実質的な増加分のみを対象にしたものである」

オ 東京地裁被控訴人ら第13準備書面【甲412】

- ① 18頁：「『デフレにより実質的に増額された生活扶助基準の水準(高さ)について適正化を図る』ことにより、もって、『一般国民との間の不均衡の是正を図る』のがデフレ調整の趣旨、目的である」
- ② 6～7頁：「『相対的』との文言は、・・・『生活扶助基準の実質的な引上げ』には、一般国民との比較において生活保護受給世帯の可処分所得が相対的に増加したという観点をも含むものであることから、この点を明らかにする趣旨で注意的に記載したものにすぎ」ない。

カ 以上のとおり、被控訴人らは、生活保護世帯における物価下落による可処分所得の実質的増加分のみを対象とし、生活扶助基準の名目額は引き下げても実質的な可処分所得は維持するという趣旨・目的に基づきデフレ調整を行った旨、原審から当審に至るまで主張し続けている。この点については、控訴人らも同様に考えている。むしろ、控訴人らは、このような被控訴人らの主張等に基づき、デフレ調整の趣旨・目的を理解するのであるから、控訴人らが同様に考えているのは当然である。

このような趣旨・目的のもと行われたデフレ調整においては、被控訴人らも主張するように、生活保護世帯において物価下落により可処分所得が実質的に増加した程度を的確に把握することが何よりも重要（原審被控訴人ら準備書面(10) 18頁）なのである。この点は、先に述べたとおり、「生活保護世帯における『物価下落による可処分所得の実質的増加分』を的確に把握し、その限りで、生活扶助基準を引下げる」ということが経済学的に何を意味するのかという理論面・専門的知見に基づく検討からも当然である。

(3) 本件引下げ当時の国会答弁

さらに、本件引下げ当時、厚生労働省の村木厚子社会・援護局長（当時）は、デフレ調整、生活扶助相当CPIの政策目的について、衆議院厚生労働委員会において、次のとおり答弁している【甲全99・18頁】。

【衆議院厚生労働委員会における村木答弁 甲全99・18頁】

「今回の政策目的でございますが、二十年と二十三年、同じような生活を生活保護受給者の方がした場合に、同じような生活水準を維持していただくためにどれだけの扶助費があればいいかということを見るということが大きな目的でございます」

この村木厚子社会・援護局長の答弁は、当然、被控訴人らの前記各主張に沿う答弁であるし、名目額が下がったとしても実質的な価値ないし購買力を維持する扶助費の水準はどの程度なのかを的確に把握するために生活扶助相当C P Iを用いたという趣旨の答弁にしか解せない。すなわち、先に述べたとおりスライド5の緑色で塗られた部分がどの程度なのかを把握するという政策目的のために、生活扶助相当C P Iを用いたという答弁なのである。

(4) 本件引下げ当時の厚生労働省の説明資料

さらに、本件引下げ当時、厚生労働省は、デフレ調整等に関し、乙全第16号証、乙全第112号証等の説明資料を作成している。これらの説明資料には、物価動向を勘案する理由として、「前回の見直し（平成20年）以降、基準額は見直されていないが、その間、デフレ傾向が続いている。このため、実質的な購買力を維持しつつ、客観的な経済指標である物価を勘案して基準額の見直しを行う」と記載されている【乙全16・2枚目、乙全112・3枚目（「②デフレ調整分」の説明部分）】。

ここでも、被控訴人らの主張と同様、デフレ調整については、実質的な購買力を維持する見直し、すなわち、名目額が下がったとしても実質的な価値ないし購買力を維持する水準での引下げ（スライド5の緑色で塗られた部分）であることが明記されている。

(5) 西尾穂高氏の証言

本件引下げ当時、厚生労働省保護課長補佐（数理職）としてデフレ調整に深く関与した西尾穂高氏も、証人尋問において、「実質的な購買力を維持する」とは、「生活保護世帯のデフレによる可処分所得の実質的増加分だけ生活保護基準を見直す」（傍点は代理人）という意味と同じであることを認め【西尾穂高氏証人調書・50頁上段】、さらに、前記村木社会・援護局長（当時）の国会答弁を踏まえ、その目的を達成するために生活扶助相当C P Iが作成されたことを認めた【西尾穂高氏証人調書・50頁中段～51頁上段】。

(6) 小括

以上のとおり、被控訴人らの主張、本件引下げ当時における厚生労働省の諸資料、村木社会・援護局長（当時）の国会答弁、西尾穂高氏の本件における証言等に基づけばデフレ調整の直接の趣旨・目的は、生活保護世帯におけ

る「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を的確に把握し、その限りで生活扶助基準の引下げを行うという点にあるとしか解せない。

さらに、経済学の専門的知見によって検討しても、デフレ調整の趣旨・目的は上記のとおりとしか解せない。デフレ調整を行うにあたっては、被控訴人らも従前から主張していたとおり、「物価下落による可処分所得の実質的増加分」を的確に把握することこそが極めて重要なのである。

3 被控訴人らの従前の主張等との同一性を全く欠く著しい主張変遷

(1) はじめに ～デフレ調整の本来の趣旨・目的を隠すための同一性を全く欠く著しい主張変遷～

ア 近時、被控訴人らは、「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」【当審被控訴人ら準備書面(11) 3 頁】、「デフレ調整が、生活保護受給世帯における可処分所得が一般国民の生活水準との関連において相対的に増加したことを調整するもの」【同 4 頁】という点を強調して前面に押し出し、「物価下落による可処分所得の実質的増加分の限りで行う」という本来のデフレ調整の趣旨・目的に全く触れもしないという主張を展開するに至った。

イ さらに、被控訴人らは、「平成 20 年以降の経済情勢に照らしても一般国民の生活水準が改善していないと考えられる状況にあっては、デフレ調整は、当該状況との相対的な比較において生活保護受給世帯における実質的な可処分所得が増加していた分を調整したものとも説明されるものである」【当審被控訴人ら準備書面(12) 6 9 頁】、「実質的な購買力（可処分所得）に着目した説明は、物価動向の範囲内で生活扶助基準を改定することを言い換えたにとどまる。したがって、デフレ調整の改定率に相当する「生活保護受給世帯における可処分所得の相対的、実質的増加」が現に認定できるかどうかについては、本件保護基準改定の適法性を左右しない。」【当審被控訴人ら準備書面(12) 7 0 頁】などという従前の主張等と同一性を全く欠く新たな主張を展開するに至った。被控訴人らがこの主張の根拠として新たに提出した栃本意見書【乙全 1 1 6】においても、デフレ調整について、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したものである旨、被控訴人らの従前の主張等と同一性を全く欠く新たな見解が記載されている。

ウ 判断過程に関する説明など被控訴人らが実際にたどった判断過程を単に説明するだけなのであるから変遷することなどおよそ想定できない。このような主張の変遷状況等だけをみても、もはや、何が正しい判断過程で

あったのか「事実認定」すらできず、厚生労働大臣は、どのような判断過程でデフレ調整を行ったのか全く不明であると言わざるを得ない。

そもそも、他地裁の同種訴訟において被控訴人ら敗訴判決が11判決も積み重なった上、本件における事実審たる控訴審の結審直前という訴訟の最終盤に至って初めて主張されるに至った「判断過程」など信用に足るものではない。被控訴人ら敗訴判決が11判決も積み重なり、被控訴人らが本件の控訴審に最終盤に至るまで一貫して主張していた「物価下落による可処分所得の実質的増加分の限りで行う」というデフレ調整の本来の趣旨・目的、判断過程に関する主張を維持すれば敗訴することが確実と考えた被控訴人らが、「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」などという主張をいわば「煙幕」として前面に押し出し、「物価下落による可処分所得の実質的増加分の限りで行う」というデフレ調整の本来の趣旨・目的、判断過程を隠すため主張を変遷させたとしか考えられない。

以下、「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」、「デフレ調整が、生活保護受給世帯における可処分所得が一般国民の生活水準との関連において相対的に増加したことを調整するもの」という点は、デフレ調整の直接の趣旨・目的、直接の判断過程にはなり得ず、デフレ調整による生活扶助基準の引下げの結果として生活扶助基準の引下げを通じて一般国民の生活水準との間の相対的不均衡が是正されるというものに過ぎないこと、また、被控訴人ら準備書面(13)における前記主張については、被控訴人らの従前の主張と矛盾し、証拠関係とも整合しない同一性を全く欠く主張であることなどについて詳述する。

(2) 「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」などの強調主張は「煙幕」に過ぎない

ア 「デフレ調整」と「一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」の関係
～直接的には生活扶助基準を上げ下げすることで一般国民の生活水準との不均衡が是正される～

(ア) 一般国民の生活水準（消費水準）との不均衡の是正は、直接的には、生活扶助基準の上げ下げにより行われる。生活扶助本体については、それ以外に「不均衡の是正」の方法はない。水準均衡方式のもとでは、「民間最終消費支出の伸び」によって一般国民の生活水準（消費水準）との

不均衡の有無・程度等を判断し、これに準拠して生活扶助基準を上げ下げすることを通じて一般国民の生活水準（消費水準）との不均衡を是正することになる。つまり、水準均衡方式のもとでは、一般国民の生活水準（消費水準）との間の不均衡の是正は、直接的には生活扶助基準の上げ下げによって行われ、その生活扶助基準を上げ下げする理由・根拠が「民間最終消費支出の伸び」という構造になっているのである。

(イ) デフレ調整においてもこの構造自体はなんら変わらない。つまり、本件において問題となっているのは、生活扶助基準を上げ下げする直接の理由・根拠なのであり、それは、従前の被控訴人らの主張、そして、それに基づく控訴人らの理解によれば、「平成20年時点における実質的な可処分所得は維持しつつ、同年以降の物価下落による可処分所得の実質的な増加分のみを対象」とし【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】、「平成21年度以降のデフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的な増加分を是正する」【原審被控訴人ら準備書面(10)21頁】という点にあるのである。水準均衡方式においては、この生活扶助基準を上げ下げする直接の理由・根拠が、「民間最終消費支出の伸び」となっているだけであり、最終的には生活扶助基準の上げ下げを通じて、一般国民の生活水準（消費水準）との間の不均衡が是正されるという構造自体は何ら変わらないのである。つまり、「一般国民の生活水準との間の不均衡」という具体的に生活扶助基準へ反映することができない極めて抽象的な概念を根拠として直接、ダイレクトに生活扶助基準の上げ下げが行われるわけではないのである。

(ウ) 前述のとおり、被控訴人ら、自らが、東京地裁被控訴人ら第13準備書面【甲全412】18頁において、『デフレにより実質的に増額された生活扶助基準の水準(高さ)について適正化を図る』ことにより、もって、『一般国民との間の不均衡の是正を図る』のがデフレ調整の趣旨、目的であるなどと主張しているのも、生活扶助基準を上げ下げする直接の理由・根拠は、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的な増加分を是正する」という点にあり、これを直接の理由・根拠として生活扶助基準を引き下げることを通じて、もって、「一般国民との間の不均衡の是正を図る」との理解に基づいているのである。

そして、同様に、被控訴人ら、自ら、前記準備書面【甲全412】6

～7頁において、「相対的」との文言につき、『相対的』との文言は、・・・『生活扶助基準の実質的な引上げ』には、一般国民との比較において生活保護受給世帯の可処分所得が相対的に増加したという観点をも含むものであることから、この点を明らかにする趣旨で注意的に記載したものにすぎないなどと主張し、「相対的」という文言はデフレ調整の直接の理由・根拠となるような文言ではなく注意的に記載したものであり、デフレ調整の直接の理由・根拠は、あくまでも「生活扶助基準の実質的な引上げ」の状態の是正にある旨主張しているのである。

- (エ) そして、真実、生活保護世帯だけに物価下落の影響が極めて顕著に認められ、それにもかかわらず生活扶助基準が据え置かれていたことにより生活保護世帯の可処分所得が大幅に増加したという事実が認められるのであれば、確かに、一般国民の生活水準（消費水準）との間で不均衡が生じているとみることもできるし、生活保護世帯における可処分所得の実質的増加分の限りで生活扶助基準を引下げれば、その生活扶助基準の引下げを通じて、一般国民の生活水準（消費水準）との間の不均衡も是正されるといえる。しかし、実際は、物価下落による生活保護世帯の可処分所得の大幅増加などという事実は全く認められないのである。

- (オ) デフレ調整の直接の理由・根拠は、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】するという点にあるのであるから、その点とは直接関係せず生活扶助基準の上げ下げの直接の理由・根拠とならない「一般国民の生活水準（消費水準）との間の不均衡」や一般国民との間における「可処分所得の相対的な増加」などという点をどれだけ強調しても、デフレ調整の問題点を検討するにあたっては全く無意味である。敗訴判決を11判決も重ねた結果、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】という判断過程に関する主張を維持すると敗訴確実と判断した被控訴人らが、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」というデフレ調整の直接の理由・根拠から目をそらせるために、まさに「煙幕」として「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」とい

う点を強調し前面に押し出しはじめたと言えない。

イ 「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したものである旨【乙全１１６】の新見解を中心とする新主張は従前の被控訴人らの主張と矛盾する同一性を欠く主張である

(ア) さらに、被控訴人らは、当審準備書面(13)において、乙全第１１６号証の栃本意見書で述べられた「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したという新見解に依拠して、「実質的な購買力（可処分所得）に着目した説明は、物価動向の範囲内で生活扶助基準を改定することを言い換えたにとどまる。したがって、デフレ調整の改定率に相当する『生活保護受給世帯における可処分所得の相対的、実質的增加』が現に認定できるかどうかについては、本件保護基準改定の適法性を左右しない」【当審被控訴人ら準備書面(13) 70頁】などと主張するに至った。

(イ) しかし、そもそも、本件同種訴訟が２０１４年２月に佐賀地裁に提訴されてから約１０年間、被控訴人らが、デフレ調整の判断過程につき、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどと説明したことなど一度もない。本件においても同様である。そのような主張状況自体で、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどという判断過程であるはずがないことは明白である。

(ロ) また、被控訴人らは、本件においても、前述のとおり、原審から当審の最終盤に至るまで一貫して、生活保護世帯における物価下落による可処分所得の実質的増加分のみを対象とし、生活扶助基準の名目額は引下げても実質的な可処分所得は維持するという趣旨・目的に基づきデフレ調整を行った旨主張していた。真実、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したというのであるなら、当然、原審から当審の最終盤に至るまで一貫してそのように主張するはずであるが、そのような主張は全く行わず、むしろ、前述のとおり、「生活保護受給世帯の可処分所得も実質的に増加している状況が生じていたことを踏まえ、生活扶助基準の調整をしようとするものであるから、その調整に当たっては、可処分所得が実質的に増加した程度を的確に把握する必要」【原審被控訴人ら準備書面(10) 18頁】があり、「平成２０年時点における実質的な可処分所得は維持しつつ、同年以降の物価下落による可処分所得の

実質的な増加分のみを対象にした」【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】などと一貫して主張し続けていたのである。この従前の被控訴人らの一貫した主張と、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどという被控訴人らの新主張が依拠する新たな見解は、全く整合せず矛盾するとしか言いようがない。つまり、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」は、一般国民が生活扶助相当品目を購入する場合に、一般国民におけるそれらの品目の価格変動を示すものに過ぎず、「生活保護世帯における物価変動による可処分所得の実質的変動」を示すものではないのである。「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照することで、なぜ、生活保護世帯の「可処分所得が実質的に増加した程度を的確に把握」【原審被控訴人ら準備書面(10)18頁】できるのか、なぜ、生活保護世帯の「平成20年時点における実質的な可処分所得は維持しつつ、同年以降の物価下落による可処分所得の実質的な増加分のみを対象にした」【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】といえるのか、全く説明できない。被控訴人らの新主張が依拠する新たな見解は、従前の被控訴人らの主張と全く整合せず矛盾する見解なのであるから、もはや同一性を全く欠く新主張が事実審たる控訴審の最終盤に至って主張されるに至ったとしか言いようがない。

- (エ) さらに、厚生労働省保護課長補佐(数理職)としてデフレ調整に深く関与した西尾穂高氏も、証人尋問において、デフレ調整につき、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどとは一切証言していない。却って、前述のとおり、「実質的な購買力を維持する」とは、「生活保護世帯のデフレによる可処分所得の実質的増加分だけ生活保護基準を見直す」(傍点は代理人)という意味と同じであることを認め【西尾穂高氏証人調書50頁上段】、さらに、前述の村木社会・援護局長(当時)の国会答弁を踏まえ、その目的を達成するために生活扶助相当CPIが作成されたことを認めた【西尾穂高氏証人調書50頁中段～51頁上段】。「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどという判断過程なのであれば、西尾氏は、端的にそのように証言するはずであるが、そのような証言は一切なく、従前の被控訴人らの主張に沿う証言を行っているのである。

(カ) また、前述のとおり、村木社会・援護局長（当時）は、衆議院厚生労働委員会において、「今回の政策目的でございますが、二十年と二十三年、同じような生活を生活保護受給者の方がした場合に、同じような生活水準を維持していただくためにどれだけの扶助費があればいいかということを見るということが大きな目的でございます」と従前の被控訴人らの主張と整合する答弁を行っているが【甲全 99・18 頁】、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照することは、このような「大きな目的」と全く整合しない。「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したのであれば、その旨、明確に答弁するはずである。

(キ) また、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照するという判断過程なのであれば、本件引下げ当時の厚生労働省の資料【乙全 16、乙全 112 等】でも、端的にそのように記載されるはずであるが、そのような記載は一切なく、却って、「実質的な購買力は維持する」旨、従前の被控訴人らの主張等と整合する記載があるのである【乙全 16・2 枚目、乙全 112・3 枚目（「②デフレ調整分」の説明部分）】。

「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照して、生活保護世帯の「実質的な購買力」が維持されるはずがなく、被控訴人らが依拠する新見解は、本件引下げ当時の厚生労働省の資料とも全く整合しない。

(ク) このように、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどという被控訴人らの新主張が依拠する新たな見解は、主張のレベルだけでみても、従前の被控訴人らの主張と全く整合せず矛盾する見解なのであるから、この見解に依拠する被控訴人らの新主張は、もはや従前の主張と同一性を全く欠く新主張が事実審たる控訴審の最終盤、しかも結審に向けた立証制限がかけられるその日（本年 5 月 31 日）に至って主張されるに至ったものとしか言いようがない。

さらに、本件引下げ当時の厚生労働省の資料、村木社会・援護局長（当時）の国会答弁、西尾穂高氏の証言などといった証拠のレベルでみても、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどという判断過程でデフレ調整を行ったことを認めるに足る証拠など一切ない。なお、念のため付言しておくが、デフレ調整については、基準部会には全く諮られていないのであるから、本件引下げ当時、基準部会委員であった栃本一三郎教授の意見書【乙全 116】は、判断過程

の直接証拠では一切ない。

敗訴判決を11判決も重ね、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】という判断過程に関する主張を維持すると敗訴確実と判断した被控訴人らが、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」というデフレ調整の直接の理由・根拠から目をそらせるために、まさに「煙幕」として「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどと従前の被控訴人らの主張と全く同一性を欠く新たな見解を全面に展開するようになったとしか認められない。

このような新たな見解に基づく被控訴人らの主張など採用できるはずがなく、検討にも値しない。

- (ク) なお、念のため付言するが、本件と同種訴訟が佐賀地裁に初めて提訴されてから約10年経った後、従前の主張と同一性を全く欠く新主張が事実審たる控訴審の最終盤、しかも結審に向けた立証制限がかけられるその日（本年5月31日）に至って初めて主張されるに至っているという点は、訴訟手続上も極めて重大な問題であり、控訴人らの反証の機会を不当に奪うものとして訴訟上の信義誠実の原則（民事訴訟法2条参照）にすら反するものであると言わざるを得ない。このような主張の仕方を認めれば、訴訟はいつまで経っても終結しない。その意味でも、裁判所は、このような被控訴人らの主張を採用すべきではない。

ウ 「物価変動による可処分所得の実質的変動」は特定集団等に固有の絶対的影響であって、消費構造が全く異なる他集団との「相対比較」や消費構造が全く異なる他集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」をそのまま当てはめることには全く理論的意義が無く重大な事実誤認を招く

- (ア) さらにいうと、「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどという点を強調する被控訴人らの主張は、理論的にも全く意義を見出せない。

後でも述べるとおり、物価変動による可処分所得の実質的変動の程度は、世帯や集団の消費構造に完全に依存するのであるから、そもそも、特定集団・世帯に固有の絶対的影響であって、消費構造が異なる他集団等と「相対比較」する理論的意義は見出せないし、ましてや、ある集団等の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の程度を消費構造が全く異なる別の他集団等にそのまま当てはめることに理論的意義は全く

見出せない。

- (イ) 具体的な数値を設定して説明すると、同じ財・サービスの価格変動でも、A集団は可処分所得が実質的に1%増、A集団と消費構造が全く異なるB集団では可処分所得が実質的に5%増ということは十分にあり得る。このとき、B集団の可処分所得の実質的増加分は、あくまでも、B集団固有の絶対的影響であって、この絶対的影響を消費構造が全く異なる他の集団との関係で「相対比較」することに理論的意義など見出せないし、ましてや、B集団の「5%増」を消費構造が全く異なるA集団の可処分所得の実質的変動分としてそのまま使用することに理論的意義など全く見出せないのである。仮に、B集団の可処分所得実質5%増という影響をA集団にそのまま適用してA集団も5%増ということにすれば、A集団では真実は1%増でしかなかったのに4%もかさ増しして「増加」したとみなされてしまうということを意味する。このように、特定集団の物価変動による可処分所得の実質的変動の程度を「相対比較」することに理論的意義は見出せないばかりか、特定集団の可処分所得の実質的変動の程度を消費構造が全く異なる別の集団の可処分所得の実質的変動の程度としてそのまま使用すれば重大な事実誤認を招き極めて有害なのである。
- (ロ) また、生活扶助相当CPIは、総務省CPIの品目から、「非生活扶助相当品目を除外」して作成されている。これは、「生活扶助を受けている世帯」という特定集団において、生活扶助相当品目の物価の上がり下がりによって生計費（可処分所得）が実質的にどう変動するかを測定するという目的で行われているものとしか考えられない。デフレ調整の趣旨・目的につき、「物価下落による可処分所得の実質的増加分の限りで行う」ものとすれば、このような生活扶助相当CPIの作成方法も理解はできるが、被控訴人らが当審準備書面(11)4頁で主張するように「デフレ調整が、生活保護受給世帯における可処分所得が一般国民の生活水準との関連において相対的に増加したことを調整するもの」だとするなら、全く理解ができなくなる。なぜ、総務省CPIの品目から「非生活扶助相当品目を除外」した生活扶助相当CPIによって、「生活保護受給世帯における可処分所得が一般国民の生活水準との関連において相対的に増加した」分が測定できるというのか全く理解できないし、説明もない。本来、「相対化」できない絶対的影響を、無理矢理「相対化」させようとし説明不能の状態に陥っていることは明らかである。

(エ) 以上のとおり、「物価変動による可処分所得の実質的変動」は特定集団等に固有の絶対的影響であって、消費構造が全く異なる他集団との「相対比較」や消費構造が全く異なる他集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」をそのまま当てはめることには全く理論的意義が見当たらない。むしろ、このような「相対比較」やある集団の可処分所得の実質的変動をそのまま他集団に当てはめることは、「可処分所得の実質的変動」の有無・程度に関する重大な事実誤認を招き極めて有害なのである。

エ そもそも「一般国民との間の不均衡の是正」は物価変動分を含む名目値である民間最終消費支出の伸び率に準拠して行われ、物価のみを切り出して行われるものではない～「物価」をそのまま生活扶助基準改定に直結・連動させることは否定されている～

(ア) そもそも、「一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」は、まさに、水準均衡方式のもと、物価そのものではなく、物価変動分を含む名目値である政府経済見通しにおける民間最終消費支出の伸び率に準拠して改定を行うことによって図られるものである。名目値である民間最終消費支出の伸び率に準拠させれば自ずと物価変動分を当然に含んだ改定になるのである。それをなぜ、わざわざ物価のみを切り出して「デフレ調整」を行う必要があるのかその理由が全く不明である。

(イ) そして、そもそも、物価をそのまま生活扶助基準改定に直結・連動させることは否定されている。すなわち、中央社会福祉審議会によるいわゆる「昭和58年意見具申」【乙全8】は、生活扶助基準に関する専門家集団として、「物価」をそのまま生活扶助基準の改定に直結・連動させるべきではないと考え、そのような趣旨で、「物価は」、「参考資料にとどめるべき」と強く意見具申しているのである。つまり、昭和58年意見具申は、物価をそのまま生活扶助基準の改定に直結・連動させることを否定しているのである。

それにもかかわらず、本件において、厚生労働大臣は、そのような専門的知見を用いることなく生活扶助相当CPIで算出された数値をそのまま生活扶助基準本体の改定に直結・連動させたのである。このような厚生労働大臣の判断は、「参考資料にとどめるべき」（直結・連動させるべきではない）とする昭和58年意見具申を明らかに否定する判断なのであり、さらにいうと、本則の改定方式とされる「政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び」には準拠させることなく、参考資料にとどめる

べきとされた物価変動に直結・連動させたという意味でも昭和58年意見具申を明らかに否定する判断なのであるから、そのような判断をするのであれば、厚生労働大臣において、少なくとも、昭和58年意見具申で示された専門的知見との整合性につき十分に合理的な説明を行うべきである。さらに、前述のとおり、「政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び」は当然、物価変動分を含む「名目値」であるところ、水準均衡方式のもとで生活扶助基準を改定すれば、自ずと物価変動分も含んだ改定になるはずであるのに、水準均衡方式による改定を採用し続けていながら敢えて物価変動のみを切り出して、それを生活扶助基準改定に直結・連動させるという点についても極めて重大な問題であり、この点についても、少なくとも、専門的知見との整合性につき十分に合理的な説明を行うべきである。専門的知見との整合性につき十分に合理的な説明がなければ、当然、専門的知見との整合性など認められるはずがない。

なお、被控訴人らは、各種加算においては物価の伸び率を基本として改定されてきている【当審被控訴人ら準備書面(4)31頁】などと主張しているが、各種加算と生活扶助基準本体の改定方式は全く異なっているのであるから、全く当を得ない主張である。すなわち、昭和58年意見具申【乙全8】は、「2 生活扶助基準改定方式」の部分では、「物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべき」と強く意見具申しているが、生活扶助基準本体以外の加算部分に関する「3 老齢加算等のあり方」においては、上記意見具申のような記載は全く認められず、却って、「その改定に当たっては、生活扶助基準本体の場合とは異った取扱いをするよう検討すべき」としている。すなわち、昭和58年意見具申は、生活扶助基準本体の改定において物価と直結・連動させることを明確に否定している一方、生活扶助基準本体以外の各種加算についてはそのような否定を行っていないのであるから、「各種加算においては物価の伸び率を基本として改定されてきた」などと主張しても、生活扶助基準本体の改定が問題となる本件においては、昭和58年意見具申が示した専門的知見との整合性の問題に対する反論として当を得た反論とは全くいえない。

- (ウ) さらに、被控訴人らは、「デフレ調整は、水準均衡方式による毎年度の生活扶助基準の改定とは経緯や趣旨を異にしており、昭和58年意見具申は、このような状況における生活扶助基準の改定（デフレ調整）にまで水準均衡方式を用いることを想定していたものではなかった」【当審

被控訴人ら準備書面(4)31頁】などと主張する。

しかし、昭和58年意見具申が示した物価を「参考資料にとどめるべき」とした理由は、水準均衡方式のもと「政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠」するなら、「物価は、そのままでは消費水準を示すものではない」という点にある【乙全8】。デフレ調整の経緯や趣旨がどうであろうと、水準均衡方式は採用し続けられており、「物価は、そのままでは消費水準を示すものではない」という点やデフレ調整が水準均衡方式による改定と同じ、被控訴人らがいう「絶対水準」の改定を行うものであるという点には何ら変わらない。すなわち、デフレ調整の経緯や趣旨がどうであろうと、昭和58年意見具申で示された物価を「参考資料にとどめるべき」とした専門的知見に基づく理由はやはり問題となり回避できないのであるから、専門的知見との整合性につき少なくとも十分に合理的な説明を行うべきである。専門的知見との整合性につき十分に合理的な説明がなければ、当然、専門的知見との整合性など認められるはずがない。

- (エ) このように、物価をそのまま生活扶助基準の改定に直結・連動させることは明確に否定されており、水準均衡方式のもと、そもそも「一般国民との間の不均衡の是正」は物価変動分を含む名目値である民間最終消費支出の伸び率に準拠して行われ、物価のみを切り出して行われるものではないのである。

(3) 小括

以上みてきたとおり、デフレ調整の直接の理由・根拠は、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】するという点にあるのであるから、その点とは直接関係せず生活扶助基準の上げ下げの直接の理由・根拠とならない「一般国民の生活水準（消費水準）との間の不均衡」や一般国民との間における「可処分所得の相対的な増加」などという点をどれだけ強調しても、そもそもデフレ調整の問題点を検討するにあたっては全く無意味なのである。

その上で、「一般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどという被控訴人らの新主張が依拠する新たな見解は、主張のレベルだけでみても、従前の被控訴人らの主張と全く整合せず矛盾する見解なのであり、さらに、本件引下げ当時の厚生労働省の資料、村木社会・援護局長（当時）の国会答弁、西尾穂高氏の証言などといった証拠のレベルでみても、「一

般国民の直面する生活扶助相当品目に係る物価動向」を参照したなどという判断過程は各種証拠と全く整合しておらず、その他、そのような判断過程でデフレ調整を行ったことを認めるに足りる証拠など一切ない。

また、理論的にも、「物価変動による可処分所得の実質的変動」は特定集団等に固有の絶対的影響であって、消費構造が全く異なる他集団との「相対比較」や消費構造が全く異なる他集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」をそのまま当てはめることには理論的意義が全く見当たらない。むしろ、このような「相対比較」やある集団の可処分所得の実質的変動をそのまま他集団に当てはめることは、「可処分所得の実質的変動」の有無・程度に関する重大な事実誤認を招き極めて有害なのである。

そして、そもそも、昭和58年意見具申【乙全8】において物価をそのまま生活扶助基準の改定に直結・連動させることは明確に否定されており、水準均衡方式のもと、「一般国民との間の不均衡の是正」は物価変動分を含む名目値である民間最終消費支出の伸び率に準拠して行われ、物価のみを切り出して行われるものではないのである。

このようなことからすると、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】という判断過程に関する主張を維持すると敗訴確実と判断した被控訴人らが、「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」というデフレ調整の直接の理由・根拠から目をそらさせるために、まさに「煙幕」として「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」という点を強調し前面に押し出しはじめたとしか言いようがない。

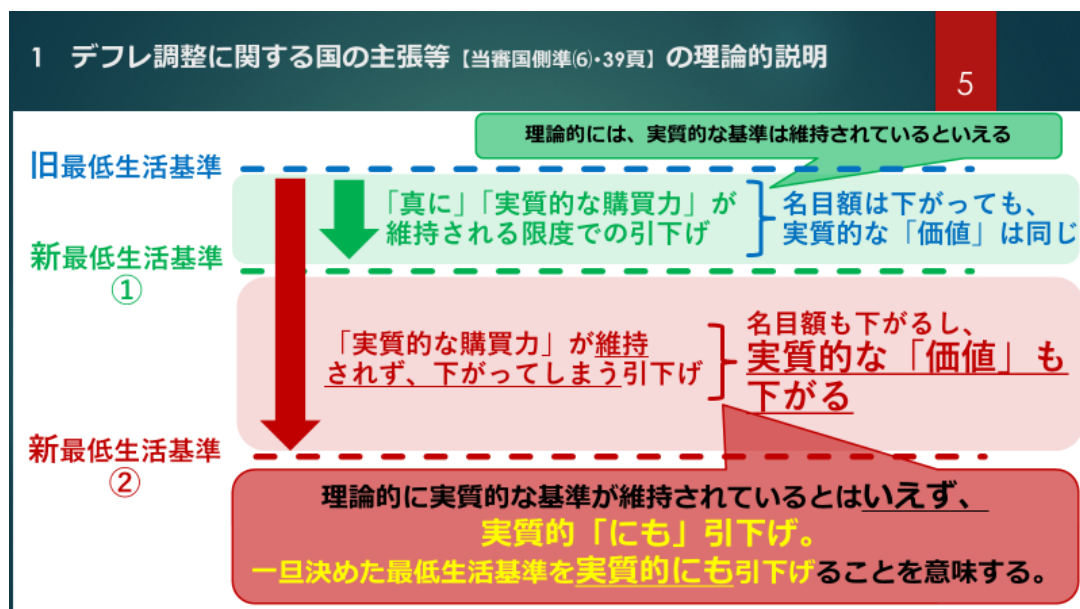
4 まとめ～「物価下落による可処分所得の実質的増加分」の限りで行われるのがデフレ調整～

以上のことからすると、生活扶助相当CPIで算出された数値を生活扶助基準改定に直結・連動させる理由は、従前から被控訴人らが一貫して主張していたとおり「デフレ傾向及び生活扶助基準据置きから生ずる生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分を是正」【当審被控訴人ら準備書面(6)39頁】、つまり、「物価下落による可処分所得の実質的増加分」の限りで基準改定を行うという点でしかあり得ず、裁判所は、「生活保護受給世帯の可処分所得の相対的な増加による一般国民の生活水準との間の不均衡の是正」などという「煙幕」としての新主張に決して惑わされてはならない。

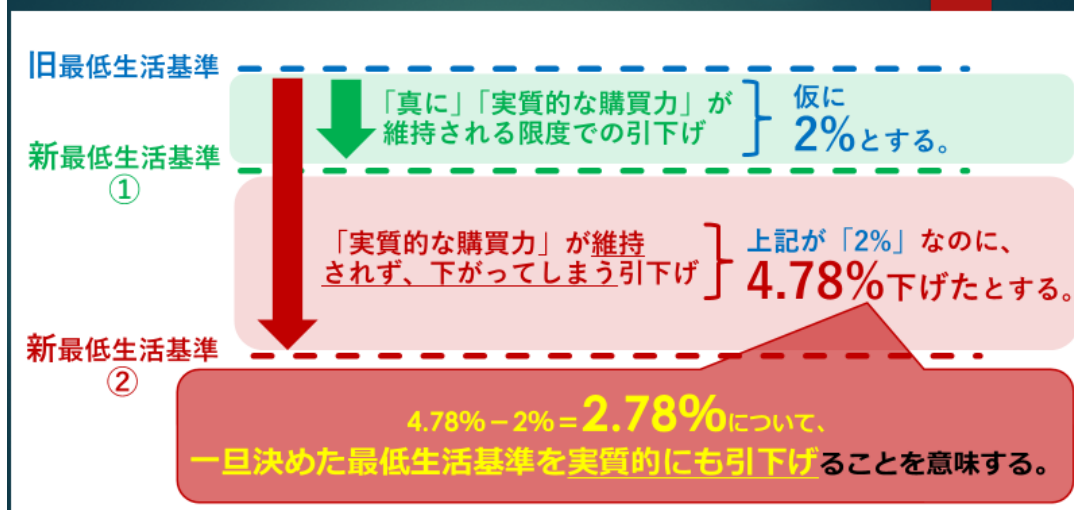
第2 デフレ調整の違法性を検討するための大きな視点・留意点

1 デフレ調整における最大の争点～生活保護世帯において可処分所得が4.78%も実質的に増加したのか～

デフレ調整における最大の争点は、生活保護世帯において、2008（平成20）年から2011（平成23）年にかけて、本当に、可処分所得が4.78%も実質的に増加したのかという点である。生活扶助相当CPIの問題点に関する論点は、ほとんど全て、この最大の争点を判断するための論点である。つまり、生活扶助相当CPIは、生活保護世帯における物価変動による可処分所得の実質的変動の有無・程度を正しく測定できているのかを判断するために、生活扶助相当CPIの問題点に関する個別論点があるのである。



すなわち、スライド5でいえば、緑色で示している部分がどの程度で、本件基準引下げは明らかに赤色で示している部分に入っていないかが最大の争点となるのである。そして、明らかに赤色で示されている部分に入ってしまった引下げであれば、その「合理的理由」が必ず必要となる。なぜなら、「合理的理由」がなければ、なぜ、いったん定められた生活保護基準が、「その%」引下げられることになるのか説明すらできないことになるからである。



具体的数値を設定したスライド6でいえば、緑色で示された部分が2%であるにもかかわらず、赤色で示された部分のとおりの4.78%も引下げてしまえば、結局、2.78%分は、いったい何の理由で引下げされたことになるのか説明が付かなくなるのである。さらにいうと、なぜ、0.5%でも3%でもない「2.78%」という数値となるのかも当然、全く説明ができない状態となる。

この大きな構造には特に留意する必要がある。

2 生活扶助相当CPIの問題点に関する被控訴人ら及び原判決の判断枠組みは明らかに誤っている

- (1) それにもかかわらず、被控訴人ら及び原判決は、生活扶助相当CPIの問題点に関する論点につき、個別論点に細分化して分解し、個別論点ごとに「過誤・欠落」の有無や不合理性を判断し、「過誤・欠落があるとはいえない」、「不合理であるということとはできない」などと結論付けた上、個別論点を総合した総合判断を一切行っていない。
- (2) そもそも「過誤・欠落があるとはいえない」、「不合理であるということとはできない」などという評価自体が誤っていることはおくとして、被控訴人ら及び原判決のこのような判断枠組み自体が明らかに誤っている。

つまり、厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIを用いて測定した結果、生活保護世帯における可処分所得の実質的増加分を4.78%であったと測定し、その測定に基づき、そのまま生活扶助基準の引下げに直結させたのであるから、本件においては、当然、「生活扶助相当CPIで測定された4.78%という数値が本当に生活保護世帯における可処分所得の実質的増加分と

いえるのか」が審理の対象となり、最大の争点となる。そして、控訴人らが主張する生活扶助相当CPIに関する問題点のほとんど全ては「生活扶助相当CPIで測定された4.78%という数値は生活保護世帯における可処分所得の実質的増加分から約3%もかけ離れた数値となっている」という最大の争点に対する控訴人らの主張の根拠となっているのであるから、本件の審理においては、控訴人らが主張する生活扶助相当CPIに関する問題点を総合し、「生活扶助相当CPIで測定された4.78%という数値が本当に生活保護世帯における可処分所得の実質的増加分といえるのか」が評価・判断されなければならないのである。最大の争点に対する評価・判断を行わない被控訴人ら及び原判決の判断枠組みは、それ自体、そもそも明らかに誤っているのである。被控訴人らは、最大の争点に対する反論ができないからこそ、敢えて論点を細分化して分解し総合判断を行っていないとしか考えられない。

- (3) さらに、最大の争点に対する評価・判断を行っていないだけでなく、生活扶助相当CPIに関する問題点を個別論点ごとに細分化して分解し、それぞれの個別論点ごとに「過誤・欠落があるか」を判断するという枠組みも明らかに誤っている。

すなわち、分かりやすく説明するために敢えて理念的な具体例を設定して主張すると、たとえば「-2%」が「正しい数値」であったとして、その正しい数値からのズレが、それぞれ、Aという個別論点で-0.4%、Bという個別論点で-0.8%、Cという個別論点で-0.7%、Dという個別論点で-0.9%、Eという個別論点で+0.1%という状況であったとする。それぞれの個別論点によるズレ自体はそれほど大きなものではないので、個別論点ごとに細分化して分解した評価では「大したズレではない」という評価もあり得るかもしれない。しかし、個別論点ごとのズレを全て合算すると全体としてはズレは「-2.7%」という大きな値となり、測定される数値は正しい数値「-2%」から2.35倍もズレた「-4.7%」という数値となる。正しい数値から2.35倍もかけ離れた数値となっているにもかかわらず「大したズレではない」などと評価することなど到底できない。このような場合でも、個別論点ごとに細分化して分解した評価では、個別論点による「大したことがないズレ」の評価に終始することになり、最も重要な「正しい数値『-2%』から2.35倍もズレた『-4.7%』という数値に対する評価・判断」が完全に欠落することになるのである。生活扶助相当CPIに関する問題点を個別論点ごとに細分化して分解し、それぞれの個別論点ごとに「過誤・欠落があるか」を判断するという被控訴人ら及び

原判決の枠組みは、まさにこの誤りを犯しているのである。

被控訴人らが主張するように生活扶助相当C P Iに関する問題点を個別論点ごとに細分化して分解し、それぞれの個別論点ごとに「過誤・欠落があるか」を判断するという枠組みを採用すると、生活扶助相当C P Iに関する問題点を全く正しく評価・判断できないのである。そして、最大の争点に対する判断も行わないというのであれば、その判断枠組みの誤りは決定的なものとなる。

- (4) さらに、実際の厚生労働大臣の判断過程においても、最も重要な判断過程は、厚生労働大臣が独自に作成した生活扶助相当C P Iという指標によって測定された4. 78%という数値が、生活保護世帯における可処分所得の実質的増加分を表しているとは判断したという部分であり、この過程に対する評価・判断を行わないことは最大の争点に対する判断を行わないことにほかならない。被控訴人らの判断枠組みではこの点が完全に欠落することになる。
- (5) 以上のとおり、生活扶助相当C P Iの問題点に関する論点につき、個別論点に細分化して分解し、個別論点ごとに「過誤・欠落」の有無や不合理性を判断し、「過誤・欠落があるとはいえない」などと結論付けた上、個別論点を総合して「生活扶助相当C P Iで測定された4. 78%という数値が本当に生活保護世帯における可処分所得の実質的増加分といえるのか」という最大の争点に対する判断を一切行わないという被控訴人ら及び原判決の判断枠組み自体が完全に誤っているのである。このような被控訴人らの判断枠組みに基づいて生活扶助相当C P Iに関する問題点を判断すれば審理不尽となることは明白である。

なお、同種訴訟における控訴人ら敗訴判決は軒並みこの誤りを犯していることを付言しておく。

3 本件における「1%」は極めて大きい

(1) 生活保護史上、生活扶助基準本体の1%以上の引下げが行われたことはない

本件引下げ以前の生活扶助基準本体の引下げは、1950年に生活保護法が制定されて以来、たった2回だけであり、その引下げ幅は、0.9%（2003年度）、0.2%（2004年度）である。つまり、生活保護法が制定されて以来、本件引下げまで、60年以上にわたり1%以上の生活扶助基準引下げは行われたことがないのである。

これだけでも、本件における「1%」がいかに大きな数値であるかが分かる。生活扶助基準は、「最低限度の生活」（憲法25条1項）を具体化した基準、つまり、それを少しでも下回ってしまうと「最低限度の生活」すら営め

ていないということとなる基準という性質上、ある意味当然である。

(2) 経済統計学上も「１％」は極めて大きいと評価される

ア 経済統計学者である鈴木証人は、証人尋問において、本件引下げ当時の物価水準では、経済統計学上、誤差として認められるような水準は、０．数％から０．５％程度までであり、１％を超えるような数値差が出るような場合は、もはや誤差とはいえない数値となる旨証言している【鈴木７頁】。

イ また、１９９６年、アメリカ議会の消費者物価指数諮問委員会は、上院財政委員会に「ボスキンレポート」を提出した。そのレポートでは、アメリカのＣＰＩには、年率１．１％の上方バイアスが存在している可能性がある旨報告されており、これがきっかけとなって、アメリカだけでなく、全世界的に消費者物価指数の精度に関する議論が巻き起こっているのである【鈴木７頁、甲全４１８・４頁～等】。

ウ さらに、日本においても、消費者物価指数の２００５年基準改定時に、０．４％程度の大幅下方修正が行われ、これにより、国債利回りが急低下するなど市場に大きな影響が生じ、「ＣＰＩショック」などと言われる状態となるなどしている【鈴木８頁、甲全４１９】。

エ このように、経済統計学上も、「１％」という数値は極めて大きな数値であると評価され、行政や市場等にも多大な影響が発生する数値なのである。

(3) 「１％」の変動による財政効果も極めて大きい

ア 本件引下げは、平均６．５％の引下げであり、その財政効果は、３年で６７０億円程度（国費ベース）とされる【乙全１１２】。ここから単純計算すると、「１％」あたり約１０３億円（３年・国費ベース）の財政効果をもたらすことになる。本件引下げにおける「１％」の財政効果は極めて大きい。

イ さらに、乙全第８５号証の意見書を作成した宇南山卓教授（以下「宇南山教授」という）も、乙全第４２１号証の「消費者物価指数と真の物価指数」という論文の中で、「０．１％の上方バイアスは、物価スライドが年金給付に与える影響としては２００億円以上のインパクトを持っており、無視できない」と述べている【乙全４２１・３６頁右下段】。

ウ このように、財政効果という面から検討しても、本件における「１％」は極めて大きい数値である。

(4) 生活保護法３条に照らしても「１％」の「下振れ」は極めて大きな問題

いうまでもなく、生活扶助基準は、生活保護法８条２項が定めるように「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの（同法８

条1項)」でなければならない。そして、その「最低限度の生活」とは、憲法25条1項、生活保護法1条を受けた同法3条により「健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と定められている。当然、生活扶助基準が、「健康で文化的な生活水準」から「下振れ」した場合は、その生活扶助基準では「健康で文化的な生活」を営めないことを意味し、同法3条違反となる。法理論的には、「上振れ」とは全く異なり、「下振れ」は極めて重大な問題を孕むこととなる。このようなことから、決して「健康で文化的な生活水準」から「下振れ」することがないように、前述のとおり、本件引下げに至るまで約60年以上にわたり1%以上の引下げが行われなかったのである。

憲法25条1項、生活保護法1条を受けた生活保護法3条に照らしても、本件における「1%」の「下振れ」は極めて大きい。

(5) 小括

以上のとおり、憲法25条1項、生活扶助基準改定の歴史、経済統計学、財政効果等いずれの観点によっても、本件における「1%」は極めて大きいのである。

4 まとめ～「生活保護世帯において可処分所得が4.78%も実質的に増加したのか」という最大の争点を判断するために～

以上のとおり、本件における最大の争点は、生活保護世帯において、2008（平成20）年から2011（平成23）年にかけて、本当に、可処分所得が4.78%も実質的に増加したのかという点にある。この最大の争点を判断することなく判決を言い渡すことはできない。そして、生活扶助相当CPIに関する個別争点は、ほぼ全て、この最大の争点を判断するための争点である。

さらに、生活保護世帯における可処分所得の実質的増加が2%であるとするならそれを超える引下げ分、つまり2.78%については、いったいどのような理由で引下げられたのか、なぜ「2.78%」も超過して引下げるのが当然、問題になるがこの点に関する合理的な理由など全く見当たらない。そして、本件における「1%」は、憲法25条1項、生活扶助基準改定の歴史、経済統計学、財政効果等いずれの観点によっても、極めて大きな数値なのであるから、「2%」、「3%」程度のズレは誤差として容認できるズレであるなどとは到底いえないのである。

デフレ調整の違法性を判断するためには、このような大きな視点・留意点を十分に意識して判断を行う必要がある。

第3 生活扶助相当CPIでは生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を全く正しく測定できない～約3%も過大評価している～

1 はじめに～多数の専門家等が理論的な根拠をもって生活扶助相当CPIでは生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を全く正しく測定できないなどと述べている一方、被控訴人からはこの点に関する正面からの反論・反証が全く行われていない～

ア 原審では、デフレ調整に関する主要な意見書としては、上藤一郎静岡大学教授意見書【甲全149】、池田和彦筑紫女学園大学教授意見書【甲全111】、山田壮志郎日本福祉大学准教授意見書【甲全110】、白井康彦氏意見書【甲全183】及びその関連資料【甲全184～186】等が提出されていた。

イ さらに、当審においては、まさに、長年、消費者物価指数（CPI）の利用方法や物価変動がもたらす生計費変動（可処分所得の実質的変動）に関し専門的な研究を続けてきた鈴木雄大北海学園大学准教授の意見書【甲全352】、19年間日本銀行に勤務し、調査統計局等で市場統計の作成・分析、経済構造の分析業務に従事していた経済統計分析のプロフェッショナルである古賀麻衣子専修大学教授の意見書【甲全351】、経済理論学会の学術誌の編集委員を務めるなど経済理論のプロフェッショナルである阿部太郎名古屋学院大学教授の意見書【甲全347】といった、経済学者の知見の集積として多数の意見書が提出された。

ウ これらの意見書は、全て、生活扶助相当CPIでは生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を全く正しく測定できないという結論を導くものである。とりわけ、生活扶助相当CPIが測定しようとしている物価変動による生計費変動（可処分所得の実質的変動）を長年にわたり研究してきた鈴木証人は、①生活扶助相当CPIは、「生活保護世帯の可処分所得の実質的変動」を測定する指標として求められる性質を全く有していない、②生活扶助相当CPIでは、「生活保護世帯の可処分所得の実質的変動」を正しく測定することなど到底できない、③実態に即した値は、1%台中盤から2%程度で、生活扶助相当CPIは明らかに約3%過剰な値となっている、④生活扶助相当CPIで算出された4.78%という数値は生活保護世帯の実態からかけ離れた「異常値」であり、容易に入手できるデータ等で少しでも検証すれば、すぐに「異常」で採用することができない数値であると分かるなどと結論づけている。また、経済統計分析のプロフェッショナルである古賀教授も生活扶助相当CPIの下落分をもって生活保護世帯の可処分所得の増加分とはとらえられないと結論付けており、経済理論のプロフェッショナルである阿部教授も、生活扶助相当CPIでは生活保護世帯の可処分所得の実質的な変

化を把握することはできないと結論付けている。

このように経済学者を含む多数の専門家等が理論的に、具体的な根拠をもって生活扶助相当C P Iでは生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を全く正しく測定できないなどと述べているのである。

エ これに対し、被控訴人らは、生活扶助相当C P Iによって生活保護世帯の可処分所得の実質的変動が正しく測定できるという内容での正面からの反論・反証を全く行っていない。被控訴人らが行っているのは、前述のとおり、生活保護世帯における可処分所得の実質的変動という最重要争点から目をそらすための「煙幕」を張るような反論・反証であったり、生活保護世帯における可処分所得の実質的変動という最重要争点とリンクさせないように生活扶助相当C P Iの問題点を個別争点に細分化した上、反論可能な個別争点に個別争点の範囲内で、最重要争点にリンクさせないような反論・反証であったりという程度である。

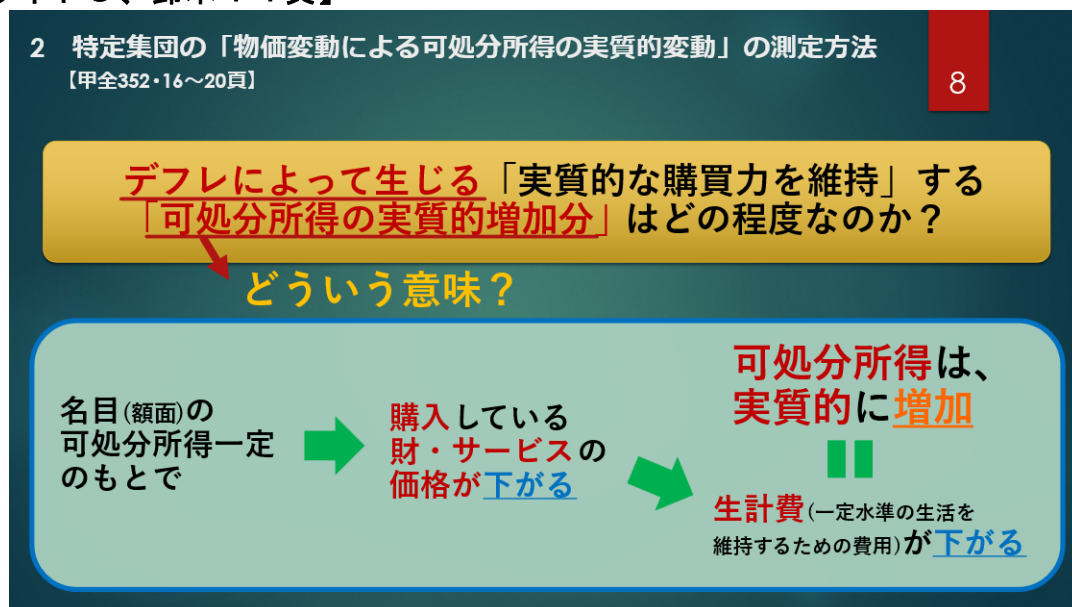
このような当事者双方の主張・立証の構造をみただけでも、もはや、生活扶助相当C P Iでは、生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を正しく測定できないということは争いがないとすら評価しうる状況である。

オ その上で、以下では、生活扶助相当C P Iでは生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を全く正しく測定できず、約3%も過大評価しているという点につき、鈴木証人の証言や意見書【甲全352】を中心に詳述する。

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法

(1) 「物価変動による可処分所得の実質的変動」とは何か？

ア デフレによって生じる「可処分所得の実質的増加」の発生メカニズム【スライド8、鈴木14頁】

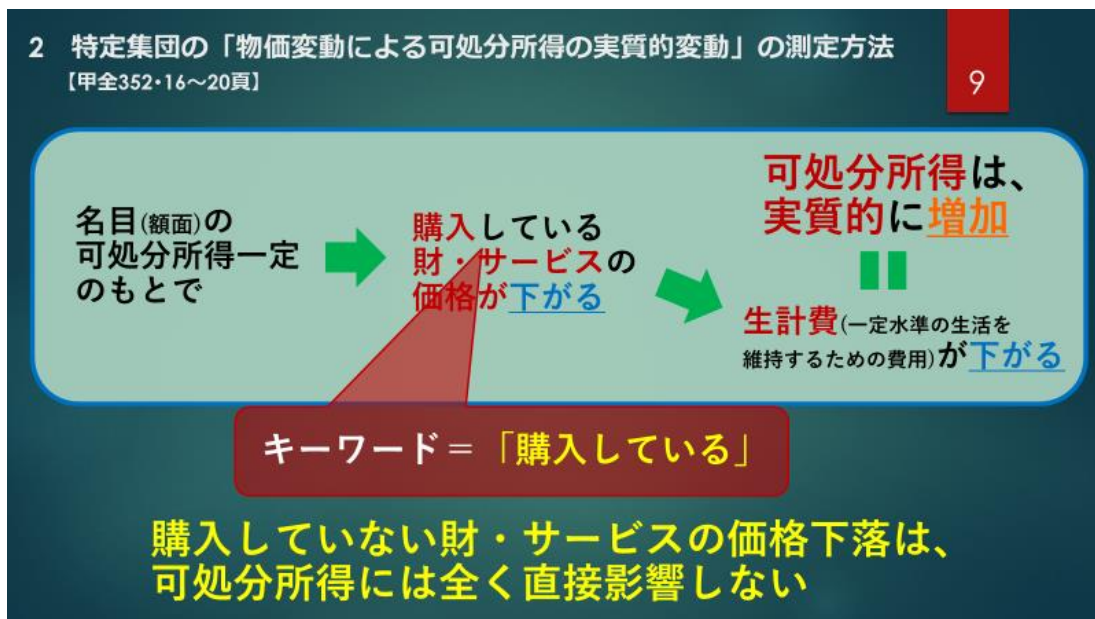


デフレによって生活保護世帯に生じる「可処分所得の実質的増加」がどの程度であったのかを検討・審理するためには、まず、財・サービスの物価変動によってどのように「可処分所得の実質的変動」が発生するのかを正確に理解する必要がある。

名目（額面）の可処分所得一定のもとで、購入している財・サービスの価格が下がるとする。そうすると、当然、生計費（一定の水準の生活を維持するための費用）は下がることになる。これを可処分所得の面からみると、名目（額面）の可処分所得が同じであっても、財・サービスの物価下落により生計費が下落した分だけ、可処分所得は実質的に増加することになる。つまり、可処分所得の名目（額面）金額が同じであっても、実質的な「価値」は上がるということである【スライド8、鈴木14頁】。

財・サービスの物価の上がり下がり、つまり物価変動によって、可処分所得の実質的変動はこのようなメカニズムによって発生するのである。

イ 重要なポイントは「購入している」財・サービスの物価変動【スライド9、鈴木15頁】



物価変動による可処分所得の実質的変動の発生メカニズムは上記のとおりであるが、極めて重要なポイントは、「購入している」財・サービスの物価変動が可処分所得の実質的変動を発生させているという点である。

逆にいうと、購入していない財・サービスの物価変動は、生計費には直接影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさないのである【スライド9】。

(2) 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定を行う際の「7つのポイント」

ア 「7つのポイント」の一覧【スライド10、鈴木15頁】

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法 【甲全352・16～20頁】		10
「7つのポイント」一覧表		
①対象集団の設定	消費構造の同質性が確保される集団に限定すること	
②対象品目の設定	その集団が実際に購入する品目であること	
③品目を代表する銘柄の設定	その集団が購入する品目において、その集団が実際に購入し、その集団にとって当該品目を代表する銘柄であること	
④指数算出に用いる価格の特定	その集団が実際に直面する価格であること。実際に購入する店舗での価格調査を行う必要がある。	
⑤ウエイトの設定	その集団の支出構造に基づくウエイトであること	
⑥指数算式の設定	最良指数とされる「フィッシャー指数」、「ツルンクビスト指数」によること（総務省CPIとの比較はラスパイレス式）	
⑦品質調整の扱い	品質調整済みの指数の動きは実際に直面する価格の動きとは異なることに留意	

特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定を行う際の7つのポイントを一覧表化したものはスライド10のとおりである。以下、これらの7つのポイントについてそれぞれ説明する。

イ ①対象集団の設定【スライド11、鈴木15頁～】

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・16～20頁】

11

① 対象集団の設定

財・サービスの価格の上がり下がりによる、可処分所得の実質的変動の程度は、本来的には世帯ごとに全く異なり、消費構造が異なる集団ごとでも全く異なる

可処分所得の実質的変動の程度を正確に測定するためには、測定対象の集団を、消費構造の同質性に着目して、特定することが極めて重要

↓

どの集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するのか。
消費構造の同質性に着目して対象集団を設定。

財・サービスの価格の上がり下がりによる可処分所得の実質的変動の程度は、本来的には世帯ごとに全く異なり、消費構造が異なる集団ごとでも

全く異なる。

したがって、可処分所得の実質的変動の程度を正確に測定するためには、測定対象集団を、消費構造の同質性に着目して特定することが極めて重要となる。つまり、「どの集団」の「可処分所得の実質的変動」を測定するのかを消費構造の同質性に着目して設定する必要があるのである。

「ある集団」の「可処分所得の実質的変動」を測定する際に、消費構造が全く異なる別の集団の消費構造に基づき測定しても、当然、その測定結果は、測定対象とした「ある集団」の「可処分所得の実質的変動」ではないのである。この測定結果は、「ある集団」の「可処分所得の実質的変動」ではなく、消費構造が全く異なる別の集団の「可処分所得の実質的変動」でしかない。

ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「消費構造の同質性に着目して対象集団を特定し、設定する」ことが極めて重要なのである。

ウ ②対象品目の設定【スライド12、鈴木16頁】

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・16～20頁】

12

② 対象品目の設定

「購入していない」財・サービスの価格変動は、生計費に直接影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさない

可処分所得の実質的変動を測定するには、測定対象世帯・集団が、何をどの程度買って、何を買わないのかが決定的に重要な要素となる

その集団が実際に購入する品目で対象品目を設定

ある集団において購入していない財・サービスの価格変動は、生計費に影響を及ぼさず、その結果、可処分所得の実質的変動も引き起こさない。

買わない物の値段がいくら下がっても、可処分所得は増加しないし、生活は全く楽にならないのである。逆に、たくさん購入する物の値段が大幅に下がれば、可処分所得は増加し、生活は楽になる。当然の話である。

したがって、可処分所得の実質的変動を測定する際には、測定対象世帯・集団が、何をどの程度購入して、何を購入しないのかが決定的に重要

な要素となる。

そうすると、ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「その集団が実際に購入する品目で対象品目を設定する」ことが極めて重要なのである

エ ③品目を代表する銘柄の設定【スライド13、鈴木16頁～】

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法 【甲全352・16～20頁】

13

③ 品目を代表する銘柄の設定

「購入していない」財・サービスの価格変動は、生計費に直接影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさない

可処分所得の実質的変動を測定するには、
測定対象世帯・集団が、何をどの程度買って、何を買わないのかが決定的に重要な要素となる

「コーヒー豆」という品目分類でも、超高級生豆の「銘柄」もあれば、ブレンディ（AGF）という価格下限付近の「銘柄」もある

その集団にとって品目を代表する「銘柄」を設定

たとえば「コーヒー」という品目分類の中でも、極めて高額な超高級生豆の「銘柄」もあれば、一般消費者が購入する価格下限付近の「ブレンディ」（AGF）という「銘柄」もある。同じ品目分類の中でも、価格・品質等が相当異なる「銘柄」が多数存在しているのである。当然、世帯・集団によって実際に購入している「銘柄」は異なっており、世帯・集団を代表するような「銘柄」も異なる。

そうすると、測定対象世帯・集団が、何をどの程度購入して、何を購入しないのかが決定的に重要な要素となることの当然の帰結として、ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「その集団にとって品目を代表する「銘柄」を設定する」ことが極めて重要なのである。

オ ④指数算出に用いる価格の特定【スライド14、鈴木17頁】

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・16～20頁】

14

④ 指数算出に用いる価格の特定

「購入していない」財・サービスの価格変動は、生計費に直接影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさない

可処分所得の実質的変動を測定するには、測定対象世帯・集団が、何をどの程度買って、何を買わないのかが決定的に重要な要素となる

「デパート」で購入するのか、「激安スーパー」で購入するのか、見切り品か、正規価格かなどによって商品の価格は異なる

その集団が実際に直面する価格を調査し、特定

同じ商品でも、たとえば「デパート」で購入するのか、「激安スーパー」で購入するのかによって価格は当然に異なる。さらに、同じ商品でも、見切り品を購入するのか、セール期間中に購入するのか、割引のない正規価格で購入するのかによっても価格は当然に異なる。

そうすると、測定対象世帯・集団が、何をどの程度購入して、何を購入しないのかが決定的に重要な要素となることの当然の帰結として、ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「その集団が実際に直面する価格を調査し、特定する」ことが極めて重要なのである。

カ ⑤ウエイトの設定【スライド15、鈴木17頁～】

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・16～20頁】

15

⑤ ウエイトの設定

「購入していない」財・サービスの価格変動は、生計費に直接影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさない

可処分所得の実質的変動を測定するには、
測定対象世帯・集団が、何をどの程度買って、何を買わないのかが決定的に重要な要素となる

「何をどの程度買って、何を買わないのか」＝ウエイト(支出額割合)
その集団の消費構造に基づくウエイトを設定

「何をどの程度購入して、何を購入しないのか」これは、物価指数の計算上極めて重要な要素となる「ウエイト」（支出額割合）そのものである。その集団の「消費構造」そのものでもある。

そうすると、測定対象世帯・集団が、何をどの程度購入して、何を購入しないのかが決定的に重要な要素となることの当然の帰結として、ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「その集団の消費構造に基づくウエイトを設定する」ことが極めて重要なのである。

キ ⑥指数算式の決定【スライド16、鈴木18頁～】

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・16～20頁】

16

⑥ 指数算式の決定

ILO「消費者物価指数マニュアル」は、次のとおり述べる【甲全352・18頁】

「大半の経済専門家やCPI作成者は、原則として、指数算式は**最良指数**と呼ばれる少数の部類の指数に属するべきであるということと一致している。最良指数は、生計費指数の近似値を提供すると期待することができる。」

「フィッシャー物価指数・ツルンクビスト物価指数（これらは**非経済学的接近方法**においても「最良」であることが明らかとなっている）は、**指数理論への経済学的接近方法**においても「最良」であることが示されている。」

↓

指数算式は、価格の変化に応じた消費行動の変化も反映させることができるという意味で、使えるなら最良指数を使うべき

※ ラスパイレス指数は、ウェイトデータとしては基準時のもので足り、比較時は不要。比較のために比較時のウェイトデータを作成する必要があるため、速報性に非常に優れる。実務的要請を満たすためにラスパイレス指数が用いられるが、速報性が不要ならILOマニュアルに従い最良指数を利用すべき。

消費者物価指数作成の世界的マニュアルであるILOの「消費者物価指数物価指数マニュアル」は、次のとおり述べている【甲全352・18頁】。

「大半の経済専門家やCPI作成者は、原則として、指数算式は最良指数と呼ばれる少数の部類の指数に属するべきであるということと一致している。最良指数は、生計費指数の近似値を提供すると期待することができる」【甲全230・3頁】、「フィッシャー物価指数、ツルンクビスト物価指数（これらは非経済学的接近方法においても『最良』であることが明らかとなっている）は、指数理論への経済学的接近方法においても『最良』であることが示されている」【甲全230・523頁】

そうすると、ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定する際の指数算式としては、使用できるなら「最良指数」を使用すべきなのである。

後述するとおり、生活扶助相当CPIがウェイト固定年として用いる2010年は、ラスパイレス式による計算とパーシェ式による計算でその差が極めて大きい年になっている。特に、そのような時には「最良指数」は、極めて有用である。なぜなら、フィッシャー指数、ツルンクビスト指数に代表される「最良指数」は、期首と期末のウェイトをそれぞれ利用して等しく取り扱うことになり、期首と期末の途中にある特殊なウェイトを使用する必要がなく、また、高くなった物の購入を減らすなどの消費者の消費行動の変化によるウェイトの変化もある程度反映させることができるからである。

なお、総務省CPIは、ラスパイレス指数を使用している。これは、ラスパイレス指数が、速報性に極めて優れているためである。つまり、ラスパイレス指数では、ウェイトデータを「基準時」で固定し、比較時のウェイトデータは不要である。そうすると、比較のたびに「比較時」のウェイトデータを作成する必要がなく、したがって、ラスパイレス指数は、速報性に極めて優れているのである。「速報性」は、実務的には極めて重要であることから、総務省CPIではラスパイレス指数を採用している。しかし、速報性が不要なら、「最良」であることで「大半の経済専門家やCPI作成者」が「一致して」おり、「生計費指数の近似値を提供すると期待することができる」「最良指数」を使用すべきなのである。

ク ⑦品質調整の扱い【スライド17、鈴木19頁～】

2 特定集団の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法 【甲全352・16～20頁】

17

⑦ 「品質調整」の扱い

総務省統計局「消費者物価指数のしくみと見方」【甲全232・36頁】は、
「消費者物価指数は、価格そのものの変化を測定することを目的としていることから、同じ品質の商品の価格変化を追跡するとともに、出回りの変化に対応して調査対象を入れ替える場合には、新旧商品の品質の違いによる価格の変化分を除外しています」と「品質調整」を説明

↓
パソコンのモデルチェンジで、性能2倍で、価格据え置きという場合を仮定
この場合、物価指数上は「品質調整」により、性能上昇による価格変化分が除外されることになり、品質調整済の価格は2分の1となったとしてされる
物価指数上、価格2分の1でも、店頭価格据え置きなので、生計費が2分の1になり、可処分所得が実質的に2倍になるということはないので留意必要

総務省CPIは、同一品質の財・サービスの時系列価格変化を捉えることが目的とされる。つまり、品質向上分を除外した純粋な「価格変化」だけを時系列的に観測することが総務省CPIの目的なのである。このような目的を達成するため、パソコンやデジタルカメラなどのように、短期間で品質が著しく向上した商品が次々に発売されるが実際の店頭価格自体はそれほど変わらないという品目については、新旧商品の品質の違いによる価格の変化分を指数から除外するルールが定められている。このルールが「品質調整」と呼ばれるルールである。総務省統計局が発行する「消費者物価指数のしくみと見方」【甲全232・36頁】でも、「消費者物価指数は、価格そのものの

変化を測定することを目的としていることから、同じ品質の商品の価格変化を追跡するとともに、出回りの変化に対応して調査対象を入れ替える場合には、新旧商品の品質の違いによる価格の変化分を除外しています」と説明されている。つまり、既に市場で販売されなくなってしまったような旧商品と「同じ品質」の商品を購入するとしたら、いくらになるのかを「品質調整」によって仮定するのである。

たとえば、パソコンのモデルチェンジで「性能が2倍になったが価格は据え置かれた」という場合を仮定する。この場合、物価指数計算上は、「品質調整」のルールが発動され、2倍の性能上昇による価格変化分が除外されることになり、価格は2分の1となったとして処理されることになる。総務省CPIは、あくまでも「同一品質」の商品等の価格変化を捉えることが目的なのであるから、「同一品質」の商品等を購入するための価格を「品質調整」によって仮定・計算上設定するのである。しかし、実際の店頭価格は据え置かれている。消費者が実際に直面する店頭価格は据え置かれているのであるから、物価指数上、価格が2分の1になったと仮定されても、パソコンを購入するための生計費が2分の1になり、その分、可処分所得が実質的に2倍になるなどということはないのである。

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法

(1) 「7つのポイント」に基づく生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法

前記(2)では特定集団における物価変動による「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっての「7つのポイント」について説明した。

そこで、以下、この「7つのポイント」を踏まえ、「生活保護世帯」における物価変動による「可処分所得の実質的変動」を測定するためにはどのようにすれば良いかを具体的に説明し、「正しい測定方法」を示す。

(2) ①対象集団の設定【スライド19、鈴木20頁～】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

19

① 対象集団の設定

「生活保護世帯」の物価変動による可処分所得の実質的変動を測定するのであるから、「生活保護世帯」を対象集団と設定するのは当然

しかし、「生活保護世帯」といっても、高齢単身世帯、高齢2人以上世帯、母子世帯、障害世帯、傷病世帯等消費構造が相当に異なる世帯類型が混在しており、所在地域でも相当異なる

「生活保護世帯」を対象集団と設定するのは当然。さらに、高齢単身世帯、母子世帯など消費構造の同質性に着目して測定対象集団を設定した方がさらに望ましい

「生活保護世帯」の物価変動による可処分所得の実質的変動を測定するのであるから「生活保護世帯」を対象集団として設定するのは当然である。

しかし、「生活保護世帯」といっても、高齢単身世帯、高齢2人以上世帯、母子世帯、障害世帯、傷病世帯等消費構造が全く異なる世帯類型が混在している。また、世帯の所在地域によっても消費構造は異なる。だからこそ、生活保護法8条2項は、世帯類型ごと、所在地域ごとの消費構造の差異に着目して基準を設定するよう厚生労働大臣に命じているのである。

このようなことからすると、「生活保護世帯」における「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「生活保護世帯」を対象集団として設定することは当然として、さらに、生活保護法8条2項が、高齢単身世帯、母子世帯など消費構造の同質性に着目して測定対象集団を設定することを厚生労働大臣に命じていることが留意されなければならない。

そして、「生活保護世帯」の「可処分所得の実質的変動」を測定するにもかかわらず、消費構造が全く異なる別の集団の消費構造に基づき測定を行ったとすれば、その測定結果は、「生活保護世帯」の「可処分所得の実質的変動」ではない。設定した「消費構造が全く異なる別の集団」の「可処分所得の実質的変動」でしかない。

(3) ②対象品目の設定【スライド20、鈴木21頁】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

20

② 対象品目の設定

「購入していない」財・サービスの価格変動は、生計費に影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさない

可処分所得の実質的変動を測定するには、
測定対象世帯・集団が、何をどの程度買って、何を買わないのかが決定的に重要な要素となる

保護世帯や保護世帯の母子世帯等対象集団が
実際に購入する品目で対象品目を設定

ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「その集団が実際に購入する品目で対象品目を設定する」ことが極めて重要である。

当然、「生活保護世帯」の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、生活保護世帯が実際に購入する品目で対象品目を設定しなければならない。また、生活保護世帯といえども、実際に購入する品目は、高齢単身世帯や母子世帯、障害世帯等世帯類型によって当然、異なっていることから、これらの世帯類型ごとに対象集団を設定し、それらの測定対象集団が実際に購入する品目で対象品目を設定しなければならない。

(4) ③品目を代表する銘柄の設定【スライド21、鈴木21頁】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

21

③ 品目を代表する銘柄の設定

「購入していない」財・サービスの価格変動は、生計費に影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさない

可処分所得の実質的変動を測定するには、
測定対象世帯・集団が、何をどの程度買って、何を買わないのかが決定的に重要な要素となる

**保護世帯や保護世帯の母子世帯等対象集団が
実際に購入している銘柄で設定する**

ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「その集団にとって品目を代表する『銘柄』を設定する」ことが極めて重要である。

したがって、「生活保護世帯」が実際に購入している「銘柄」で品目を代表する銘柄を設定しなければならない。

さらに、生活保護世帯の中でも高齢単身世帯、母子世帯等の世帯類型ごとに測定対象集団を設定する際は、それぞれの集団が実際に購入している「銘柄」により品目を代表する銘柄を設定しなければならない。

(5) ④指数算出に用いる価格の特定【スライド22、鈴木21頁】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】 22

④ 指数算出に用いる価格の特定

「購入していない」財・サービスの価格変動は、生計費に影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさない

可処分所得の実質的変動を測定するには、
測定対象世帯・集団が、何をどの程度買って、何を買わないのかが決定的に重要な要素となる

「デパート」で購入、「激安スーパー」で購入、「見切り品」などによって商品の価格は異なる。生活保護世帯はデパートで食品などまず買わない。

保護世帯(保護世帯の母子世帯等)が**実際に直面する価格を特定**

ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「その集団が実際に直面する価格を調査し、特定する」ことが極めて重要である。

したがって、「生活保護世帯」が実際に直面している価格を調査し、特定しなければならない。

さらに、生活保護世帯の中でも高齢単身世帯、母子世帯等の世帯類型ごとに測定対象集団を設定する際は、それぞれの集団が実際に直面している価格を調査し、特定しなければならない。

(6) ⑤ウエイトの設定【スライド23～25、鈴木21～22頁】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

23

⑤ ウエイトの設定

「購入していない」財・サービスの価格変動は、生計費に影響を及ぼさないし、可処分所得の実質的変動も引き起こさない

可処分所得の実質的変動を測定するには、
測定対象世帯・集団が、何をどの程度買って、何を買わないのかが決定的に重要な要素となる

「何をどの程度買って、何を買わないのか」＝ウエイト（支出額割合）
保護世帯（保護世帯の母子世帯等）の実際の消費行動（家計支出）からウエイト（支出額割合）を作成する

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

24

⑤ ウエイトの設定

「社会保障生計調査」

調査目的：被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得る・・・ことを目的（厚生労働省調査要綱）

政府統計
統計法に基づいて調査・統計を実施する。調査結果は公表される。

【社会保障生計調査家計簿写し】

平成25年度 社会保障生計調査

家 計 簿

厚生労働省

「ウエイトとして活用可能だし、生活扶助相当CPIの数値の妥当性検証には必要不可欠」

測定対象集団の実際の消費構造に合わせたウエイトを設定することが極めて重要

⑤ ウエイトの設定

社会保障生計調査という生活保護世帯のみを対象とした家計調査を毎年行っているのであるから、このデータを使ってウエイトを設定し、保護世帯（保護世帯の母子世帯等）が何をどの程度購入し、何を買わないのかの実データに基づき、生活保護世帯における「可処分所得の実質的変動」を把握すべき

少なくとも「生活扶助相当CPI」で算出された4.78%という数値が妥当な数値か否か「妥当性検証」を行うデータとしては十分に活用できるし、活用すべきである

ある集団の「可処分所得の実質的変動」を測定するにあたっては、「その集団の消費構造に基づくウエイトを設定する」ことが極めて重要である。

したがって、「生活保護世帯」の消費構造、すなわち、「何をどの程度買って、何を買わないのか」（支出額割合）によってウエイトを設定しなければならない。

さらに、生活保護世帯の中でも高齢単身世帯、母子世帯等の世帯類型ごとに測定対象集団を設定する際は、それぞれの集団の消費構造によってウエイトを設定しなければならない。

生活保護世帯については、毎年、社会保障生計調査によって家計調査が行われている。この社会保障生計調査によって、生活保護世帯、あるいは、生活保護世帯の中の世帯類型ごとの消費構造を十分に把握できる。そして、被控訴人らも社会保障生計調査をウエイトとして活用可能であること自体は認めている。

したがって、生活保護世帯、あるいは、生活保護世帯の中でも高齢単身世帯、母子世帯等の世帯類型ごとの「可処分所得の実質的変動」を測定するためには、社会保障生計調査によってウエイトを設定すべきである。少なくとも、生活扶助相当CPIの数値が妥当な数値か否かの「妥当性検証」を行うためには、社会保障生計調査によりウエイト設定した数値との比較検討が必要不可欠である。

(7) ⑥指数算式の決定【スライド26、鈴木22頁～】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

26

⑥ 指数算式の決定

ILOマニュアル等に従い、指数算式は、速報性が不要なら、
価格の変化に応じた消費行動の変化も反映させることができる
「最良指数」を使うべき

↓

2008年～2011年の「生活保護世帯における可処分所得
の実質的変動」を、2013年の時点で測定する
のであるから、**速報性は一切不要**

フィッシャー指数等の最良指数を使い、
より正確な数値、つまり「最良」の算出を行うべき

前述のILOマニュアルの記載【甲全352・18頁】に従い、指数算式は、速報性が不要なら、「最良指数」を使用すべきである。

そして、本件では、2008（平成20）年から2011（平成23）年にかけての生活保護世帯の「可処分所得の実質的変動」を、2013年の時点で測定するのであるから、「速報性」は全く不要である。

また、最良指数は期首のウェイトと期末のウェイトを利用することになるが、社会保障生計調査は毎年行われていることから、最良指数の利用も十分可能である。

したがって、2008（平成20）年から2011（平成23）年の「生活保護世帯における可処分所得の実質的変動」を測定するという目的に照らし、より直接的で正確な測定を行うべく、フィッシャー指数等の最良指数を使用して「最良」の算出を行うべきである。

(8) ⑦「品質調整」の扱い【スライド27～29、鈴木23頁～】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

27

⑦ 「品質調整」の扱い

物価下落率トップ10

デスクトップパソコン	-74.7%
ノートパソコン	-73.0%
ビデオレコーダー	-68.7%
カメラ	-68.0%
テレビ	-66.4%
ビデオカメラ	-55.4%
洗濯乾燥機	-55.3%
電気冷蔵庫	-45.9%
電子レンジ	-41.1%
全自動洗濯機	-38.7%

パソコン・カメラ等は、
物価指数計算上は、
2008年～2011年にかけて、
約70%もの物価下落
となっている

ここが極めて重要

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

28

⑦ 「品質調整」の扱い

物価下落率トップ10

デスクトップパソコン	-74.7%
ノートパソコン	-73.0%
ビデオレコーダー	-68.7%
カメラ	-68.0%
テレビ	-66.4%
ビデオカメラ	-55.4%
洗濯乾燥機	-55.3%
電気冷蔵庫	-45.9%
電子レンジ	-41.1%
全自動洗濯機	-38.7%

パソコン・カメラ等は、
物価指数計算上は、
2008年～2011年にかけて、
約70%もの物価下落
となっている

たとえば「パソコン」の店頭価格
20万円だったのに、3年後に、
5万円に本当になっていたか？
なっていない。

⑦ 「品質調整」の扱い

品質調整による物価指数計算上の価格下落が大きく、これは、消費者が現実には直面する価格変動ではないのだから、生計費・可処分所得の実質的変動には影響しない

「同一品質」の財などの価格そのものの変化を測定することを目的とするCPIでは、「品質調整」は必須だが、生計費・可処分所得の実質的変動を測定する目的では、「消費者が現実には直面する価格の変化」が重要

品質調整済の指数をデフレ調整に用いる場合には、「品質調整」による過剰影響を考慮すべき

パソコン・カメラ等については、スライド27等のとおり、物価指数計算上は、2008年から2011年にかけて約70%もの猛烈な物価下落となっている。このスライドの物価下落率自体は被控訴人らも認めている。そして、これらの猛烈な「物価下落」の影響が生活扶助相当CPI下落率4.78%の大半を占めているのである【甲全352（古賀意見書）9頁～、甲全351（阿部意見書）2頁～等】。

約70%もの猛烈な物価下落は、大幅な品質調整によってもたらされた「物価指数計算上」の仮定の物価下落であることが極めて重要である。たとえば、パソコンの店頭価格について、2008年に20万円で3年後の2011年には5万円に大幅に値下がりしていたなどということはなかったことは経験則上明らかである。商品自体は性能が大きく向上した新型の商品に入れ替わっているものの店頭価格自体は、ほとんど変わっていないはずである。しかし、「同一品質」の財などの価格そのものの変化を測定することを目的とする物価指数計算上は、品質調整によって、大幅な性能向上による価格変化分が除外されることになり、「猛烈な物価下落」と仮定されるのである。

「同一品質」の財などの価格そのものの変化を測定することを目的とするCPIでは「品質調整」は必須だが、生計費・可処分所得の実質的変動を測定する目的では、「消費者が現実には直面する価格の変化」が極めて重要となる。

品質調整済の指数をデフレ調整に用いる場合には、品質調整による過剰影響を十分に考慮すべきである。物価指数の計算上、品質調整後の価格が70%下落したからといって、生計費が70%も下がるなどということは全くないのである。大幅な品質調整が行われているパソコンやカメラ等の猛烈な物価下落の影響が生活扶助相当CPI下落率4.78%の大半を占めている【甲全352（古賀意見書）9頁～、甲全351（阿部意見書）2頁～等】という状況であれば、生活扶助相当CPIには、「可処分所得の実質的変動」に影響がない物価指数計算上の下落率が大きく反映されていることを前提にすべきである。

(9) 社会保障生計調査を利用することは適切でない旨の被控訴人らの主張は失当である【スライド30～34、鈴木25頁～】

ア 被控訴人らの主張は社会保障生計調査の「調査目的」を否定するものであり、自らの主張と矛盾抵触している【スライド30、鈴木25頁】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

30

⑤ ウエイトの設定

「社会保障生計調査」

国の言い分【一審被告準(10)19頁上段等】

生活保護世帯の各世帯類型、人員、都市部及び地方などの分布を踏まえた抽出等はされておらず、生活保護受給世帯の全体像及び実態を示すものではないので、デフレ調整に利用することができる精度のものではない

言い分に対する見解①

では、なんのために、毎年、約1000世帯^(標本数)もの保護世帯に家計簿を付けてもらって、「全体像・実態を示さない」ような家計調査を行っているのか？

被控訴人らは、社会保障生計調査は、「生活保護受給世帯の全体像及び実態を示さない」【原審被控訴人ら準備書面(10)19頁上段】などと主張しているが、では、何のために、毎年、約1000世帯（標本数ベース）もの生活保護世帯に家計簿を付けてもらい、約1億3000万円の予算を投じて【甲全413・14枚目】、「全体像及び実態を示さない」ような家計調査を行っているのか全く不明である。社会保障生計調査は、「生活保護基準検証の基礎資料として主に活用され」【甲全352・別添資料1、4頁】、生活保護世帯の「家計収支の実態を明らかにすることによって、生活保護

基準の改定等生活保護制度の企画運営に必要な基礎資料を得る」【甲全352・別添資料1、1頁】ために行われ、実際に様々な場面で政策決定に利用されている。社会保障生計調査が「生活保護受給世帯の全体像及び実態を示さない」などとは到底いえない。

また、被控訴人らは、一方では、デフレ調整に利用するためには、「各世帯類型、人員、都市部及び地方などの分布を踏まえた」【原審被控訴人ら準備書面(10)19頁上段】調査が必要、つまり、各世帯類型、人員、都市部及び地方などの要素によって消費構造に差異があるのでそれらを踏まえた調査でなければならない旨主張していながら、なぜ、それらの消費構造の差異を一切無視して「全国・全生活保護世帯一律」のデフレ調整を行ったのか主張自体が矛盾抵触しているというほかない。

イ 社会保障生計調査は適切に標本設計された調査であり統計学的にも十分利用可能な調査であり、総務省統計局も「統計技術的にみて合理的」(統計報告調整法5条)であるなどとして審査基準に適合している旨判断していること【スライド31～35、鈴木25頁～】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法
【甲全352・21～23頁】

31

⑤ ウェイトの設定

「社会保障生計調査」

国の言い分【一審被告準(10)19頁上段等】

生活保護世帯の各世帯類型、人員、都市部及び地方などの分布を踏まえた抽出等はされておらず、生活保護受給世帯の全体像及び実態を示すものではないので、デフレ調整に利用することができる精度のものではない

言い分に対する見解②

そもそも、当然ながら、スライド32・33で示す甲全352号証・別添資料1のとおり、しっかり「標本設計」されている

⑤ ウエイトの設定

「社会保障生計調査」

国の言い分【一審被告準(10)19頁上段等】

生活保護世帯の各世帯類型、人員、都市部及び地方などの分布を踏まえた抽出等はされておらず、生活保護受給世帯の全体像及び実態を示すものではないので、デフレ調整に利用することができる精度のものではない

言い分に対する見解②

標準誤差率の算出も含め統計学的に適切な標本設計がなされており、十分に利用できる調査である【甲全352・22頁脚注4】

⑤ ウエイトの設定

「社会保障生計調査」

言い分に対する見解③

ちなみに、社会保障生計調査は、総務省CPIが利用する家計調査と比較して「サンプル数が少ない」などと指摘する判決が散見されるし、国もそのような主張を行っているが統計学的に完全に誤った指摘。サンプル数が必要十分かどうかは、母集団の大きさ等により変化し、統計学的な計算により定まる。家計調査が9000世帯、社会保障生計調査が1000世帯という絶対数の単純比較は全く意味がない。

「社会保障生計調査」では、統計学的な計算によって、適切に「必要標本数」が算出されており【甲全352・別添資料1、甲全413】、統計学的に必要なサンプル数は十分に確保されている。

さらに、社会保障生計調査も、当然ながら、統計学的に適切に「標本設計」されている。甲全第352号証には、別添資料1として「社会保障生計調査の標本設計について」と題する文書が添付されている。

この文書によれば、「社会保障生計調査（以下「本調査」という。）は、生活保護基準検証の基礎資料として主に活用されることから、基準検証に資する代表的な被保護世帯・・・の家計収支の実態を明らかにする必要がある。このため、本調査の調査対象世帯の抽出にあたっては、地域等ごとに偏りが生じないように配慮しつつ、調査対象自治体において、管内の被

保護世帯の生活実態や状況を十分に承知している福祉事務所の意見を踏まえ、代表的な被保護世帯を有意抽出する」【甲全352・別添資料1、4頁】とされている。そして、「標本抽出の方法」や「調査世帯数の配分等」についても適切に設計され、「必要標本数」についても、目標精度を「『2人以上世帯』及び『単身世帯』のそれぞれについて、消費支出額の平均に関する95%信頼区間が平均±3%に納まること、すなわち、標準誤差率を1.53%（＝0.03／1.96）以下とすることを目標とする」と設定した上で、統計学的な計算を経て「1100世帯程度が妥当」とされている。

経済統計学者である鈴木証人は、このような標本設計を確認した上、「統計学的に適切な標本設計がなされて」いる旨断言している【鈴木26頁、甲全352・22頁脚注4】。

被控訴人らは、これまで、このような標本設計方針等を全く明らかにせず、自らの調査の存在意義を否定する主張を行い続けていたのである。

なお、社会保障生計調査は、総務省CPIが利用する家計調査と比較して「サンプル数が少ない」などと指摘する判決が散見されるし、被控訴人らもそのような主張を行っているが、「サンプル数が少ない」などという指摘は統計学的に完全に誤った指摘である。

サンプル数が必要十分かどうかは、母集団の大きさ等によって変化し、統計学的な計算により定まる。家計調査が9000世帯、社会保障生計調査が1000世帯などという絶対数の単純比較は統計学的に全く意味がない。社会保障生計調査では、前記のとおり、統計学的な計算によって適切に「必要標本数」が算出されており【甲全352・別添資料1、6頁】、統計学的に必要なサンプル数は十分に確保されている。

このようなことから、総務省統計局も、社会保障生計調査について、統計報告調整法5条に基づく審査を行った結果、「統計技術的に見て合理的」（統計報告調整法5条1号）であるなどとして「審査基準に適合しているので承認」と判断しているのである【甲全413・2枚目】。

ウ 国の言い分は家計調査でウェイト設定して良い積極的理由には全くな
らない【スライド36～38、鈴木27頁～】

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法 【甲全352・21～23頁】

36

⑤ ウェイトの設定

「社会保障生計調査」

国の言い分【一審被告準(10)19頁上段等】

生活保護世帯の各世帯類型、人員、都市部及び地方などの分布を踏まえた
抽出等はされておらず、生活保護受給世帯の全体像及び実態を示すもの
ではないので、デフレ調整に利用することができる精度のものではない

言い分に対する見解④

一般世帯（2人以上世帯）（年収200万円未満2.8%、年収750万円以上が25%超）【甲全352・10頁等】の**家計調査で
ウェイト設定して良い理由には全くな**らない。これでウェイト設定すると
もはや生活保護世帯の「可処分所得の実質的変動」の測定では全くない。
※家計調査を使うと「精度」というレベルでは全くない「全く別の集団の測定」になる。

3 生活保護世帯の「物価変動による可処分所得の実質的変動」の測定方法 【甲全352・21～23頁】

37

2010年家計調査	集計世帯数	
全国・二人以上世帯	実数	割合(%)
平均	7,817	100
200万円未満	218	2.8
200～250万円	344	4.4
250～300万円	485	6.2
300～350万円	683	8.7
350～400万円	679	8.7
400～450万円	685	8.8
450～500万円	588	7.5
500～550万円	528	6.8
550～600万円	484	6.2
600～650万円	438	5.6
650～700万円	372	4.8
700～750万円	316	4.0
750～800万円	269	3.4
800～900万円	491	6.3
900～1,000万円	345	4.4
1,000～1,250万円	496	6.3
1,250～1,500万円	196	2.5
1500万円以上	201	2.6

【甲全352号証・10頁表3】

生活扶助相当CPIで利用されている
「家計調査」対象世帯の世帯収入（年収）の分布

出所）平成22年総務省統計局家計調査・第2～6表
「年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」より作成

年収200万未満が
たった2.8%

年収750万以上が
25%超

⑤ ウエイトの設定

「社会保障生計調査」

国の言い分【一審被告準(10)19頁上段等】

生活保護世帯の各世帯類型、人員、都市部及び地方などの分布を踏まえた抽出等はされておらず、生活保護受給世帯の全体像及び実態を示すものではないので、デフレ調整に利用することができる精度のものではない

言い分に対する見解④

年収200万円未満が2.8%しか含まれない一般世帯(2人以上世帯)の家計調査と生活保護世帯「のみ」を対象とした調査を比較して、どちらが「生活保護受給世帯の全体像及び実態を示す」調査か自明

さらに、社会保障生計調査がデフレ調整に利用することができる精度のものではないという被控訴人らの主張は、2人以上世帯で、年収200万円未満の世帯の割合が2.8%、年収750万円以上の世帯の割合が25%超の「家計調査」【甲全352・10頁】を用いてウエイトを設定して良い積極的理由には全くなならない。この「家計調査」を用いてウエイトを設定すると、もはや「生活保護世帯」の「可処分所得の実質的変動」の測定では全くななくなってしまう。つまり、「家計調査」を使うと「精度」などというレベルの話では全くない「全く別の集団の測定」となってしまうのである。年収200万円未満の世帯が2.8%しか含まれない一般世帯(2人以上世帯)の家計調査と生活保護世帯「のみ」を対象とした調査を比較すれば、どちらが「生活保護受給世帯の全体像及び実態を示す」調査なのかは火を見るよりも明らかである。

前記のとおり適切に標本設計されている社会保障生計調査の「精度」に問題はないが、被控訴人らの主張を前提にしても、「精度」のレベルにおさまる社会保障生計調査を利用して、生活扶助相当CPIの数値が妥当か否かの妥当性検証を行うべきであるという点は全く揺らがない。

エ 小括

以上のことからすると、社会保障生計調査はデフレ調整に利用できる調査ではない旨の被控訴人らの主張は失当であり、社会保障生計調査を利用してウエイトを設定すべきである。少なくとも、社会保障生計調査は、生活扶助相当CPIで算出された4.78%という数値が妥当な

数値か否かという「妥当性検証」を行うためのデータとしては十分に活用できるし、活用すべきである

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較 ～生活扶助相当CPIの決定的欠陥～

(1) ①対象集団の設定【スライド40～41、鈴木28頁～】

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

40

① 対象集団の設定

正しい測定

「生活保護世帯」を対象集団と設定するのは当然
さらに、高齢単身世帯、母子世帯等消費構造に着目して設定すべき

生活扶助相当CPI

年収200万円未満がたった2.8%、年収750万円以上が25%超の
総務省「家計調査」対象世帯（2人以上世帯）【甲全352・10頁等】が
対象集団として設定されている

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

41

① 対象集団の設定

正しい測定

「生活保護世帯」を対象集団と設定するのは当然
さらに、高齢単身世帯、母子世帯等消費構造に着目して設定すべき

生活扶助相当CPI

保護世帯の可処分所得の実質的変動を測るのに、
保護世帯と全く別の集団が対象集団として
設定されており、「論外」

ア 正しい測定

「生活保護世帯」を対象集団と設定するのは当然である。

さらに、生活保護法8条2項に従い、高齢単身世帯、母子世帯等世帯類

型、世帯所在地域ごとの消費構造に着目して対象集団を設定すべきである。

イ 生活扶助相当CPI

対象集団としては、年収200万円未満の世帯がたった2.8%、年収750万円以上の世帯が25%超の総務省「家計調査」対象世帯（2人以上世帯）が対象集団として設定されている。

ウ 評価

生活保護世帯の可処分所得の実質的変動を測定するのに、生活保護世帯とは全く別の集団が対象集団として設定されており、「論外」である。

(2) ②対象品目の設定【スライド42～43、鈴木29頁】

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

42

② 対象品目の設定

正しい測定

生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団が
実際に購入する品目で**対象品目を設定すべき**

生活扶助相当CPI

生活保護世帯とは全く別の前述の総務省「家計調査」対象世帯
が購入する品目をそのまま使用。ただし、生活扶助で購入する
ことが予定されていない品目は除外。

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

43

② 対象品目の設定

正しい測定

生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団が
実際に購入する品目で**対象品目を設定すべき**

生活扶助では購入が予定されない品目は除外されており、
その部分限りで「要求を一部満たす」が、そもそも、
保護世帯、保護世帯の母子世帯等が実際に購入する品目ではない。

ア 正しい測定

生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団が実際に購入する品目で対象品目を設定すべきである。

イ 生活扶助相当CPI

生活保護世帯とは全く別の前述の総務省「家計調査」対象世帯が購入する品目をそのまま使用している。ただし、生活扶助で購入することが予定されていない品目は除外されている。

ウ 評価

生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等が実際に購入する品目ではないが、生活扶助相当CPIでは、生活扶助では購入が予定されていない品目は除外されており、その部分限りでは「要求を一部満たしている」。

(3) ③品目を代表する銘柄の設定【スライド44～45、鈴木29頁～】

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】 44

③ 品目を代表する銘柄の設定

正しい測定

品目の中でも、生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団が**実際に購入**する代表的銘柄で**銘柄を設定すべき**

⇕

生活扶助相当CPI

生活保護世帯とは全く別の前述の総務省「家計調査」対象世帯が購入する代表的銘柄をそのまま使用し、全く調整なし

※ た例えば、品目「テレビ」の代表銘柄は「32型ハイビジョン液晶テレビ」（2010年基準）

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】 45

③ 品目を代表する銘柄の設定

正しい測定

品目の中でも、生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団が**実際に購入**する代表的銘柄で**銘柄を設定すべき**

⇕

生活扶助相当CPI

保護世帯、保護世帯の母子世帯等が実際に購入する代表的銘柄では全くなく、「要求を満たしていない」

ア 正しい測定

品目の中でも、生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団が実際に購入する代表的銘柄で銘柄を設定すべきである。

イ 生活扶助相当CPI

生活保護世帯とは全く別の前述の総務省「家計調査」対象世帯が購入す

る代表的銘柄をそのまま使用しており、全く調整されていない。たとえば、「テレビ」という品目では、代表銘柄として「３２型ハイビジョン液晶テレビ」【総務省統計局・小売物価統計調査（動向編）平成２０年１月「調査品目及び基本銘柄」】が設定されている。生活保護世帯が２０１０年当時、数あるテレビの中でも「３２型の大型ハイビジョン液晶テレビ」という高額の商品を新品で購入していたとは到底考えられない。テレビを購入していたとしても価格下限付近の小型テレビが代表的銘柄だと考えられ、価格下限付近の商品は、当然、価格の下方硬直性が認められ値下がり幅は小さいはずである。

ウ 評価

生活扶助相当ＣＰＩでは、生活保護世帯、生活保護世帯の母子世帯等が実際に購入する代表的銘柄を使用するものではなく、「要求を満たしていない」。

(4) ④指数算式に用いる価格の特定【スライド46～47、鈴木30頁】

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

46

④ 指数算出に用いる価格の特定

正しい測定

生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団が
実際に直面する価格を特定

生活扶助相当CPI

生活保護世帯とは全く別の前述の総務省「家計調査」対象世帯
が直面する価格をそのまま使用し、全く調整なし

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

47

④ 指数算出に用いる価格の特定

正しい測定

生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団が
実際に直面する価格を特定

保護世帯、保護世帯の母子世帯等が実際に直面する
価格では全くなく、「要求を満たしていない」

ア 正しい測定

生活保護世帯、生活保護世帯の母子世帯等対象集団が実際に直面する価格を特定すべきである。

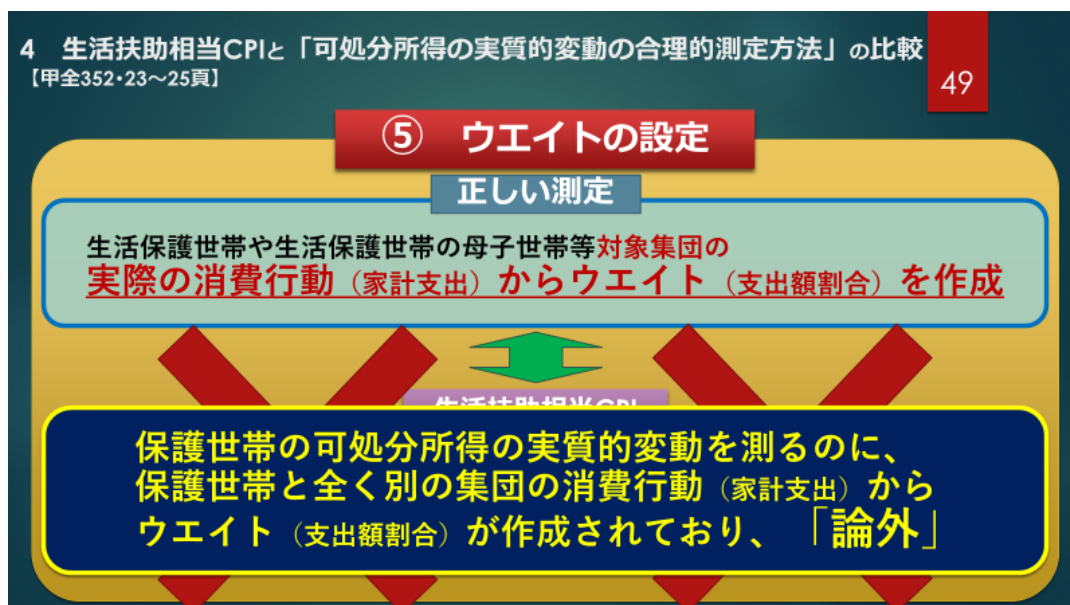
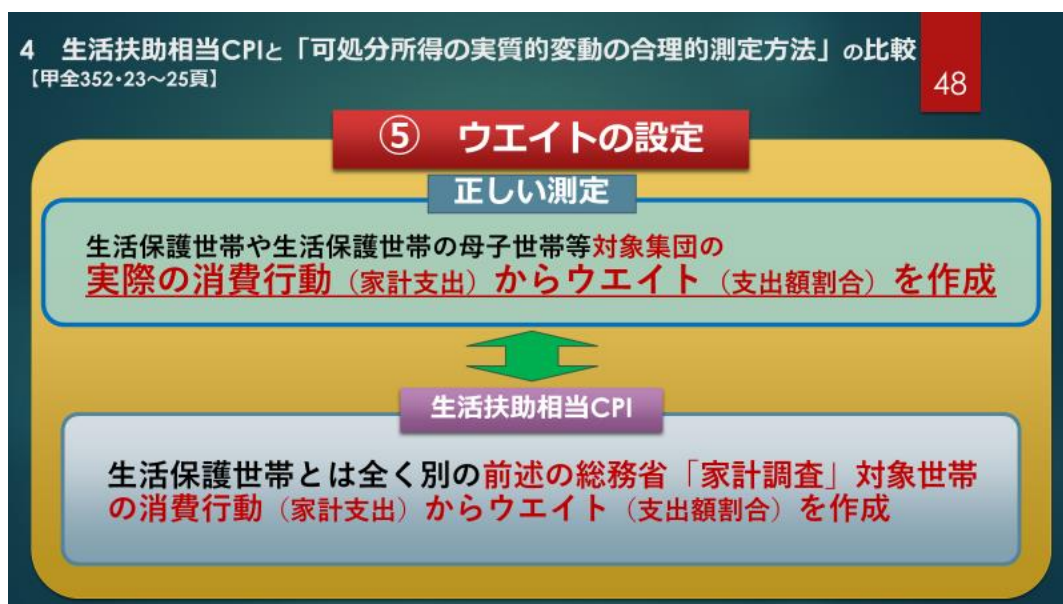
イ 生活扶助相当CPI

生活保護世帯とは全く別の前述の総務省「家計調査」対象世帯が直面する価格をそのまま使用し、全く調整されていない。

ウ 評価

生活扶助相当CPIでは、生活保護世帯、生活保護世帯の母子世帯等が実際に直面する価格を使用するものではなく、「要求を満たしていない」。

(5) ⑤ウエイトの設定【スライド48～50、鈴木30頁～】



⑤ ウエイトの設定

正しい測定

生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等対象集団の
実際の消費行動（家計支出）からウエイト（支出額割合）を作成

保護世帯と家計調査対象世帯は収入も全く異なる【甲全352・10頁等】
それだけでなく、**保護世帯の約75%は単身世帯**【甲全394】
なのに、**「2人以上世帯」の家計調査が使用されている**
消費行動が全く違うことは明白で、特に「論外」

ア 正しい測定

生活保護世帯、生活保護世帯の母子世帯等対象集団の実際の消費行動（家計支出）からウエイト（支出額割合）を作成すべきである。

イ 生活扶助相当CPI

生活保護世帯とは全く別の前述の総務省「家計調査」対象世帯の消費行動（家計支出）からウエイト（支出額割合）が作成されている。

ウ 評価

生活保護世帯、生活保護世帯の母子世帯等の対象集団の可処分所得の実質的変動を測定するにもかかわらず、生活扶助相当CPIでは、それらの対象集団とは全く異なる別の集団の消費行動（家計支出）からウエイト（支出額割合）が作成されており、「論外」である。

生活保護世帯や生活保護世帯の母子世帯等の対象集団と家計調査対象世帯は収入も全く異なる【甲全352・10頁等】が、それだけでなく、本件引下げ当時、生活保護世帯の75%は単身世帯【甲全394】であったにもかかわらず、「2人以上世帯」の家計調査が使用されている。単身世帯と2人以上世帯では、消費行動が全く異なっていることは明白であり、生活扶助相当CPIの「⑤ウエイトの設定」については、この点も加味すると、特に「論外」である。

(6) ⑥指数算式の決定【スライド51～52、鈴木】

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

51

⑥ 指数算式の決定

正しい測定

ILOマニュアル等に従い、指数算式は、速報性が不要なら、価格の変化に応じた消費行動の変化も反映させることができる「最良指数」を使うべき



生活扶助相当CPI

速報性不要なのに、最良指数ではない。総務省CPIの指数算式とも異なり、別個の指数算式を併用した**厚労省の独自指数**。

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

52

⑥ 指数算式の決定

正しい測定

ILOマニュアル等に従い、指数算式は、速報性が不要なら、価格の変化に応じた消費行動の変化も反映させることができる「最良指数」を使うべき



生活扶助相当CPI

速報性不要なのにILOマニュアルで最良とされる最良指数を使わず、総務省CPIの指数算式でもなく、**厚労省の独自指数**を使用しており、「**論外**」

ア 正しい測定

ILOマニュアル【甲全230・3頁、523頁等】等に従い、指数算式は、速報性が不要なら、「最良指数」を使用すべきである。

イ 生活扶助相当CPI

速報性が不要であるにもかかわらず、最良指数を使用していない。総務省CPIの指数算式とも異なり、別個の指数算式を併用し学術的裏付けも

全くなく、後述するとおり物価指数の専門家であれば間違いなく行わない恣意的なウェイト設定を行っている厚生労働省独自の指数を使用している。

ウ 評価

生活扶助相当CPIでは、速報性が不要であるにもかかわらずILOマニュアルで「最良」とされる最良指数を使用せず、総務省CPIの指数算式でもなく、厚生労働省独自指数を使用しており、「論外」である。

(7) ⑦「品質調整」の扱い【スライド53～54、鈴木32頁】

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

53

⑦ 「品質調整」の扱い

正しい測定

品質調整済の指数をデフレ調整に用いる場合には、
「品質調整」による過剰影響を考慮すべき



生活扶助相当CPI

「品質調整」による過剰影響の考慮は
一切行われていない

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較
【甲全352・23～25頁】

54

⑦ 「品質調整」の扱い

正しい測定

品質調整済の指数をデフレ調整に用いる場合には、
「品質調整」による過剰影響を考慮すべき



生活扶助相当CPI

可処分所得の実質的変動には影響しない品質調整
による価格下落の影響が「全く考慮されていない」

ア 正しい測定

品質調整済の指数をデフレ調整に用いる場合には、「品質調整」による過剰影響を考慮すべき。

イ 生活扶助相当CPI

「品質調整」による過剰影響の考慮は一切行われていない。

ウ 評価

可処分所得の実質的変動には影響しない品質調整による仮定の価格下落が極めて大きく寄与しているのに、生活扶助相当CPIでは、全く考慮されていない。なお、品質調整分を含んだ「物価下落」が可処分所得の実質的変動にどの程度影響するのか定量的に評価することは困難ではあるが、後述のとおり、物価指数の計算上、大幅な物価下落とされているパソコン等は、物価下落分の大半は品質調整によるものであることは明らかであり、品質調整済の指数をそのまま用いれば可処分所得の実質的増加分を著しく過大に評価してしまうことになることは明らかである。

(8) 小括【スライド55～56、鈴木33頁】

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較 【甲全352・23～25頁】		55
「生活扶助相当CPI」に対する評価一覧		
①対象集団の設定	××	「論外」
②対象品目の設定	△	「要求を一部満たす」
③品目を代表する 銘柄の設定	×	「要求を満たしていない」
④指数算出に用いる 価格の特定	×	「要求を満たしていない」
⑤ウエイトの設定	××	「論外」、「特に問題視」
⑥指数算式の設定	××	「論外」
⑦品質調整の扱い	全く考慮されていない	

4 生活扶助相当CPIと「可処分所得の実質的変動の合理的測定方法」の比較 【甲全352・23～25頁】		56
「生活扶助相当CPI」に対する評価一覧		
①対象集団の設定	××	「論外」
生活扶助相当CPIでは、保護世帯、保護世帯の母子世帯等の可処分所得の実質的変動を全く測ることができない 「可処分所得の実質的変動」を測るための指数としては、「論外」の指数 生活扶助相当CPIから導き出される数値は、<u>保護世帯、あるいは、保護世帯の母子世帯等の可処分所得の実質的変動</u>では全くない		
⑦品質調整の扱い	全く考慮されていない	

以上、「正しい測定方法」と生活扶助相当CPIを比較対照して、生活扶助相当CPIの「決定的欠陥」をあぶり出した。

「正しい測定方法」との比較対照による生活扶助相当CPIの評価を一覧化すると上記のスライドのとおりとなる。

5 生活扶助相当CPIの他の理論的に重大な問題点

(1) 異なるバスケットを比較する非合理的方法～総務省CPIの接続方式を用いるべきだった～【スライド58～59、鈴木33頁～】

5-1 異なるバスケットを比較する非合理的方法
～総務省CPIの接続方式を用いるべきだった～【甲全352・26～27頁】 58

「接続方式」（総務省CPI採用方法）による試算結果

総務省CPIと同様に、2008年から2010年を2005年基準のラスパイレス方式で算出し、2010年から2011年を2010年基準のラスパイレス方式で算出した上「**接続**」

- 総務省CPIではこの「**接続方式**」が採用されており、「**通常的方式**」逆に、生活扶助相当CPIは、通常ではない方式
- 「**接続方式**」の原理・計算は極めて簡単で旧基準の期末の年の指数が新基準の期初の年に「100」になるよう調整するだけ【甲全351古賀意見書・5頁等】
- 生活扶助相当CPIでは「**データがない**」という理由で32品目を「**除外**」するという不適切手法をとったが、**接続方式**を用いれば容易に回避可能
- 「**試算**」では、総務省CPIが採用する「**接続方式**」で計算するが、その余は生活扶助相当CPIと同様に計算する

5-1 異なるバスケットを比較する非合理的方法
～総務省CPIの接続方式を用いるべきだった～【甲全352・26～27頁】 59

「接続方式」（総務省CPI採用方法）による試算結果

「**接続方式**」（総務省CPI採用方法）による試算結果【甲全414・11頁、甲全351・8頁、甲全149・37頁等】

通常の「**接続方式**」にただけ： **－ 2. 2 6 %**



生活扶助相当CPI

生活扶助相当CPI： **－ 4. 7 8 %**

通常の「**接続方式**」にした**だけ**で**約2.5%**もの**極めて大きな乖離**
※ 生活扶助相当CPIがいかに不適切かはこの数値自体が表している

ア 生活扶助相当CPIの計算においては、2010年ウエイトにつき、2008年に価格データのない32にも及ぶ品目を「除外」している。これは、「2008年から2010年の期間」と「2010年から2011年」の期間で異なるバスケットを比較していることを意味

する。同一基準年の指数では同一バスケットを比較するのが大前提であることから、このような「除外」処理を行うことはなく、総務省C P I 等消費者物価指数を作成する際に基準改定に伴ってバスケットを変更する場合は、旧基準指数と新基準指数の比率をリンク係数として「接続」とするといいうゆる「接続方式」を採用している。

イ 通常採用される「接続方式」により試算した結果は、スライド59記載のとおり、「－2.26%」である。通常の接続方式により算定をするだけで「－2.26%」という数値となること自体は、国も、衆議院厚生労働委員会において認める旨答弁している【甲全414・11頁】。

ウ 通常の「接続方式」にただで、生活扶助相当C P Iの数値は、実に約2.5%も下落幅が小さくなるのである。これだけでも、生活扶助相当C P Iがいかに不適切な指標であるかが分かる。だからこそ、鈴木証人のみならずその他の経済学者も意見書においてこぞってその旨指摘しているのである【甲全351・8頁、甲全149・37頁、甲全347・2頁等】。

(2) 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いるウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式等

ア 学術的に例がない「異なる指数の併用」【スライド60～61、鈴木35頁～】

5-2 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いるウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式【甲全352・27頁～28頁】

61

【甲全352号証・28頁表10】 【甲全347・4頁表4も同様】

基準時	比較時	ラスパイレズ指数 (L)	パーシェ指数 (P)	パーシェ・チェック $\left(\frac{P-L}{L}\right)$
1990 年基準	1995 年平均	106.4	106.2	▲0.2
1995 年基準	2000 年平均	101.0	99.9	▲1.1
2000 年基準	2005 年平均	97.3	94.9	▲2.5
2005 年基準	2010 年平均	99.7	93.1	▲6.6
2010 年基準	2015 年平均	104.6	103.8	▲0.7

他と比較して
 ここだけパーシェ指数の
 「下方バイアス」が突出

↓

2010年を基準=100とした場合、パーシェ式によって算出される2008年は大きな下方バイアスがかかることが予想される

出所) 総務省統計局「パーシェチェックの結果について」

(7) 生活扶助相当C P Iは、後述するとおり学術的にはロウ指数でもパーシェ指数でもない。もっとも、ロウ指数であったとしても、パーシェ指

数であったとしても、これまで述べてきた生活扶助相当CPIの問題点等の解決指針は全く与えられない。

その上で、生活扶助相当CPIは、パーシェ指数と同様の効果をもたらす指数ではある。

- (イ) パーシェ指数は一般的に下方バイアスがかかるとされているところ

【パーシェ指数の下方バイアスの仕組みにつき、甲全183・25頁～等参照】、特に、スライド61の「パーシェ・チェック」(総務省統計局)の結果によれば、ウエイトを2005年としたラスパイレス指数とウエイトを2010年としたパーシェ指数では、パーシェ指数の方が6.6%も低い物価指数となっている。前後の数十年でみても、パーシェ指数の下方乖離がここだけ突出していることが分かる。つまり、2010年ウエイトでパーシェ指数と同様の効果をもたらす指数で計算すると、計算上、算出される数値が大きく下方にブレる年が2010年なのである。そして、このようなあくまでも計算上の下方バイアスは、可処分所得の実質的変動を正しく表したものと到底いえず、可処分所得の実質的変動を的確に把握するという目的で指数を用いる場合には、特に留意が必要な事項である。特に、テレビやパソコン等のPC・AV機器について、2010年ウエイトでのパーシェ指数の下方バイアスが突出していることが明らかとなっている【甲全347・4頁等】

- (ウ) このような、①突出した下方バイアスをもたらす2010年ウエイトでのパーシェ指数と同様の効果をもたらす指数と②2010年ウエイトでのラスパイレス指数の混合という学術的に例がない異なる指数算式の組み合わせで算出されているのが生活扶助相当CPIなのである。生活扶助相当CPIは、学術的・理論的な裏付けがないばかりか、可処分所得の実質的変動を的確に把握するという指数の使用目的に照らし、専門的知見等に基づき当然に留意すべき点が全く留意されておらず、可処分所得の実質的変動を正しく反映していると到底認められない数値が算出されているのである。

イ 用いられたウェイトも極めて恣意的で不適切 ～生活扶助相当CPIはロウ指数ではない～【スライド62～67、鈴木37頁～、甲全420】

5-2 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いるウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式【甲全352・27頁～28頁等】

62

<生活扶助相当CPIの算式に用いられたウェイトが極めて恣意的で不適切>

【「生活扶助相当CPI算出表」【乙全30】より一部抜粋】

	ウェイト	②CPI		①左記ウェイト中 生活扶助相当品目		①×②	
		H20年平均	H23年平均	H20年平均	H23年平均	H20年平均	H23年平均
総合	10000	102.1	99.7				
食料	2525	100.1	99.6				
穀類	217	102.6	98.4				
米類	76	103.2	96	76	76	7843.2	7296
うるち米	72	103.4	95.9				
国産米A	30	104.5	96.7				
国産米B	42	103.1	95.4				
もち米	4	96.6	96.7				
パン	79	103.8	100.2	79	79	8200.2	7915.8
食パン	23	106.2	100.9				
あんパン	28	101.9	99.7				
カレーパン	28	100.7	100				
めん類	49	100.2	99.2				
ゆでうどん	10	99.6	100.1	10	10	996	1001
干しうどん	8	96.4	100.3	8	8	771.2	802.4
スパゲッティ	4	113.3	98.8	4	4	453.2	395.2
即席めん	15	100.1	99.5	15	15	1501.5	1492.5
生中華めん	12	100.2	97.8	12	12	1202.4	1173.6
*ゆで沖縄そば	1		99.6	1	1		99.6

「類」で試算

「品目」で試算

類で試算している項目と、品目で試算している項目が混在

5-2 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いるウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式【甲全352・27頁～28頁】

63

【「生活扶助相当CPI算出表」【乙全30】より一部抜粋】

	ウェイト	②CPI		①左記ウェイト中 生活扶助相当品目		①×②	
		H20年平均	H23年平均	H20年平均	H23年平均	H20年平均	H23年平均
パン	79	103.8	100.2	79	79	8200.2	7915.8
食パン	23	106.2	100.9	23	23	2442.6	2320.7
あんパン	28	101.9	99.7	28	28	2853.2	2791.6
カレーパン	28	100.7	100	28	28	2819.6	2800
3品目の合計	79			79	79	8115.4	7912.3
ウェイト合計(79)で割る						102.7	100.2



それぞれほぼ（ズレは四捨五入による）同じ数値。
これが当然。一致しなければならない。

全く違う数値。なぜか？

5-2 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いる
ウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式【甲全352・27頁～28頁】

64

なぜ、113.3 109.2 部分は全く違う数値となるのか？

2005年のウェイトで加重平均した値だから

「パン」(H20)の「103.8」の計算方法

	2008年	2010年
2005年基準「パン」	113.3	109.2
2010年基準「パン」	103.8	100

リンク係数 $\left(\frac{100}{109.2}\right)$ をかける

【数値は「消費者物価指数年報（2010年）」、「品目別価格指数（全国）」、表7-1より】

5-2 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いる
ウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式【甲全352・27頁～28頁】

65

<2005年ウェイトでの加重平均かの確認>

	2008指数 (2005年基準)	2010指数 (2005年基準)	ウェイト 2005年	指数×ウェイト 2008年	2010年
パン	113.3	109.2	74	8384.2	8080.8
食パン	114.7	108.0	37	4243.9	3996
あんパン	111.1	109.0	15	1666.5	1635
カレーパン	112.2	111.4	22	2468.4	2450.8
合計			74	8378.8	8081.8
ウェイト合計（74）で割る→				113.2	109.2

【数値は「消費者物価指数年報（2010年）」、「品目別価格指数（全国）」、表7-1より】

確認できたこと

生活扶助相当CPI算出表に
使われた小分類以上の項目の
価格指数が2005年ウェイト
で加重平均された値である
こと

生活扶助相当CPIのウェイト利用～理論的根拠がない極めて恣意的な利用～

「類」の項目

2005年ウェイトで加重平均された価格指数に2010年ウェイトをかけている
理論的根拠がない2005年ウェイトと2010年ウェイトの併用

「品目」の項目

2010年ウェイトのみが使用されている

- (7) さらに、生活扶助相当CPIで用いられたウェイトも極めて恣意的で不適切である。スライド62で示したように生活扶助相当CPIでは、「類」でウェイトを設定し計算に用いている項目と「品目」ごとにウェイトを設定し計算に用いている項目が混在している。
- (イ) そして、スライド63で示すように、たとえば、「パン」という「類」を見ると、「パン」という「類」は食パン、あんパン、カレーパ

ンという「品目」により構成されていることが分かる。そして、スライド63の平成23年平均の「パン」という「類」の「①×②」の数値と平成23年平均の「パン」という「類」を構成する各品目ごとに「①×②」を計算して合計した数値はほぼ一致する（青色四角で囲んだ数値）。若干のズレは四捨五入の関係で生じる誤差である。②の「C P I」についても、「パン」という「類」のC P Iと「パン」という「類」を構成する各品目ごとの「①×②」を合計した値を各品目のウェイト合計で割り戻して算出したC P Iは一致する（青色楕円で囲んだ数値）。「パン」という「類」で「①×②」を計算しても、「パン」という「類」を構成する各品目ごとに「①×②」を計算して合計しても数値が一致するのは当然であるし、C P Iが一致するのも当然である。

ところが、平成20年平均では、驚くべきことにこれらが一致しないのである（赤色四角と赤色楕円で囲んだ数値）。このようなことは消費者物価指数の計算では全くあり得ない状況であり、想定もできない状況である【鈴木41頁】。

「パン」という「類」のみならず、「類」で計算している項目では軒並み同様の状況となっている。

- (ウ) そのような想定もできない状況が発生している原因は、スライド64、65のとおり、「類」で計算している項目は、2005年ウェイトで加重平均された価格指数に2010年ウェイトをかけるという理論的根拠が全くない2005年ウェイトと2010年ウェイトの併用となっているのに対し、「品目」で計算している項目は通常どおり2010年ウェイトのみが用いられているという点にある。2005年ウェイトと2010年ウェイトの併用については理論的根拠や学術的意義は全く認められず、当然、十数年にわたり物価指数等の専門的研究を行ってきた鈴木証人も見たこともない旨証言しているほど専門的知見を無視した処理である【鈴木41頁】。

そして、さらに重要なのは、このような処理を認めると、結局、どの時点のウェイトを用いるのかという物価指数を計算する際に決定的に重要な要素につき、恣意的に決定して良いということを認めることになり、物価指数計算の重要な前提条件が崩れてしまうという点にある。

5-2 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いる
ウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式【甲全352・27頁～28頁】

66

「ロウ指数」とも言えない

ILO『CPIマニュアル』4、5頁

「CPIで実際に数量が使われる時点はウェイト参照時点と言われ、 b と表される。…中略…
もし指数が t より後に計算されるならば、 b は 0 と t の間の1つを含むいつの時点でもよい。」(4頁)

$$\text{ロウ指数 定義式 } P_{Lo} \equiv \frac{\sum_{i=1}^n p_i^t q_i^b}{\sum_{i=1}^n p_i^0 q_i^b}$$

いつのウェイトか
(ウェイト参照時点)

いつの(どのような)ウェイトでもよいが、分母も分子も、
すべての品目の参照時点が「 b 」という共通の1つ

ある項目は2010年、ある項目は2005年と2010年の併用となっている
生活扶助相当CPIは明らかに「ロウ指数」ではない

(もちろん、パーシェ(等価)指数でもない。)

そもそも品目によって変えるという「恣意」は許されない。
理論的根拠も全く見当たらない。

(エ) さらに、この点に関連して、スライド66のとおり、生活扶助相当CPIはロウ指数ではないという点も明らかとなった。

被控訴人らは、乙全第85号証の宇南山意見書等に基づいて、生活扶助相当CPIはロウ指数であるなどと主張している。

しかし、ロウ指数の定義式は、スライド66のとおりであるところ、定義式上、使用するウェイトはいつの時点のウェイトでも構わないが1時点のものを使用しなければならないこととなっている。ところが、前述のとおり、生活扶助相当CPIにおいては、恣意的に、ある項目では2005年ウェイトと2010年ウェイトの併用となっており、ある項目では2010年ウェイトのみが使用されるという状況になっているのであるから、定義式上、ロウ指数の定義に当てはまらないのである。

ある項目では2005年ウェイトと2010年ウェイトの併用し、ある項目では2010年ウェイトのみを使用するなどという処理はあまりに専門的知見を無視した学術的・理論的意義が全く認められない処理であるから鈴木証人ですら証言直前まで気付くことができなかったが【鈴木41頁等】、乙全第85号証を執筆した宇南山卓氏もこの点には全く気付くことができず、生活扶助相当CPIはロウ指数である旨、結論付けてしまっているのである。

なお、繰り返すが、生活扶助相当CPIがロウ指数であったとしても、生活扶助相当CPIの問題点を解決する指針は何ら与えられない。それは前提として、生活扶助相当CPIはロウ指数ではないとい

う点については、鈴木証人が補充意見書を作成しており、その補充権書は甲全第420号証として提出している。

ウ いわゆる「増幅」も大問題である【スライド67、鈴木41頁～】

5-2 学術的に例がない異なる指数算式を組み合わせたり、算式に用いる
ウェイトも「恣意的」な極めて不適切な算式【甲全352・27頁～28頁】 67

「増幅」の有無と問題点

東京、大阪、横浜地裁各判決

「非生活扶助相当品目」の除外によってテレビ等の価格下落の影響（寄与度）が
総務省CPIと比較して「増幅」するという問題点を指摘

品目除外によって、残る品目の構成比（除外後ウェイト）は一律に大きくなり、
除外後ウェイトが大きくなれば当然、品目ごとの総合指数への影響も大きくなる

これが「問題」か？ ➡ 【結論】当然、大問題

- ウェイトは合計が1になる「構成比」。ウェイト設定が適正であれば、
除外後ウェイトが「増加」しても問題ない。（ウェイトは合計で1になることの論理的帰結）
- しかし、生活扶助相当CPIの場合、元になっているウェイト設定が生活保護利用世帯
の実態からかけ離れてズレている。
- その実態との「ズレが増幅される」ことになるから、大問題。

- (ア) 東京、大阪、横浜各地裁判決は、「非生活扶助相当品目」の除外によ
ってテレビ等の価格下落の影響（寄与度）が総務省CPIを比較して
「増幅」するという問題点を指摘している。品目除外によって、残る
品目の構成比（除外後ウェイト）は一律に大きくなり、除外後ウェ
イトが大きくなれば当然、品目ごとの総合指数への影響も大きくなる。
- (イ) デフレ調整においては、「需要」の測定は、可処分所得の実質的変動
の程度を的確に把握して行わなければならない。そして、特定の品目
を除外することにより、除外されなかった品目のウェイトが相対的に
上昇するといういわゆる「増幅」効果については、ウェイトの計算上
の「増幅」によってもたらされた最終的な「物価下落率」の「増幅」
分が可処分所得の実質的変動とどのように関連するのか合理的説明が
なされなければならないところ、被控訴人らは、この点、全く合理的
説明を行っていない。他の品目と同じ割合で「増幅」することが問題
なのではなく、同じ割合による「増幅」分であっても、まずは、ウェ
イトの計算上でもたらされた「物価下落率」の「増幅」分がなぜ可処
分所得の実質的増加分と評価できるのかを少なくとも被控訴人らにお
いて十分合理的に説明しなければならないのである。

(ウ) さらに、いわゆる「増幅」の問題点の本質は、「実態とのズレ」が「増幅する」という点にある。この点は、いわゆる「増幅」の論点を検討するにあたり特に重要であるので、詳述する。

従前から詳細に主張しているとおり、生活扶助相当C P Iのウェイトは一般世帯を対象とした「家計調査」をもとにしており、生活保護世帯のウェイトとは全く異なったウェイトとなっている。すなわち、生活扶助相当C P Iのウェイトは、生活保護世帯の実態とズレているのである。このズレが、生活扶助相当C P Iが生活保護世帯における可処分所得の実質的変動を的確に把握できない根本的な原因となっていることもこれまでも再三にわたり主張・立証してきた。

そして、いわゆる「増幅」によってこの「実態とのズレ」がさらに「増幅」することになるのである。

分かりやすく説明するために具体的に数値を設定して説明すると、ある物品の生活保護世帯におけるウェイト一万分比が「1」であり、同じ物品の一般世帯におけるウェイト一万分比が「5」であったとする。この場合、一般世帯と生活保護世帯のウェイト一万分比の差は「4」となっており、これだけでも、一般世帯におけるウェイトを使用することで生活保護世帯の「実態とのズレ」が生じることになるのは明らかである。ここで、品目除外による「増幅」の効果を仮に「1.62倍」として計算してみると、ある物品の生活保護世帯におけるウェイト一万分比は、「1.62」(1×1.62)となり、同じ物品の一般世帯におけるウェイト一万分比は「8.1」(5×1.62)にそれぞれ「増幅」されることになる。この場合、一般世帯と生活保護世帯のウェイト一万分比の差は、「6.48」となり、当然、その差も1.62倍に増幅されることになるのである。つまり、品目除外による「増幅」によって、「実態とのズレ」までもが増幅されることになり、ますます生活保護世帯の実態とのズレが大きくなってしまうのである。「増幅」の問題点の本質は、この点にあるのである。テレビ、パソコン等を含むP C・A V機器のウェイトは、この設例のように、もともと一般世帯のウェイトが生活保護世帯のウェイトと比べて約3.5倍のウェイトとなるなどしているが【スライド102等】、この「実態とのズレ」がウェイトの計算上の「増幅」によってますます大きくなるのである。

生活扶助相当C P IにおけるP C・A V機器等の寄与度は、そもそも実態からズレたウエイトが使用されることにより過大評価され、それだけでなく、さらに、前記の「実態とのズレ」の「増幅」という計算上の増幅によっても過大評価されるという二重の過大評価となっているのである。このようなそもそもの「実態とのズレ」及び単なる計算上の「増幅」によってもたらされた二重の過大評価分が、可処分所得の実質的増加分などと評価できるはずがない。

6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果

(1) はじめに

これまで述べてきたことからすれば、生活扶助相当C P Iは、生活保護世帯における物価変動による「可処分所得の実質的変動」を測定する指標としては、理論的に「論外」の指標であることは明白となった。

ここでは、生活保護世帯の物価変動による「可処分所得の実質的変動」が実際にはどの程度であったのかを示すため、「考え得る最良の方法」による試算結果など様々な方法による試算結果を示す。

この実際の「可処分所得の実質的変動」の水準と生活扶助相当C P Iで測定された「－4. 78%」という測定値を比較すれば、いかに生活扶助相当C P Iが実際の「可処分所得の実質的変動」から著しくかけ離れた測定値となっているかが明白となる。

生活扶助相当C P Iは、理論的にも「論外」であるし、その理論的な「論外」さが原因となって、その測定値も実際の「可処分所得の実質的変動」から著しくかけ離れた数値となっているのである。

(2) ①考え得る最良の方法による試算結果【スライド69～73、鈴木42頁～】

6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果
【甲全352・28～30頁】

69

① 考え得る最良の方法による試算結果

① 国が開示した保護世帯対象の「社会保障生計調査」の結果【甲全410】に基づき2008年と2011年のウェイトを設定
(ウェイトとして活用可能なことは国も認めている【当審国側準1】・68頁上段)

- 社会保障生計調査は、対象集団が当然、保護世帯に限定され、保護世帯が実際に購入する財・サービスの品目・銘柄、実際に直面する価格が反映された家計調査
※「7つのポイント」の主要な要求を満たす（①、②、④、⑤）
- 2008年→2011年の物価変動による「可処分所得の実質的変動」を測定するのだから、ウェイトを2010年で固定する必要性は全くなく、2008年、2011年の両方の社会保障生計調査の結果を等しくウェイトとして使用（「最良指数」のウェイト使用法）
- 保護世帯とは全く別の総務省「家計調査」を用いることの論外さと比較すれば「精度」の問題は小さい。中分類費目・10大費目レベルのデータでも、検証には十分使用可。生活扶助で支出が想定される中分類費目を使用。

6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果
【甲全352・28～30頁】

70

① 考え得る最良の方法による試算結果

② 「速報性」が全く不要で「より実態に近い値」が必要なことから「最良指数」を使用

- ILOマニュアルでも「最良」と評価され、「原則として、指数算式は最良指数」、「最良指数は生計費指数の近似値を提供」とされている
- 「最良指数」の代表は、フィッシャー指数、ツルンクビスト指数
- いずれの指数でも、「2008年→2011年の可処分所得の実質的変動」を測定しようとするなら、2008年のウェイトと2011年のウェイトを両方等しく使用。これにより、より実態に近いと考えられる2008年→2011年の測定となる
- 社会保障生計調査は毎年行われ2008年のウェイトも2011年のウェイトも設定可能。「7つのポイント」⑥の要求を満たす

① 考え得る最良の方法による試算結果

考え得る最良の方法による試算結果【甲全352・別表2、3】

フィッシャー指数： －1.53%
ツルンクビスト指数： －1.33%

生活扶助相当CPI

生活扶助相当CPI： －4.78%

3%以上もの極めて大きな乖離

※ 物価指数・生計費指数の「1%」はとても大きい

ア 試算方法の概要

- (ア) 物価変動による「可処分所得の実質的変動」を測定するための「7つポイント」を踏まえ、「考え得る最良の方法」により、生活保護世帯における物価変動による「可処分所得の実質的変動」を試算する。
- (イ) まず、「考え得る最良の方法」としては、社会保障生計調査を用いて試算を行うべきである。

社会保障生計調査は、対象集団が生活保護世帯に限定され、生活保護世帯が実際に購入する財・サービス、実際に直面する価格が反映された調査である。この社会保障生計調査を使用することで、「7つのポイント」①～⑤の要求を満たすことになる。

さらに、本件においては、「2008年」から「2011年」にかけての物価変動による「可処分所得の実質的変動」を測定することになる。そして、社会保障生計調査は、毎年行われている。そうすると、生活扶助相当CPIのようにウェイトを2010年で固定する必要性は全くなく、2008年及び2011年の社会保障生計調査のデータをそれぞれの年のウェイトとして使用することができる。これにより、2008年から2011年にかけての物価変動による「可処分所得の実質的変動」がより直接的に測定できる。被控訴人も、社会保障生計調査をウェイトとして活用すること自体は認めている。なお、後記のとおり、基準時のウェイト、比較時のウェイト、それぞれを活用する方法は、「最良指

数」におけるウェイト使用法でもある。

また、前述のとおり、社会保障生計調査はウェイトとして十分、使用可能な統計であり、少なくとも、社会保障生計調査は、生活扶助相当CPIで算出された－4.78%という数値が妥当な数値か否かという「妥当性検証」を行うためのデータとしては十分に活用できるし、活用すべきである

- (㇑) さらに、「考え得る最良の方法」としては、指数算式については「最良指数」を使用すべきである。

本件においては速報性が不要で、より正確な値が必要となる場面であることから、ILOマニュアルでも「最良」、「原則として、指数算式は最良指数」【甲全230・3頁】と評価され、「生計費指数の近似値を提供」【甲全230・20頁等】すると記載されている「最良指数」を使用すべきである。

「最良指数」の代表は、フィッシャー指数やツルンクビスト指数とされ、いずれの指数でも、2008年から2011年にかけての物価変動による「可処分所得の実質的変動」を測定しようとするなら、2008年のウェイトと2011年のウェイトをそれぞれ使用することになる。これにより、より直接的に2008年から2011年にかけての「可処分所得の実質的変動」を測定できることにもなる。社会保障生計調査は、毎年、行われており、このような「最良指数」のウェイト活用法にも十分に対応できる調査なのである。指数算式を「最良指数」とすることで、「7つのポイント」⑥の要求を満たすことになる。

イ 試算結果

以上のような「考え得る最良の方法」による試算結果は、次のとおりである【スライド73、甲全352・別表2、3】。

フィッシャー指数： －1.53%

ツルンクビスト指数： －1.33%

これが考え得る最良の結果、つまり、2008年から2011年にかけての実際の生活保護世帯における物価変動による「可処分所得の実質的変動」（数値の正の値が「可処分所得の実質的増加分」となる）に最も近い値（経済統計学的に判断して「最良の値」）となる。

生活扶助相当CPIで測定された－4.78%という値と比較すると、3%以上も極めて大きく乖離している。つまり、生活扶助相当CPIで「可処分所得の実質的変動」を測定すると、3%以上も「可処分所得の実質的増加」分が大きく算出される結果になるのである。真実は、上記の試

算結果のとおり、1.3%程度の「可処分所得の実質的増加」でしかなかったにもかかわらず、生活扶助相当CPIによって、「4.78%も可処分所得が実質的増加した」と重大な事実誤認がもたらされ、3%以上も、理由なく生活扶助基準が引き下げられてしまったのである。

- (3) ②社会保障生計調査2010年ウエイトによる試算結果【スライド74～77、鈴木44頁】

6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果
【甲全352・28～30頁】

74

② 社会保障生計調査2010年ウエイトによる試算結果

① 公開されている保護世帯対象の「社会保障生計調査」の結果に基づき2010年でウエイトを固定

■ 生活扶助相当CPIは2010年の総務省「家計調査」でウエイト固定し、2008年の指数、2011年の指数をそれぞれ異なる指数算式を併用し算出

■ 生活扶助相当CPIの数値と比較検証してみるという観点から、保護世帯を対象とした2010年「社会保障生計調査」の10大費目のデータでウエイトを固定し、その余は、生活扶助相当CPIと同様の計算をするという方法による試算を行った

6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果
【甲全352・28～30頁】

75

② 社会保障生計調査2010年ウエイトによる試算結果

② 使用するウエイトは「社会保障生計調査」のうち、「2人以上世帯」のデータと「単身世帯」のデータ

■ 生活扶助相当CPIが使用する総務省「家計調査」は「2人以上世帯」のデータであるので、それと合わせるために、「社会保障生計調査」の「2人以上世帯」のデータをウエイトとして使用

■ 保護世帯の75%は単身世帯であることから【甲全394】、世帯構成ごとの消費構造の違いによる試算結果への影響を把握するため、より保護世帯の消費構造に近い「単身世帯」の「社会保障生計調査」のデータもウエイトとして使用

② 社会保障生計調査2010年ウエイトによる試算結果

社会保障生計調査2010年ウエイト試算結果【甲全352・別表4】

2人以上世帯ウエイト： - 1. 8 3 %

単身世帯ウエイト： - 1. 2 7 %



生活扶助相当CPI

生活扶助相当CPI： - 4. 7 8 %

ウエイトを消費実態に合わせると約3%もの極めて大きな乖離
保護世帯内の「単身世帯」と「2人以上世帯」でも相当違う

ア 試算方法の概要

(ア) 生活扶助相当CPIは、2010年の総務省「家計調査」の結果を使用してウエイトを固定し、2008年の指数、2011年の指数をそれぞれ異なる指数算式を併用して算出している。

生活扶助相当CPIは、このように「2010年でウエイトを固定している」という点に着目し、生活扶助相当CPIの数値の異常性をあぶり出すという観点から、公開されている2010年の「社会保障生計調査」の10大費目データでウエイトを固定し、その余は、生活扶助相当CPIと同様の計算をするという方法による試算を行うこととした。

(イ) そして、生活扶助相当CPIが使用する総務省「家計調査」は「2人以上世帯」のデータであるので、それと合わせるために、「社会保障生計調査」の「2人以上世帯」のデータをウエイトとして使用することとした。

(ウ) また、本件引下げ当時の生活保護世帯の75%は単身世帯であったことから【甲全394】、世帯構成ごとの消費構造の違いによる試算結果への影響を把握するため、より生活保護世帯の消費構造に近い「単身世帯」の「社会保障生計調査」のデータもウエイトとして使用し試算することとした。

イ 試算結果

社会保障生計調査2010年ウエイトによる試算結果は、次のとおりで

ある【スライド77、甲全352・別表4】。

2人以上世帯ウェイト：－1.83%

単身世帯ウェイト：－1.27%

生活扶助相当CPIで測定された－4.78%という値と比較すると、単にウェイトに「社会保障生計調査」を用いて生活保護世帯の消費実態に合わせるという方法にすることで、約3%もの極めて大きな乖離が発生するという結果となった。しかも、それだけでなく、同じ生活保護世帯でも、「2人以上世帯」と「単身世帯」では消費構造が大きく異なっており、その消費構造の違いが試算結果に反映された結果、「2人以上世帯」の試算結果と「単身世帯」の試算結果が約0.6%も異なるという結果となった。

この試算によって、生活扶助相当CPIで測定された－4.78%という値がどれだけ異常な値であるかが明白になっただけでなく、測定対象集団の特定、測定対象集団の消費構造の違い等は、「可処分所得の実質的変動」の測定にあたっては決定的に重要な要素となることも確認された。

ウ 甲全第407号証（高木報告書）による試算【スライド78～79、甲全407、鈴木45頁】

6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果
【甲全352・28～30頁】

78

【甲全407号証・高木弁護士試算報告書】

情報公開による社会保障生計調査のデータでの計算について

2022年11月22日
弁護士 高木 健康

1 社会保障生計調査を利用した生活扶助相当品目での物価変動計算

厚生労働省は、生活保護利用者の生活実態の調査のために、社会保障生計調査を行っている²。平成25年厚生労働省告示第174号等による生活扶助費の減額変更の取消しを求める訴訟を担当している全国の弁護士団では、2008年から2015年までの各年度の社会保障生計調査のデータについて、情報公開制度による情報提供を請求し、厚生労働省より情報の提供を受けた。

上記各年度のデータには、社会保障生計調査(家計簿)結果表一覧のとおり、「世帯」、「収入」、「支出」、「单身」、「月別」、「表グラフ」の項目ごとに詳しい数値

甲全352・別表4の試算は、「10大費目」レベルの試算で、「住居」費等も含まれる試算

後述のとおり、テレビ・PC等の寄与度が極めて大きいことなどから、この試算でも、大まかな傾向を把握可能

生活扶助相当CPIのウェイトを実態に即したものに変更すると、どの程度数値が変化するかを検討するために、高木弁護士がさらに精緻な試算を行い、証人もその試算の内容を確認し経済統計学的に有意義な計算であること等を確認【甲全407】

②' 甲全407号証高木報告書による試算結果

社会保障生計調査2010年ウエイト高木報告書試算結果【甲全407・資料7、8】

2人以上世帯ウエイト： -2.12%

単身世帯ウエイト： -1.48%



生活扶助相当CPI

生活扶助相当CPI： -4.78%

ウエイトを消費実態に合わせると約3%もの極めて大きな乖離より精緻にしても同様の結果。10大費目レベルの試算とほとんど変わらない。

前記イの甲全第352号証・別表4の試算は、いわゆる「10大費目」レベルの試算で生活扶助相当CPIからは除外されている「住居」などの区分も含む試算であった。この試算でも、後述のとおり、テレビ・PC等の寄与度が極めて大きいことから、大まかな傾向は把握可能ではある。しかし、さらに精緻な試算を行えばどのような結果となるのかを確認するため、福岡県弁護士会の高木健康弁護士が、開示されている社会保障生計調査の項目の最も小さな分類のデータを用い、非生活扶助相当品目を除外し、さらに精緻な試算を行った結果を甲全第407号証に取りまとめている。甲全第407号証には試算に用いた社会保障生計調査の原データ等の各種原資料も添付されており、鈴木証人も、内容を確認して計算に誤りがないことや経済統計学的に有意義な計算となっていることなどを確認している【甲全407・4頁、鈴木45頁】

社会保障生計調査2010年ウエイトによるより精緻な試算結果は、次のとおりである【スライド79、甲全407・資料7、8】。

2人以上世帯ウエイト： -2.12%

単身世帯ウエイト： -1.48%

生活扶助相当CPIで測定された -4.78% という値と比較すると、やはり、前記イと同様、単にウエイトに「社会保障生計調査」を用いて生活保護世帯の消費実態に合わせるという方法にすることで、約3%もの極めて大きな乖離が発生するという結果となった。前記イと同様の傾向が認

められ、さらに、精緻な試算を行っても、前記イで算出された数値と0.2%~0.3%程度の変動しかないことも明らかとなった。

前記イと同様、この試算によって、生活扶助相当CPIで測定された4.78%という値がどれだけ異常な値であるかが明白になっただけでなく、測定対象集団の特定、測定対象集団の消費構造の違い等は、「可処分所得の実質的変動」の測定にあたっては決定的に重要な要素となることも改めてより精緻に確認された。

- (4) ③総務省「家計調査」低所得世帯2010年ウエイトによる試算結果【スライド80~82、鈴木46頁~】

6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果
【甲全352・28~30頁】

80

③ 家計調査・低所得世帯2010年ウエイトによる試算結果

公開されている総務省「家計調査」の低所得世帯
(収入階級第1・五分位、第1・十分位)のデータに基づき2010年で
ウエイトを固定

- 生活扶助相当CPIは2010年の総務省「家計調査」でウエイト固定し、2008年の指数、2011年の指数をそれぞれ異なる指数算式を併用し算出
- 2010年「社会保障生計調査」の10大費目のデータでウエイトを固定し、その余は、生活扶助相当CPIと同様の計算をするという方法で試算を行った結果がさきほどの「②」の試算結果。さらに精緻に計算したものが「②'」の試算結果【甲全407】
- 国は社会保障生計調査の精度を問題にするので、総務省「家計調査」の低所得世帯(第1・五分位(所得下位20%)、第1・十分位(所得下位10%))のデータでウエイト固定。その余はさきほどの「②」の試算と同様の方法で試算。

③ 家計調査・低所得世帯2010年ウエイトによる試算結果

家計調査・低所得世帯2010年ウエイト試算結果【甲全352・別表5】

第1・五分位（所得下位20%）ウエイト： **-1.95%**
第1・十分位（所得下位10%）ウエイト： **-1.78%**



生活扶助相当CPI

生活扶助相当CPI： **-4.78%**

ウエイトを低所得世帯にすると**約3%もの極めて大きな乖離**
より所得が低い集団の方がデフレの影響が小さい

ア 試算方法の概要

(ア) 生活扶助相当CPIは、2010年の総務省「家計調査」の結果を使用してウエイトを固定し、2008年の指数、2011年の指数をそれぞれ異なる指数算式を併用して算出している。

前記「2」と同様、生活扶助相当CPIは「2010年でウエイトを固定している」という点に着目し、生活扶助相当CPIの数値の異常性をあぶり出すという観点から、公開されている2010年の総務省「家計調査」の低所得世帯の10大費目データでウエイトを固定し、その余は、生活扶助相当CPIと同様の計算をするという方法による試算を行うこととした。

(イ) 失当な理由ではあるが、被告国は、社会保障生計調査の「精度」を問題にすることから、2010年の総務省「家計調査」の低所得世帯のデータでウエイトを固定することとした。

(ロ) 具体的には、低所得世帯のデータとして、第1・五分位（所得下位20%）の世帯、また、第1・十分位（所得下位10%）の世帯のデータをそれぞれ使用することとした。異なる所得階級のデータを用いた趣旨は、収入階級ごとの消費構造の違いによる試算結果への影響を把握するためである。

イ 試算結果

総務省「家計調査」低所得世帯2010年ウエイトによる試算結果は、

次のとおりである【甲全352・別表5】。

第1・五分位（所得下位20％）ウエイト：－1.95％

第1・十分位（所得下位10％）ウエイト：－1.78％

生活扶助相当CPIで測定された－4.78％という値と比較すると、単にウエイトに総務省「家計調査」の低所得世帯のデータを用いて低所得世帯の消費実態に合わせ方法にすることで、約3％もの極めて大きな乖離が発生するという結果となった。しかも、それだけでなく、所得下位20％世帯と所得下位10％世帯でも消費構造がかなり異なっており、その消費構造の違いが試算結果に反映された結果、所得下位20％の試算結果と所得下位10％の試算結果が約0.2％異なるという結果となった。さらに、より所得が低い世帯の方がデフレの影響は小さいという試算結果となっている。

この試算によっても、生活扶助相当CPIで測定された－4.78％という値がどれだけ異常な値であるかが明白になっただけでなく、測定対象集団の特定、測定対象集団の消費構造の違い等は、「可処分所得の実質的変動」の測定にあたっては決定的に重要な要素となることも確認された。また、2008年から2011年にかけては、所得が低い世帯の方がデフレの影響は小さいということも明らかとなった。

- (5) ④「接続方式」（総務省CPI採用方式）による試算結果【スライド83～84、鈴木47頁等】

6 合理的方法による生活保護世帯の可処分所得の実質的変動の試算結果
【甲全352・28～30頁】

83

④ 「接続方式」（総務省CPI採用方式）による試算結果

総務省CPIと同様に、2008年から2010年を2005年基準のラスパイレス方式で算出し、2010年から2011年を2010年基準のラスパイレス方式で算出した上「接続」

- 総務省CPIではこの「接続方式」が採用されており、「通常的方式」。逆に、生活扶助相当CPIは、通常ではない方式。
- 「接続方式」の原理・計算は極めて簡単で旧基準の期末の年の指数が新基準の期初の年に「100」になるよう調整するだけ【甲全351古賀意見書・5頁等】
- 総務省CPIが採用する「接続方式」で計算するが、その余は生活扶助相当CPIと同様に試算

④ 「接続方式」（総務省CPI採用方式）による試算結果

「接続方式」（総務省CPI採用方式）による試算結果【甲全414・11頁、甲全351・8頁、甲全149・37頁等】

通常の「接続方式」にただけ： **－ 2. 2 6 %**



生活扶助相当CPI

生活扶助相当CPI： **－ 4. 7 8 %**

通常の「接続方式」にした**だけ**で**約2.5%**もの**極めて大きな乖離**

ア 試算方法の概要

- (ア) 生活扶助相当CPIは、2010年の総務省「家計調査」の結果を使用してウエイトを固定し、2008年の指数、2011年の指数をそれぞれ異なる指数算式を併用して算出している。

このような方式は通常的方式ではない。通常的方式は、総務省CPIにおいて採用されている「接続方式」である。

- (イ) 本件において総務省CPIで採用されている「接続方式」を適用すると、2008年から2010年を2005年基準のラスパイレス方式で算出し、2010年から2011年を2010年基準のラスパイレス方式で算出し、この両者を「接続」ということになる。

「接続」の原理・計算は極めて簡単で、旧基準の期末の年の指数が新基準の期初の年に「100」となるように水準調整するだけである。

たとえば、2010年基準指数を2015年基準に接続する場合には、次の計算式により2015年基準接続指数を算出するだけである。

$2015 \text{ 年基準接続指数} = 2010 \text{ 年基準指数} \times 100 / 2010 \text{ 年基準の } 2015 \text{ 年指数}$

- (ロ) 生活扶助相当CPIの数値の異常性をあぶり出すという観点から、総務省CPIが採用する通常の「接続方式」を採用し、その余は、生活扶助相当CPIと同様に試算することとした。

イ 試算結果

通常の「接続方式」にただけの試算結果は、次のとおりである【甲全

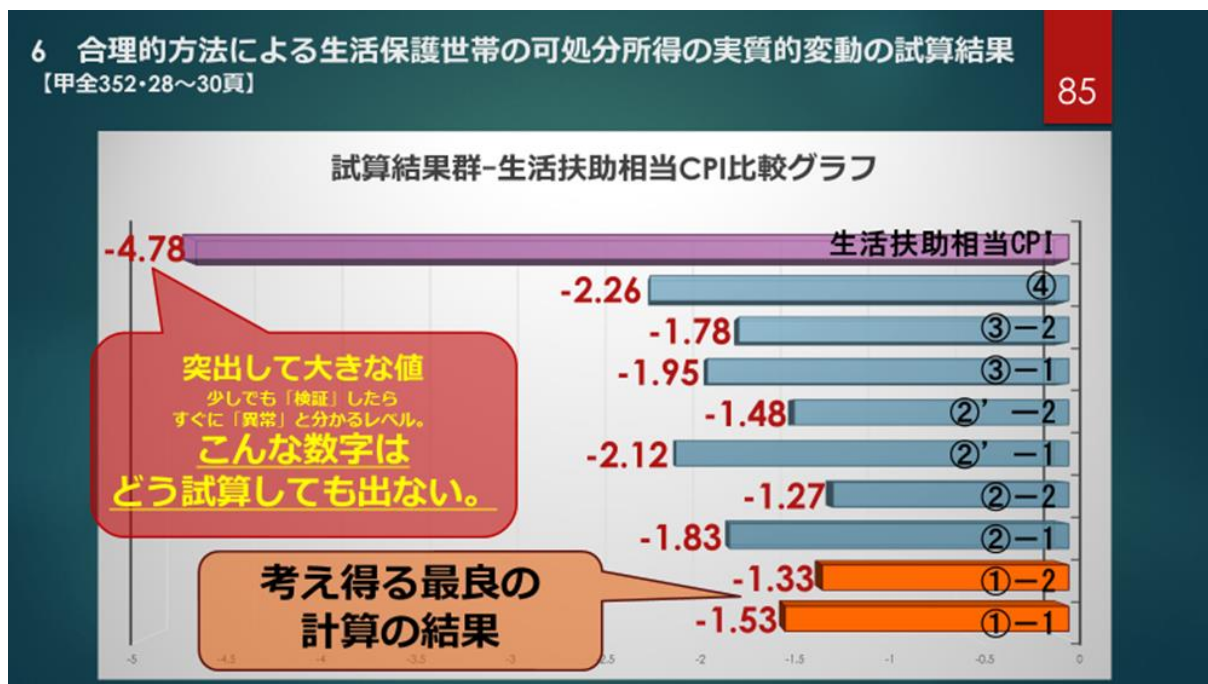
414・11頁、甲全351・8頁、甲全149・37頁、甲全347・2頁等】。

通常の「接続方式」にただけ：－2.26%

生活扶助相当CPIで測定された－4.78%という値と比較すると、総務省CPIが採用する通常の接続方式にした「だけ」で、約2.5%もの極めて大きな乖離が発生するという結果となった。この計算結果が正しいことは被控訴人国も国会において認めている【甲全414・11頁】

この試算によっても、生活扶助相当CPIで測定された－4.78%という値がどれだけ異常な値であるかが明白になっただけでなく、この異常な数値は、通常の方式ではない厚生労働省独自の方式によってもたらされた数値であることも明らかとなった。

(6) 小括【スライド85、鈴木47頁】



以上のとおりの各種試算結果等をまとめるとスライド85のとおりとなる。

真実に最も近い「最良」の試算結果は、上記スライド中の①の結果で、－1.3%程度である。その他の試算も概ね－1%台に集中している。最大の値でも接続方式による上記スライド中の④の結果で、－2.26%であり、生活扶助相当CPIで測定された－4.78%という測定値はどう試算しても全く算出されない。生活扶助相当CPIで測定された－4.78%という測定値がどれほど異常で突出した数値であるかが視覚的によく分かる。

どう試算しても－４．７８％に近い数字すら全く出ない。専門的知見や統計等の客観的数値等を用いて少しでも「検証」すれば生活扶助相当ＣＰＩで算出された数値は異常な数値で決して採用してはならない数値であることが分かるはずであるし、そうすべきであったことは明白である。

７ 「－４．７８％」があり得ない数値であることの他の主要な根拠等

(1) 「基礎的支出」、「選択的支出」分類による試算結果の分析～生活保護世帯の物価下落率が一般世帯よりも大きくなることはあり得ない～【スライド８７～８９、鈴木４７頁～】

ア 「基礎的支出」、「選択的支出」とは

7-1 「基礎的支出」、「選択的支出」分類による試算結果の分析
～生活保護世帯の物価下落率が一般世帯よりも大きくなることはありえない～【甲全352・30～32頁】 87

前提知識：「基礎的支出」、「選択的支出」とは？

- 「支出弾力性」が1.00未満の支出項目 ➡ 「基礎的支出」（必需品的なもの）
例：食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなど
- 「支出弾力性」が1.00以上の支出項目 ➡ 「選択的支出」（贅沢品的なもの）
例：教育費、教養娯楽用耐久財、月謝など
- 「支出弾力性」＝消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）の支出が何％変化するかを示した指標【家計調査 支出弾力性の計算方法について（平成22年1月）より】

● 一般に収入の増加は支出総額の増加をもたらすが、支出総額の増加の中でも、増加の程度は支出項目により異なる

● 例：増加前の収入で賄えているものは「追加購入しない」or「あまり購入を増やさない」

● 例：増加前の収入で買えなかったもの、不足していたものは購入

● 要するに収入の増加に伴って優先順位が高い必需品的なものから贅沢品的なものに支出の比重が高くなっていく ➡ 「エンゲル係数」（消費支出に占める食料費の割合）も基本同じ考え方

「基礎的支出」、「選択的支出」の分類を用いると、生活保護世帯の物価下落率が一般世帯よりも大きくなることはあり得ないと結論付けることができる。

そこでまず、「基礎的支出」、「選択的支出」とは何かについて概説する。

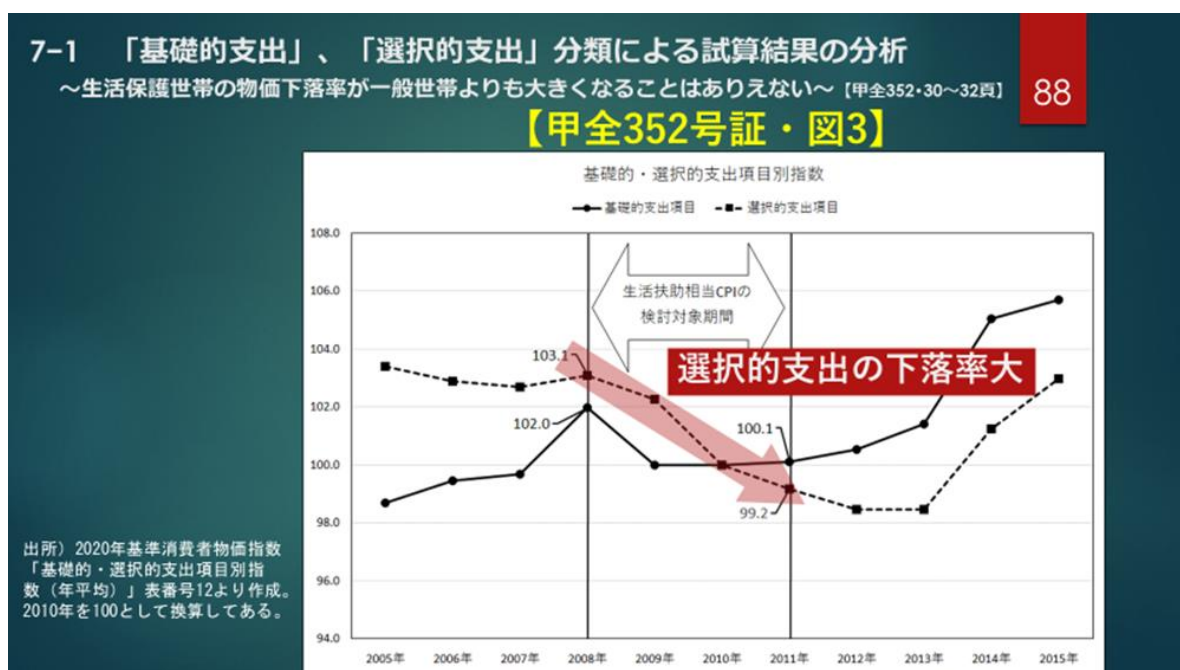
スライド８７のとおり、「基礎的支出」、「選択的支出」は、「支出弾力性」によって分類され、支出弾力性が１．００未満の支出項目が「基礎的支出」と分類され、支出弾力性が１．００以上の支出項目が「選択的支出」と分類されることとなる。「支出弾力性」とは、消費支出額が１％変化する時に各財・サービス（支出項目）の支出が何％変化するかを示した指標である。一般に収入の増加は支出総額の増加をもたらすが、支出総額の中でも、増加の程度は支出項目により異なる。たとえば、増加前の収入で十分に賄え

ているものは収入が増えても追加で購入したり、購入量を増やしたりしないが、他方で、増加前の収入では購入できなかったものや不足していたものは収入が増えたことで新たに購入したり、購入量を増やしたりすることになる。要するに、収入の増加に伴って、優先順位が高い必需品的なものから贅沢品的なものに支出の比重が高くなっていくのである。有名な「エンゲル係数」（消費支出に占める食料費の割合）も基本的には同じ考え方の係数である。

そして、支出弾力性が1.00未満の支出項目は、消費支出総額が増えてもそれほど支出が増えない項目であり「基礎的支出」とされ、具体的には必需品的なものが該当する。反対に、支出弾力性が1.00以上の支出項目は「選択的支出」とされ、具体的には贅沢品的なものが該当することになる。

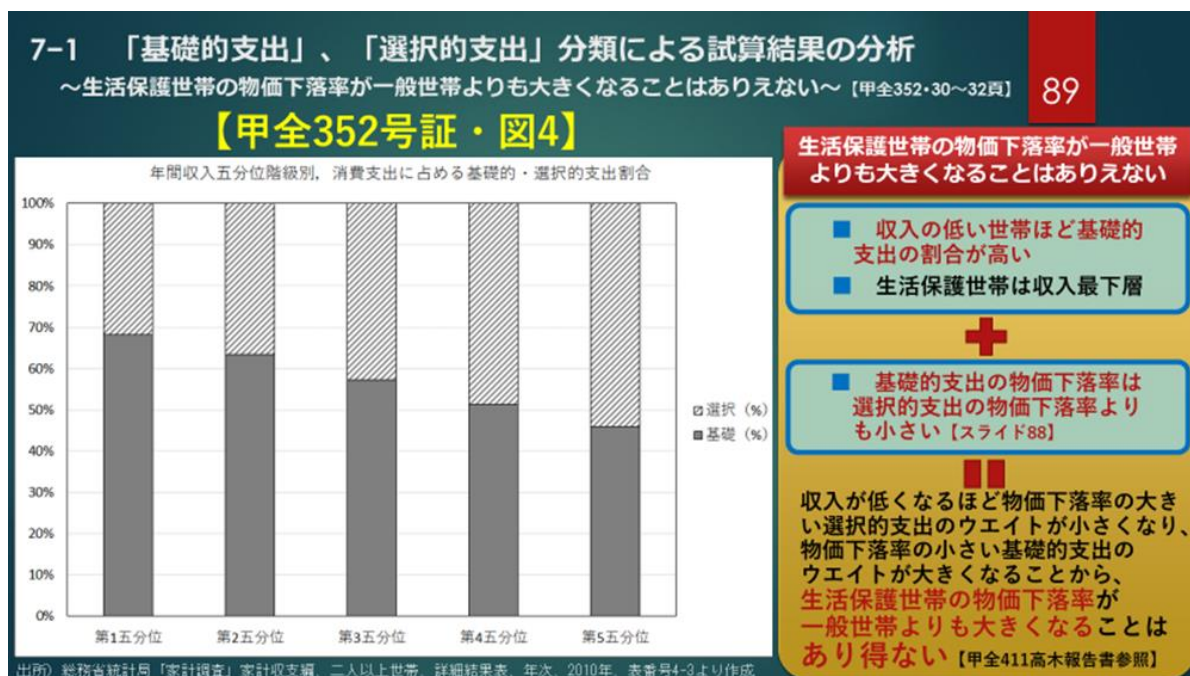
以上を前提に「基礎的支出」、「選択的支出」分類による分析結果について概説する。

イ 「基礎的支出」、「選択的支出」分類による分析結果



(7) スライド88で示すグラフは、総務省統計局2020年基準消費者物価指数「基礎的・選択的支出項目別指数(年平均)」表番号12より作成されたグラフである。なお、2010年を100として換算している。このグラフを見ると、生活扶助相当CPIの検討対象期間は、「選択的支出」に分類される項目が大幅に物価下落していることが分かる。他方で、

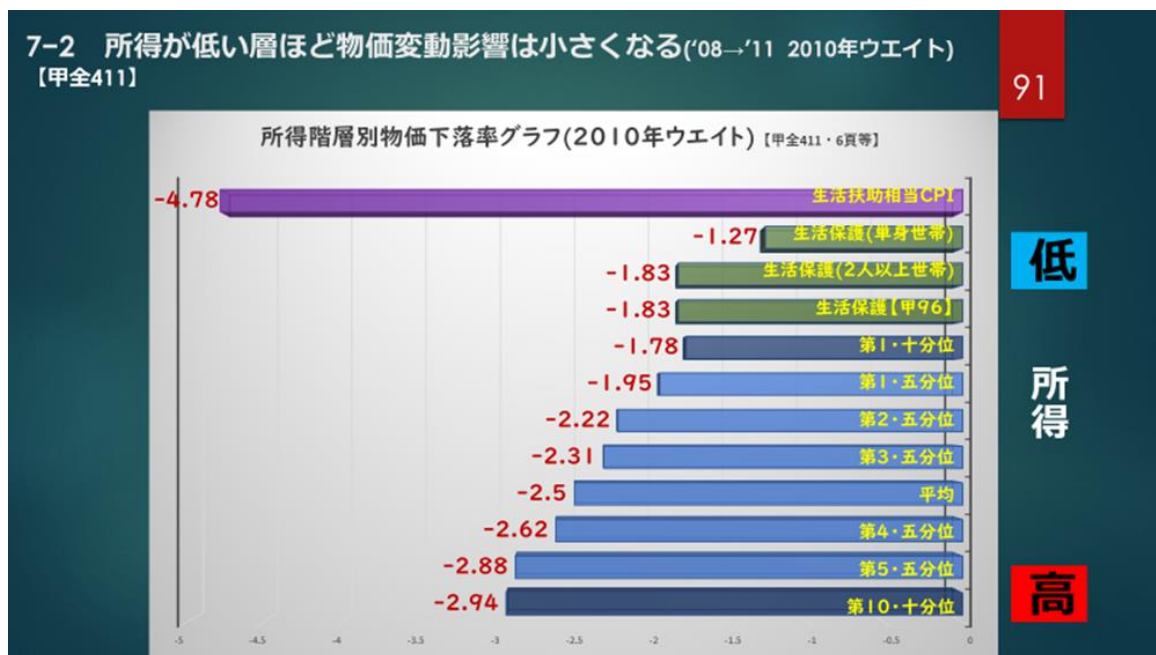
「基礎的支出」に分類される項目は、物価下落率は顕著ではなく 2007年から2008年にかけて大きく物価上昇した後、2009年からは2007年までの水準に概ね戻ったという状況であることが分かる。



- (イ) スライド89で示されたグラフは、総務省統計局「家計調査」家計支出額、2人以上世帯、詳細結果表、年次、2010年、表番号4-3より作成されたグラフであり、年間収入五分位階級別に消費支出に占める基礎的・選択的支出割合が示されている。このグラフを見れば、所得が低い階級ほど基礎的支出の割合が高くなり、逆に選択的支出の割合が低くなるという「常識」と言っても良い顕著な傾向がデータでも明確に読み取れることが分かる。生活保護世帯は、収入の最下層であるから、第1五分位として示されたグラフよりもさらに基礎的支出の割合が高くなっていることが容易に推認できる。
- (ウ) そして、収入が低い世帯ほど基礎的支出の割合が高く、かつ、基礎的支出の物価下落率は選択的支出の物価下落率よりも小さいということを合わせ考えると、収入の最下層である生活保護世帯の物価下落率が一般世帯よりも大きくなるなどということはおおよそ想定できないのである。

なお、この点は、後記の甲全第411号証に基づく分析結果からも裏付けられている。

- (2) 生活扶助相当CPI検討対象期間においては、所得が低い層ほど物価変動影響が小さくなるという明白かつ顕著な傾向が認められ、生活扶助相当CPIはこの明白かつ顕著な傾向に明らかに反していること【スライド90～92、鈴木49頁～、甲全411】



ア 所得が低い層ほど物価変動影響は小さくなるという明白かつ顕著な傾向

所得階級別に物価変動影響がどのように変化するかを確認するため福岡県弁護士会の高木健康弁護士が所得階級別の試算を行い報告書を作成した。その報告書は、甲全第411号証として提出している。この報告書については、鈴木証人も内容を確認し、試算の方法等につき明らかな誤り等がないことを確認している【鈴木49頁】。

甲全第411号証による試算の結果をまとめたものがスライド91のグラフである。

このグラフを見ると、生活扶助相当CPI検討対象期間においては、所得が低い世帯ほど物価変動の影響が小さくなるという明白かつ顕著な傾向があることが分かる。また、単身世帯と2人以上世帯でも0.5%程度の乖離が認められ、やはり、消費構造の差異は物価影響に決定的な影響を及ぼすことが再確認でき、かつ、生活扶助相当CPIの-4.78%という数値が突出した異常値であることも再確認できる。

イ 所得が低い層ほど物価変動影響は小さくなる原因～教養娯楽用耐久財の物価下落率の影響～

7-2 所得が低い層ほど物価変動影響は小さくなる('08-'11 2010年ウエイト)
【甲全411】

92

2010年ウエイトによる項目別寄与度一覧 【甲全411・資料13の2】

所得高	家計調査					社会保障生計調査		
	第10・十分位	第5・五分位	平均	第1・五分位	第1・十分位	厚労省データ	2人以上世帯	単身世帯
寄与度大	寄与度	寄与度	寄与度	寄与度	寄与度	寄与度	寄与度	寄与度
合計	-2.941	-2.884	-2.505	-1.951	-1.779	-1.826	-1.826	-1.269
教養娯楽	-1.173	-1.138	-1.077	-0.967	-0.854	-0.517	-0.517	-0.461
(教養娯楽用耐久財)	-1.827	-1.825	-1.725	-1.611	-1.273	-0.551		
教育	-0.794	-0.753	-0.446	-0.052	-0.027	-0.389	-0.389	
食料	-0.120	-0.122	-0.143	-0.145	-0.147	-0.147	-0.147	-0.145
米穀・大豆	-0.084	-0.087	-0.101	-0.127	-0.132	-0.130	-0.130	-0.101
生活保護世帯、所得が低い世帯ほどPC・テレビ等への支出割合が低下するので、PC・テレビ等の価格下落(品質調整含む)の寄与が小さくなる								
諸雑費	0.452	0.435	0.422	0.442	0.417	0.510	0.510	0.457

所得が低い世帯ほど物価変動の影響が小さくなるという明白かつ顕著な傾向がなぜ発生するのかについては、寄与度分析を行えば分かる。甲全第411号証において寄与度分析を行った結果がスライド92である【甲全411・資料13の2】。この表を見れば、所得が高い世帯ほど教養娯楽、特に教養娯楽用耐久財（パソコン・テレビ等）の物価下落率が大きく寄与して全体の物価下落率を大きくしていることが明確に分かる。

つまり、所得が最下層の生活保護世帯や所得が低い世帯ほど、当然、パソコンやテレビ等の支出割合が小さくなることから、パソコンやテレビ等の価格下落の寄与が小さくなっているのである。そして、さらにいえば、パソコンの物価下落は品質調整によってもたらされている部分が多大に含まれることにも留意しなければならない。

この明白かつ顕著な傾向に明白に反し、-4.78%という突出した異常値が測定される指標が生活扶助相当CPIなのである。

(3) テレビ・パソコン等の教養娯楽用耐久財の「異常増幅」とその原因

ア 教養娯楽用耐久財の構成品目ごとの寄与度内訳～生活扶助相当CPI
ではテレビ・パソコンの寄与度が異常増幅している～【スライド94～96、
鈴木51頁、甲全351・9頁～】

7-3 テレビ・パソコン等教養娯楽用耐久財の「異常増幅」とその原因

【甲全351・9頁～】

95

「教養娯楽用耐久財」の構成品目ごとの寄与度内訳【甲全351・10頁、甲全347・3頁等】

H20～22年の全体の変化率に対する寄与度(教養娯楽用耐久財の内訳)¹⁹【甲全351・10頁】

①:生活扶助相当CPI ②:通常の「接続方式」

「教養娯楽用耐久財」構成品目	① ②		① ②		① ②	
	ウェイト		変化率		寄与度	
	平成22年	平成17年				
テレビ	97	91	▲51.4		▲1.59	▲0.13
プレーヤー携帯型オーディオ			▲0.8		▲0.02	▲0.01
ビデオレコーダー/DVDレコーダー			▲0.8		▲0.18	▲0.04
パソコン(デスクトップ型)			▲2.72%		▲0.21	▲0.06
パソコン(ノート型)			▲2.36%		▲0.56	▲0.07
プリンタ	3	4	▲18.0	▲18.0	▲0.01	▲0.01
カメラ	7	8	▲55.5	▲55.5	▲0.13	▲0.03
ビデオカメラ	3	4	▲39.8	▲39.8	▲0.03	▲0.01
ピアノ	8	6	12.9	12.9	0.01	0.01
学習机	3	3	1.4	1.5	0.00	0.00

「教養娯楽用耐久財」の
大きなマイナス寄与の主因は、
テレビ・パソコン
▲2.72%のうち、実に▲2.36%が
テレビ・パソコンの寄与
【甲全347・3頁等も同旨】

7-3 テレビ・パソコン等教養娯楽用耐久財の「異常増幅」とその原因

【甲全351・9頁～】

96

「教養娯楽用耐久財」の構成品目ごとの寄与度内訳【甲全351・10頁、甲全347・3頁等】

H20～22年の全体の変化率に対する寄与度(教養娯楽用耐久財の内訳)¹⁹【甲全351・10頁】

①:生活扶助相当CPI ②:通常の「接続方式」

「教養娯楽用耐久財」構成品目	① ②		① ②		① ②	
	ウェイト		変化率		寄与度	
	平成22年	平成17年				
テレビ	97	91	▲51.4		▲1.59	▲0.13
プレーヤー携帯型オーディオ			▲0.8		▲0.02	▲0.01
ビデオレコーダー/DVDレコーダー			▲0.8		▲0.18	▲0.04
パソコン(デスクトップ型)			▲2.72%		▲0.21	▲0.06
パソコン(ノート型)			▲2.36%		▲0.56	▲0.07
プリンタ	3	4	▲18.0	▲18.0	▲0.01	▲0.01
カメラ	7	8	▲55.5	▲55.5	▲0.13	▲0.03
ビデオカメラ	3	4	▲39.8	▲39.8	▲0.03	▲0.01
ピアノ	8	6	12.9	12.9	0.01	0.01
学習机	3	3	1.4	1.5	0.00	0.00

通常の「接続方式」
では、この現象は
全く確認できない

生活扶助相当CPIによる物価下落率の寄与度分析を行うと、スライド95のとおり、テレビとパソコン（デスクトップ型、ノート型）の寄与度が突出していることが分かる【甲全351・10頁、甲全347・3頁等】。生活扶助相当CPIで算出された－4.78%という数値のうち、教養娯楽用耐久財の寄与度は－2.72%となっており、さらに、教養娯楽用耐久財の中でもテレビとパソコン（デスクトップ型、ノート型）のたった3品目の寄与度が実に－2.32%となっているのである。生活扶助相当CPIの数値に対する、テレビとパソコン（デスクトップ型、ノート型）のたった3品目の寄与が極めて大きいということになる。

他方で、いわゆる「接続方式」により算出した数値では、スライド96のとおり、そのような現象が全く認められないのである。すなわち、同様に寄与度分析を行うといわゆる「接続方式」により算出した数値では、テレビとパソコン（デスクトップ型、ノート型）の寄与度はたった－0.26%に著しく減少するのである。生活扶助相当CPIに対する寄与度の実に10分の1ほどになっている。

この分析により、生活扶助相当CPIの突出した異常な値の主因は、間違いなくテレビとパソコン（デスクトップ型、ノート型）のたった3品目であることが明らかとなった。

そこで、以下、なぜ、テレビやパソコン（デスクトップ型、ノート型）では寄与度が異常増幅するのかについて詳述する。

イ 「テレビ」の異常増幅の理由

- (7) 重要ポイント①～平成22年特有かつ影響甚大な事情の影響～【スライド97～98、鈴木51頁～】

7-3 テレビ・パソコン等教養娯楽用耐久財の「異常増幅」とその原因
【甲全351・9頁～】

97

「テレビ」の異常増幅の理由【甲全351・11頁、甲全347・3頁等】

H22基準ウエイト(支出額割合)：
地デジ化、家電エコポイント開始による需要大幅増により
テレビのウエイトが大幅増大

	ウエイト	
	平成22年	平成17年
テレビ	97	37

485品目中4位のウエイト。価格下落率約66%も5位。【甲全149・23頁等】

H22基準ウエイトでは「地デジ化」等でのテレビ需要大幅増・価格下落という影響が甚大かつH22特有の事情によって**テレビの寄与度が大幅増大**

重要ポイント①：H22の特有・重大事情

そもそも、H20の時点では、家計が直面していない
影響甚大かつH22特有の事情が影響してしまっていることになる

7-3 テレビ・パソコン等教養娯楽用耐久財の「異常増幅」とその原因
【甲全351・9頁～】

98

「テレビ」の異常増幅の理由【甲全351・11頁、甲全347・3頁等】

H22基準ウエイト(支出額割合)：
地デジ化、家電エコポイント開始による需要大幅増により
テレビのウエイトが大幅増大

	ウエイト	
	平成22年	平成17年
テレビ	97	37

485品目中4位のウエイト。価格下落率約66%も5位。【甲全149・23頁等】

H22基準ウエイトでは「地デジ化」等でのテレビ需要大幅増・価格下落という影響が甚大かつH22特有の事情によって**テレビの寄与度が大幅増大**

重要ポイント①：H22の特有・重大事情

これでは、「H20」の物価動向を正確に把握できない
影響甚大かつH22特有の事情がないH17基準ウエイトを使う通常の「接続方式」の方がH20の物価動向を正確に把握できるはず【スライド61「パーシェ・チェック」参照】

スライド97のとおり、平成22年基準ウエイトでは、地上デジタルテレビ放送化、いわゆる「地デジ化」によるテレビの買替え需要を視野に入れた平成21年5月開始の家電エコポイント制度の開始、また、平成23年7月の地上デジタルテレビ放送への完全移行への備えなどによってテレビの需要が大幅に増加したことを受けて、テレビのウエイトが

大幅に増大している。平成１７年基準では「３７」だったウエイトが、平成２２年基準では「９７」となっており、実に２．６２倍も増大しているのである。この「９７」というウエイトは、生活扶助相当ＣＰＩの平成２０年の対象品目４８５品目中、第４位の大きさである。このような大きなウエイトでも、価格の変化がほとんどなければ当然、物価変動への寄与度は大きくならないが、テレビの価格下落率は、被控訴人も認めている次の「２００８（平成２０）年から２０１１（平成２３）年にかけての物価下落率ランキング表」によれば、６６．４％と猛烈な価格下落となっており、第５位の価格下落率となっている。

つまり、テレビについては、平成２２年基準では、ウエイトが極めて大きく、しかも、２００８（平成２０）年から２０１１（平成２３）年の対象期間中、約６６％も猛烈に価格が下落していることから、平成２２年ウエイトを使用した物価変動率の算定においては、テレビの寄与度が大幅に増大しているのである。

物価下落率トップ１０	
デスクトップパソコン	-74.7%
ノートパソコン	-73.0%
ビデオレコーダー	-68.7%
カメラ	-68.0%
テレビ	-66.4%
ビデオカメラ	-55.4%
洗濯乾燥機	-55.3%
電気冷蔵庫	-45.9%
電子レンジ	-41.1%
全自動洗濯機	-38.7%

しかし、この事情は、「地デジ化」、「家電エコポイント制度」という平成２２年が最も影響を受けた平成２２年特有の事情であり、かつ、物価変動率に与える影響が甚大な事情である。

生活扶助相当ＣＰＩは、平成２０年から平成２３年にかけての生活保護世帯における物価変動による「可処分所得の実質的変動」を測定するための指標である。そうであるなら、まず、平成２０年の物価動向を把握しなければならないが、平成２２年ウエイトを使用すると、平成２０年の時点では家計が未だ直面しておらず、しかも、影響が甚大で、か

つ、平成２２年特有の事情の影響を先取りしてしまう形になってしまうのである。これでは、平成２０年の物価動向を正確に把握できるはずがない。影響が甚大で、かつ、平成２２年特有の事情がない平成１７年ウエイトを使う通常の「接続方式」の方が平成２０年の物価動向をずっと正確に把握できるはずである。被控訴人らは、「直近の消費構造を反映させるため」に平成２２年基準のウエイトを使用したと主張しているが、平成２０年に１年だけ近い平成２２年の消費構造を使用する極めて微妙な「メリット」よりも、平成２０年の家計が未だ直面していない影響が甚大で、かつ、平成２２年特有の事情が含まれる平成２２年基準のウエイトを使用する「デメリット」の方が遙かに大きい。

この「デメリット」が存在してもなお、平成２２年基準のウエイトを使用するということであれば、この「デメリット」を上回る相当な「メリット」がなければその合理性を基礎付けることはできないが、被控訴人らからは、その点について、何ら主張はない。

(イ) 重要ポイント②～そもそも「一般世帯」ウエイト～【スライド９９～１０２、鈴木５１頁～】

7-3 保護世帯のテレビ・PCへの支出額は一般世帯と比較して相当低い
【甲全410等】

101

【甲全410・別紙】

	H20	H22	H23
教養娯楽	8889	11030	10041
教養娯楽用耐久財	530	1110	853
PC・AV機器(802)	357	737	703
ピアノ(805)	-	-	-
他の教養娯楽用耐久財(800)	173	373	150
教養娯楽用品	3180	3881	3516
学習用文房具(825)	221	219	171
その他の文房具(829)	264	335	292
スポーツ用品(830)	564	597	280
最多収入者	27	16	16
その他	537	581	264
他の教養娯楽用品(841)	2131	2731	2773

テレビを含む
PC・AV機器
「全体」でも
月額357円
(H20)

支出額割合は、
たった0.21%
357 ÷ 169799(消費支出) × 100

他の条件が変わらない中で、PC・AV機器の価格が仮に0円という究極状態になっても、
「手元に残るお金は月額357円しか増えない」ということ

さらに、そもそも、従前から主張しているとおり、生活扶助相当CPIで使用されているウエイトは、一般世帯（家計調査における平均的な2人以上世帯）のウエイトであり、生活保護世帯のものでも、低所得世帯のものでもない。総務省家計調査をもとにした一般世帯ウエイトと社会保障生計調査をもとにした生活保護世帯ウエイトは全く異なっており、教養娯楽用耐久財、中でもテレビやパソコン等が含まれるPC・AV機器のウエイトの大きさは、生活保護世帯は、一般世帯の概ね20～30%の極めて低い水準となっている。当然、ウエイトが小さくなれば、その分だけ、全体の物価変動率への寄与度も低下する。本来は、小さな寄与度でしかないはずなのに、一般世帯ウエイトが使用されていることで、実際は極めて小さな支出額割合でしか支出をしていないにもかかわらず、計算上、一般世帯と同様の割合で支出しているものとされて寄与度が算出され「増幅」されてしまっているのである。テレビの寄与度の「異常増幅」の中には、このような生活保護世帯の実態からかけ離れているという意味での「異常増幅」が含まれることになる。そして、地デジ化等でテレビの需要が大幅に増加したことは間違いがないが、生活保護世帯には「地デジ対応チューナー」が無償給付されており、テレビ

を買い替えなくとも、地デジ化に対応可能であった。そうすると、生活保護世帯においては、そもそも一般世帯と比較すると、テレビの買替え需要は極めて小さかったといえる。その点は、後述の社会保障生計調査の実データ、支出金額が極めて少額であることから裏付けられる。また、仮に生活保護世帯がテレビを購入したとしても、一般世帯が購入するような高価なテレビではなく、極めて価格が安い、画面が小さく性能も低いテレビであったり、中古品のテレビであったりすることが極めて多いことは当然である。つまり、直面している商品の「銘柄」や「価格」【「7つのポイント」③、④参照】が、一般世帯とは全く異なっているのである。価格下限付近の商品は、価格の下方硬直性が認められることは常識であり、物価の下落幅も小さくなるはずである。

そのことは、次で述べる社会保障生計調査におけるPC・AV機器への支出金額自体からも十分推認できる。具体的に、国から開示された社会保障調査の結果【甲全410】を見てみると、スライド101のとおりである

平成20年から平成23年にかけての「可処分所得の実質的変動」を測定するのであるから、測定の起点である平成20年の結果をみると、スライド101のとおり、テレビを含む「PC・AV機器」全体でも、生活保護世帯は、月額たった357円しか支出していないことが分かる。テレビの他にパソコンやその他のAV機器も含め月額357円である。ウエイト（支出額割合）は、たったの0.21%（ $357 \div 169799$ （実消費支出））となっている。一般世帯ウエイトでは、0.96%となっており【甲全183・53頁等】、生活保護世帯における支出額割合の実に4.57倍のウエイトとなっている。

生活保護世帯においてはPC・AV機器の価格下落が家計全体に与える影響が極めて小さいことを実感するためには、他の条件が変わらない中で、PC・AV機器の価格が「0円」になったという究極の値下がり状態を想定してみれば良い。この場合、もちろん、可処分所得が実質的に増加することにはなるが、増加金額は、たった月額357円ということになる。むしろ、PC・AV機器の価格が0円になることなどないが、仮に0円という値段まで価格が下がるという究極の状態になったとしても、生活保護世帯にとっては、可処分所得は実質的に357円しか増加しないほどの極めて小さな影響しかないのである。なお、PC・AV機器については、前述のとおり、品質調整も含めてではあるが、猛烈

に「値崩れ」しているとされている状況であるが、社会保障生計調査の結果を見ても、その影響は全く観測できない。

7-3 保護世帯のテレビ・PCへの支出額は一般世帯と比較して相当低い
【甲全410等】

102

一般世帯と生活保護世帯のPC・AV機器への支出額の比較

山田先生意見書【甲全110・10頁】

表 10 「教養娯楽」の品目別支出額 H22支出額での比較(H22基準ウエイトの比較)

品 目	A 社会保障生計調査の支出額 上段:金額 下段:構成比	B 家計調査の支出額 上段:金額 下段:構成比	C 支出格差 (A/B)
教養娯楽用耐久財	1,110 円 (0.6%)	4,823 円 (1.7%)	0.230
PC・AV 機器	737 円 (0.4%)	4,043 円 (1.4%)	0.182

実支出額は約5.5倍、支出額割合(構成比)も約3.5倍違う
保護世帯は、一般世帯と比較して圧倒的にテレビ等に支出しない

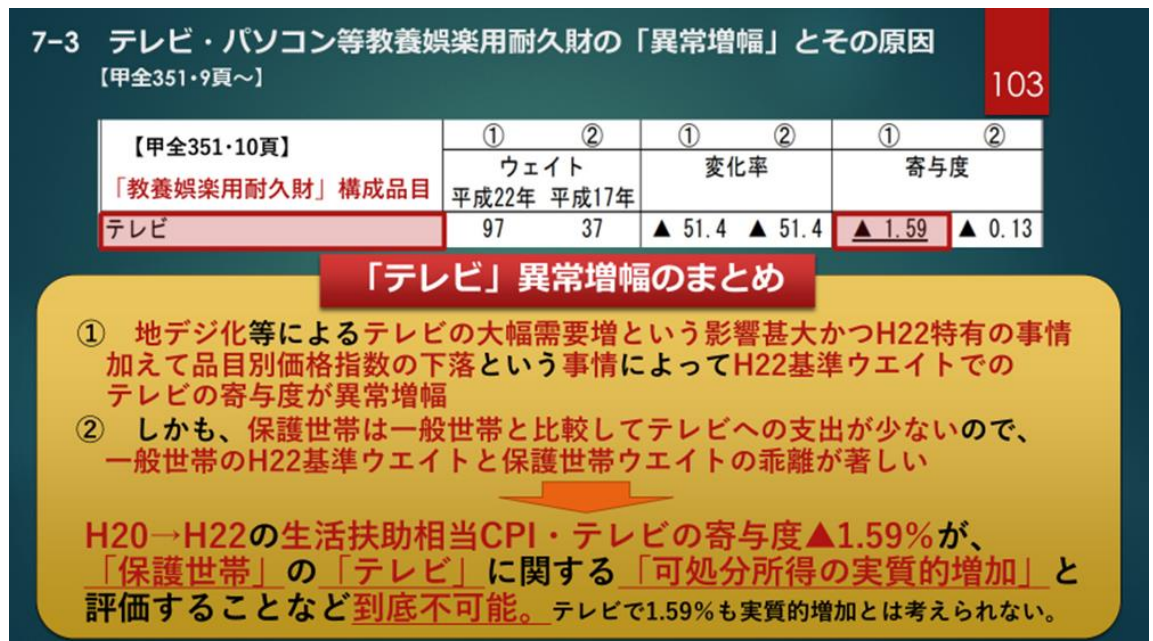
また、平成22年で見ても、同様である。平成22年における社会保障生計調査と総務省家計調査の「PC・AV機器」に対する支出額を比較した結果は、スライド102のとおりである。

平成22年で見ても、PC・AV機器についての一般世帯ウエイトは、生活保護世帯ウエイトの実に3.5倍となっている【甲全110・10頁等】。

「生活保護世帯は、一般世帯と比較して圧倒的にテレビ等のPC・AV機器を買わない」ということは客観的データからも明らかである。それにもかかわらず、生活扶助相当CPIでは、生活保護世帯は、一般世帯と同様の支出額割合でテレビ等を購入していると計算上されてしまい、テレビの寄与度が算出されてしまっているのである。

テレビの寄与度の「異常増幅」の中には、このような生活保護世帯の消費構造からかけ離れているという意味での「異常増幅」が含まれていることは明白である。

(ウ) 小括【スライド103】



テレビの「異常増幅」の原因についてまとめると以下のとおりとなる。

平成23年7月の地上デジタルテレビ放送完全移行、それをにらんで平成21年5月に開始された家電エコポイント制度によって、平成22年は一時的にテレビの需要が大幅に増加していた。これにより、一般世帯の平成22年基準のテレビのウェイトは、平成17年基準のウェイトに比べて、大幅に増加した。そして、テレビの価格も平成20年から平成22年にかけて、約66%も大幅に低下していたことから、平成22年基準の一般世帯ウェイトを使用すると、物価変動率全体に占めるテレビの寄与度が異常に増幅する結果となるのである。

そして、この点は、ウェイトの顕著な大きさと価格下落率の顕著な大きさが相まって家計に与える影響は甚大であり、かつ、平成22年特有の一時的事情である。さらに、平成20年の家計は直面していない「未来の事情」である。このような影響甚大で、かつ、平成22年特有の一時的事情を平成20年の物価動向を把握するために用いることは不適切である。むしろ、そのような特殊事情がない平成17年ウェイトを使用の方が合理的であるし、それが総務省CPIの作成方法とも整合的であり、総務省統計局やCPIマニュアルにおいて標準的とされる作成方法である。

さらに、生活扶助相当C P Iに用いられているのは、2人以上世帯の一般世帯平均のウエイトであり、生活保護世帯におけるウエイトと全く異なっている。一般世帯ウエイトにおけるテレビを含むP C・A V機器のウエイトは、生活保護世帯のそれと比べて3、4倍大きく、一般世帯ウエイトを用いることで、テレビの寄与度は、単身世帯が約75%を占める生活保護世帯の消費構造とはかけ離れた寄与度が算出されることになる。テレビの寄与度の「異常増幅」の中には、このように生活保護世帯の消費構造からかけ離れているという意味での「異常増幅」も含まれているのである。

このようなテレビの寄与度の「異常増幅」は、生活保護世帯における物価下落による「可処分所得の実質的増加」を正しく反映したものであるとは到底いえないことは明らかである。

ウ 「パソコン」の異常増幅の理由【スライド104～107、鈴木55頁～】

7-3 テレビ・パソコン等教養娯楽用耐久財の「異常増幅」とその原因
【甲全351・9頁～】

104

「パソコン」の異常増幅の理由【甲全347・3頁等】

パソコン・カメラは約70%もの猛烈な価格下落と「みなされている」
【訴状(被告らも認める)】が、この大きな価格下落「処理」の原因は「品質調整」
【甲全183・29頁～、甲全185・2頁、甲全347・3頁等】

「同一品質」の財等の「価格変化」をみる目的の総務省CPIでは、パソコン等では品質向上分を価格下落とみなす強力な「品質調整」が実施されパソコンの異常増幅の一因となっている【甲全347・3頁、甲全183・34頁～、甲全185・2頁等】

重要ポイント①：「品質調整」は「可処分所得の実質的変動」に直接影響しない

「品質調整」による価格下落、消費者が直面する価格下落ではなく、可処分所得の実質的変動に直接影響しない【甲全352・19頁等】

7-3 テレビ・パソコン等教養娯楽用耐久財の「異常増幅」とその原因
【甲全351・9頁～】

105

「パソコン」の異常増幅の理由【甲全347・3頁等】

パソコン・カメラは約70%もの猛烈な価格下落と「みなされている」
【訴状(被告らも認める)】が、この大きな価格下落「処理」の原因は「品質調整」
【甲全183・29頁～、甲全185・2頁、甲全347・3頁等】

「同一品質」の財等の「価格変化」をみる目的の総務省CPIでは、パソコン等では品質向上分を価格下落とみなす強力な「品質調整」が実施されパソコンの異常増幅の一因となっている【甲全347・3頁、甲全183・34頁～、甲全185・2頁等】

重要ポイント②：そもそも「一般世帯ウエイト」

そもそも、「一般世帯ウエイト」が使用され、保護世帯のものではない
前述のとおり、保護世帯は一般世帯と比較してPC等に支出しないので、一般世帯のH22基準ウエイトと保護世帯ウエイトの乖離が著しい

- (7) 次に、パソコンの寄与度が「異常増幅」した原因等について述べる。
パソコンの寄与度が「異常増幅」した原因等はスライド104、105のとおりである。
パソコンの場合は、テレビの寄与度の異常増幅とは原因が異なっている部分がある。テレビの場合は、現実に平成22年特有の事情として、需要が大幅に増加し、さらに、それに伴い店頭小売価格も大幅に下落し

ていた。他方、パソコンの場合は、従前から主張している「品質調整」という物価指数計算上の処理が寄与度の「異常増幅」に大きな影響を与えている。パソコンについては、短期間で性能が著しく向上しており、その性能向上分に応じた大幅な「品質調整」が実施され、店頭の小売価格自体は下落していないものの、大幅に価格が下落したとみなされるのである。しかし、これまで述べてきたとおり、そもそもこの「価格下落」は、あくまでも、「同一品質」の財等の「価格変化」をみることを目的とするC P Iを計算するための計算上の「価格下落」であって、消費者が直面する価格下落ではなく、消費者の生計費・可処分所得の実質的変動に影響する価格下落ではない。

それを前提に、価格下落方向の「品質調整」は、パーシェ指数と組み合わせると、大きな下方バイアスを生じさせ、物価下落率を大きく膨らませることになるのである【甲全183・24頁～、甲全185・2頁等、甲全347・3頁～等】。そして、この下方バイアスも、計算上、物価下落率が大きく膨らんでいるだけであって、消費者の生計費・可処分所得の実質的変動を表したものではありません。

- (イ) さらに、テレビの寄与度の異常増幅の場合と同様、生活扶助相当C P Iで使用されているウェイトは、一般世帯（家計調査における平均的な2人以上世帯）のウェイトであり、生活保護世帯のものでも低所得世帯のものでもないという点は、パソコンの異常増幅の場合でも同様である。前記のとおり、生活保護世帯は、一般世帯と比較して圧倒的にパソコン等のP C ・A V機器を買わないということは社会保障生計調査の客観的データからも明らかである。それにもかかわらず、生活扶助相当C P Iでは、生活保護世帯は、一般世帯と同様の支出額割合でパソコン等を購入していると計算上されてしまい、パソコンの寄与度が算出されてしまっているのである。

パソコンの寄与度の「異常増幅」の中には、このような生活保護世帯の消費構造からかけ離れているという意味での「異常増幅」が含まれていることは明白である。

(4) 生活保護世帯の消費支出はむしろ増加している【甲全410等】

社会保障生計調査における生活保護世帯の消費支出を見ると、平成20年には16万9799円であった【甲全410・別紙1頁・2008年「消費支出」欄】ところ、平成23年には17万1986円【甲全410・別紙1頁・2011年「消費支出」欄】にむしろ1.29%増加していることが確認できる。

さらに、以下の富山地裁原告第24準備書面要旨スライド60で示されているように、平成20年から平成23年にかけて、単身世帯の生活保護世帯における消費支出は、2.2%も増加していることも判明している。

3

なぜ「4.78%」という途方もない異常値となるのか

60

08(H20)年→11(H23)年の保護世帯の消費支出は、保護世帯の約75%【甲146】を占める「単身世帯」では、

表3-3 世帯類型別にみた消費支出の費目別金額と割合及び対前年度比(単身世帯・総数)、H20、H22、H23調査の抜粋比較表

		消費支出 総額	食	料住	居	光熱・水道	家具・家事 用品	被服及び履 物	保健医療	交通・通信	教 育	教養娯楽	そ の 他
	金額	101,420	31,647	29,200	9,556	3,899	2,935	2,085	6,656	0	5,095	10,346	
H20	割合	100.0	31.2	28.8	9.4	3.8	2.9	2.1	6.6	—	5.0	10.2	
	金額(円)	107,618	31,535	33,732	9,190	4,221	2,790	2,156	7,319	0	6,057	10,619	
H22	割合(%)	100.0	29.3	31.3	8.5	3.9	2.6	2.0	6.8	—	5.6	9.9	
	金額	103,659	30,745	31,327	9,253	4,170	2,648	2,073	6,961	0	5,593	10,889	
H23	割合(%)	100.0	29.7	30.2	8.9	4.0	2.6	2.0	6.7	—	5.4	10.5	

2.2%も「増えている」

【甲148】

「名目値」は、その時々[・]の価格（物価変動を当然含む）で評価した経済量であり、「実質値」は、名目値から物価変動分を除去して評価した経済量である。そして、前記の社会保障生計調査の「消費支出」の金額は、当然、「名目値」であり、物価変動を含んだ金額である。前記の消費支出が「1.29%増えている」、「2.2%も増えている」も物価変動を含んだ金額が増えているということである。

厚労省が独自に考案した生活扶助相当CPIによれば、生活保護世帯は、一般世帯よりもずっと猛烈な未曾有のデフレに直面していたはずである。いわば、「保護世帯狙い撃ち」のデフレと言って良い。本当に生活保護世帯が未曾有の猛烈なデフレに直面していたなら、物価変動を含む「名目値」である消費支出額にも影響するはずである。しかし、社会保障生計調査では、そ

のような影響は全く観測できず、むしろ、消費支出額は増えているのである。生活保護世帯は、より生活費が必要な状況になっているにもかかわらず、逆に「可処分所得が4.78%も実質的に増えている」などと強弁するのは一体どういうことなのか。また、生活保護世帯は、より生活費が必要な状況になっているのに、逆に生活保護費を前代未聞の率で大幅減額するのは一体なぜなのか。

被控訴人らからは、納得できる主張・立証が全くない。

(5) まとめ

これまで控訴人らが主張してきたことは、厚労省自らが行っている社会保障生計調査等を用い、専門家の意見を聴くなど専門的知見や統計等の客観的数値を意識して少しでも検討・検証すればすぐに分かり、「4.78%」などという数値は、「実質的な購買力を維持する」、「可処分所得の実質的増加分」として採用してはならない「途方もない異常値」であることが容易に分かるはずである。

「4.78%」などという途方もない異常値を採用して生活扶助基準を引き下げれば、世帯の所在地域、世帯類型等を一切無視した「全国・全世帯一律」引き下げという極めて重大な問題も含め、生活保護世帯の実質的購買力など維持されるはずがない。実質的購買力は、間違いなく、約3%下がってしまうし、所在地域、世帯類型等によってはそれ以上、下がってしまう可能性も十分にあるのである。

8 生活保護基準部会委員も本件引下げの直前、控訴人らと同様の指摘をしていたにもかかわらず、厚労省は無視して本件引下げを敢行した【スライド109～112、鈴木56頁～、乙全25等】

- (1) 2013（平成25）年1月16日、厚労省において、第12回社会保障審議会生活保護基準部会が開催された。その基準部会には、駒村康平部会長（慶應義塾大学経済学部教授）、岩田正美部会長代理（日本女子大学人間社会学部教授）、山田篤裕委員（慶應義塾大学経済学部教授）、阿部彩委員（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長）らが出席していた。

この日の基準部会では、デフレ調整については全く議題になっておらず、主として「ゆがみ調整」に関する生活保護基準部会報告書（案）【スライド110】について議論するなどされていた。

生活保護基準部会報告書(案)
について議論している場面



【関係発言者】

- 駒村部会長：駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授
- 山田委員：山田篤裕 慶應義塾大学経済学部教授
- 阿部委員：阿部彩 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長

この基準部会において、部会長や委員らから、次のスライド111、112のと通りの発言が行われ、消費者物価指数を用いた改定につき、猛反対されていたのである【乙全25・26～27頁】【スライド111～112】。

【乙全25・26頁】

○山田委員 そういうことで理解いたしましたけれども、先ほど部会長からありましたとおり、こちらでは年齢、人員、級地という3要素しか議論しておりません。この部会では今、例示で挙げられた消費者物価指数とか賃金の動向については何も議論していないということを確認していただければと思います。

これも懸念なのですが、直面する物価指数は、御存じのとおり、全国レベルの物価指数というのもございますが、実は地域によって、あるいは高齢世帯かどうかという世帯類型によって、さらに所得階級によっても異なっている可能性があるわけです。要するに、消費品目で物価指数というのは全く変わってきますから、そういったことも留意する必要があります。

部会では物価指数ということについては何も議論していないということと、全国一律の物価指数を当てはめることになれば、健康で文化的な最低限度の生活を具現化している生活保護基準というのは、先ほど言ったようにいろいろなものに参照されているという性質を考えた場合、非常に慎重に考えなくてはいけないというのが私の意見でございます。

【乙全25・26頁、前記山田委員発言を受けて】

○阿部委員 私も同意見ですけれども、7ページの議論と8ページの議論は別にしなければいけないと思います。

7ページのほうは、おっしゃったように全く議論をしていないところです。私たちは平成21年のデータを使って見ているだけです、物価の状況とかも全く見ておりませんし、

【乙全25・27頁、前記山田委員、阿部委員発言を受けて】

○駒村部会長

経済的指数といってもさまざまなとり方があり、今、山田先生がおっしゃったように、直面している消費構造によっても効果が違ってくるだろうというお話もあったと思います。

ここについては政府のほうできちんと合理的説明が可能なものを国民向けに出して対応していただきたいと思います。

慶應義塾大学経済学部の経済学者である山田委員は、厚労省が提出した報告書案【スライド110】の中に、「他に合理的説明が可能な経済指標などがあれば、それらについても根拠を明確にして改定されたい」などという記載があることを発見し、生活保護基準部会では全く議論していない観点から生活扶助基準の改定が行われる可能性があるかと判断し、厚労省に対し、その記載の趣旨や「経済指標」の例を問い質した【乙全25・25頁中段】。すると、厚労省の古川保護課長は、例として「消費者物価指数」等を挙げた【乙全25・25頁下段】（なお、後述するが、この時点では、間違いなく、厚労省は、生活扶助相当CPIを用いることを決定しており、具体的な基準引下げ額まで試算されていた。それにもかかわらず、古川保護課長は、生活保護基準部会には、上記の発言以上の説明を全く行っていない）。経済学者である山田委員は、古川保護課長が、経済指標の例として消費者物価指数を挙げたことを受けて、前記のとおり、発言したのである【スライド111、乙全25・26頁前段】。

山田委員の発言の詳細は、次のとおりである。

山田委員：「この部会では今、例示で挙げられた消費者物価指数とか賃金の動向については何も議論していないということを明確にしていただければと思います。これも懸念なのですから、直面する物価指数は、御存じのとおり、全国レベルの物価指数というものもございますが、実は地域によって、あるいは高齢世帯かどうかという世帯類型によって、さらに所得

階級によっても異なっている可能性があるわけです。要するに、消費品目で物価指数というのは全く変わってきますから、そういったことも留意する必要があります。部会では物価指数ということについては何も議論していないということと、全国一律の物価指数を当てはめることになれば、健康で文化的な最低限度の生活を具現化している生活保護基準というのは、先ほど言ったようにいろいろなものに参照されているという性質を考えた場合、非常に慎重に考えなくてはいけないというのが私の意見でございます」【乙全25・26頁前段】。

この山田委員の発言は、控訴人らが従前から主張・立証している点と全く同様であり、極めて正鵠を得ている。

そして、それだけではない。続けて、国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長である阿部委員は、山田委員と同意見である旨述べて、生活保護基準部会では全く物価指数を見ていない旨、発言したのである【スライド112、乙全25・26中段】。

阿部委員の発言の詳細は、次のとおりである。

阿部委員：「私も同意見です・・・7ページのほうは、おっしゃったように全く議論をしていないところです。私たちは平成21年のデータを使って見ているだけですので、物価の状況とかも全く見ておりませんし、議論していない中で、先ほどの事務局側の御説明では、誰にでも納得できるような指標があればということですからけれども、誰にでも納得できるというのを誰が判断するのかといったときに、それは部会で判断したことではないということは明確にしていきたいと思います。その中で、7ページの最後の文面『それらについても根拠を明確にして改定されたい』と書いているのはかなり強い文言で、例えば9ページの上では『それを勘案することは一つの考え方である』とすごくやわらかい言い方なのに、ここは『改定されたい』と書いてあるのです。議論していないことを改定されたいということは、やはりできないというふうに思います。ですので、このところは部会の委員としては非常に気になるところです」【乙全25・26頁中段】

国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長である阿部委員も、山田委員と同意見として、物価指数を考慮した改定に反対したのである。

さらに、慶應義塾大学経済学部の経済学者である駒村部会長も、これらの委員からの発言を受け、次のとおり発言した。

駒村部会長：「先ほど山田先生、あるいは阿部先生、岩田先生からお話がありましたけれども、経済的指数というものはあるのだろーと思ひますが、当部会ではこれについてはぎりぎりと検証してきていない。経済的指数といつてもさまざまなり方があり、今、山田先生がおっしゃつたように、直面している消費構造によつても効果が違つてくるだろーというお話もあつたと思ひます。ここについては政府のほうできちんと合理的説明が可能なものを国民向けに出して対応していただきたいと思ひます」【乙全25・27頁下段】

駒村部会長も、山田委員の発言につき自らも同様に考へていることを前提に、その点、つまり山田委員が指摘した原告らと同様の指摘について、厚労省に対し、合理的説明が可能なものを国民に向けて出して対応して欲しい旨、要請したのである【乙全25・27頁下段】。これらの各委員等の意見については鈴木証人も全く同様に考へている【鈴木57頁】。

そして、その直後、厚生労働省は、生活扶助相当CPIを用いた「デフレ調整」を行うことを発表した。

生活扶助相当CPIは、従前から再三主張しているとおひ、山田委員が指摘した「地域」、「高齢世帯かどうか」などの「世帯類型」、「所得階級」、「消費品目」等「直面している消費構造」に全く「留意」されていなし、全国・全世帯一律の指標である。つまり、経済学等の極めて高度な専門的知見を有する委員らの極めて正鵠を得た指摘や、経済学の極めて高度な専門的知見を有する部会長の具体的な要請を厚労省は完全に無視して、独自の判断で生活扶助相当CPIを用いた「デフレ調整」を敢行したのである。

- (2) しかも、上記の基準部会が開催された時点では、厚労省は、既に生活扶助相当CPIを用いたデフレ調整を行うことを決めていた。経済学等の極めて高度な専門的知見を有する基準部会部会長や委員らから、極めて的確に消費者物価指数を生活保護基準改定に用いることの問題点を指摘されていたにもかかわらず、厚労省の古川保護課長は、生活扶助相当CPIを用いたデフレ調整を行う意向であることを全く説明もせず、専門的知見を有する委員らの意見を聞いたりすることも全くなかつたのである。

厚労省が、上記の基準部会が開催された2013（平成25）年1月16日の時点で、生活扶助相当CPIを用いた「デフレ調整」を行うことを決めていたことは、甲全第223号証の3の「取扱嚴重注意」文書である「生活保護制度の見直しについて」を見れば分かる。この文書は、「厚労

省幹部が世耕弘成内閣官房副長官との協議で示した厚労省の内部資料」として開示された行政文書である【甲全２２３－２】。

この文書には、「平成２０年から２３年の物価動向を勘案した場合」として「デフレ調整」を行うことが明示されている。そして、「ゆがみ調整」による調整を２分の１とし、さらに加えて「デフレ調整」を行った場合の具体的な世帯類型ごとの基準額まで示されている。つまり、この文書が作成された時点では、「平成２０年から２３年の物価動向を勘案」する方法として、具体的に生活扶助相当ＣＰＩを用いることが決まっております、生活扶助基準額が具体的に試算できる状況になっていたのである。

そして、甲全第２２３号証の３の文書が作成されたのは、生活保護基準部会委員らから消費者物価指数を用いた改定に猛反対された平成２５年１月１６日より前であることは間違いない。

なぜなら、甲全第２２３号証の３の文書の末尾には、「今後のスケジュール案」として、「１月１８日 生活保護基準部会で報告書とりまとめ」と記載されており、この文書が作成されたのは１月１８日より前であることは間違いなく、さらに、生活扶助相当ＣＰＩの作成や省内調整、具体的な生活扶助基準への落とし込み、計算等の作業について１月１６日からたった２日間でその全てを行うことなどおよそ考えられないからである。

- (3) つまり、厚労省は、平成２５年１月１６日の生活保護基準部会において、経済学等の極めて高度な専門的知見を有する基準部会部会長や委員らから、極めて的確に消費者物価指数を生活扶助基準改定に用いることの問題点を指摘され、その時点では、既に、指摘された問題点をまさに孕んでいる生活扶助相当ＣＰＩを生活扶助基準改定に用いることを考えていた。にもかかわらず、生活扶助相当ＣＰＩを用いたデフレ調整を行う意向であることを全く説明もせず、専門的知見を有する委員らの意見を聞いたりすることも全くなかったのである。報告書案の中に、「他に合理的説明が可能な経済指標などがあれば、それらについても根拠を明確にして改定されたい」などという「文言」を潜り込ませ、生活保護基準部会の「お墨付き」を得ようとしていたにもかかわらずである。そして、前述のとおり、結局は、生活保護基準部会で示された専門的知見を無視して、生活扶助相当ＣＰＩを用いたデフレ調整を敢行したのである。

「厚労省も、『生活扶助相当ＣＰＩ』を生活保護基準部会に正面から諮れば、猛反対されてデフレ調整を行うことができず、自民党の公約が実現できないと考えたが、生活保護基準部会を全く無視するわけにもいかず、

報告書案の中に、『他に合理的説明が可能な経済指標などがあれば、それらについても根拠を明確にして改定されたい』などという『文言』を潜り込ませて生活保護基準部会の形だけの『お墨付き』を得ようとしたが、基準部会委員から、前述のとおり、『これは消費者物価指数を改定に使うとしている』と気付かれ、猛反対された」

これが客観的な状況から十分に推認できる、本件生活保護基準引下げをめぐる「真相」である。

なお、上記の「改定されたい」という文言は、阿部委員の「議論していないことを改定されたいということは、やはりできない」【乙全25・27頁上段】との発言で一蹴され、最終的に、「改定されたい」との表現は削除され、「それらの根拠についても明確に示されたい」【乙全6・8頁】との表現に改められている。この点からも、厚労省が何を目論んでいたか、「真相」をうかがい知ることができる。

そして、上記のとおり表現は改められたが、示された「根拠」は、生活保護基準部会部会長、委員の指摘・専門的知見を完全に無視した「生活扶助相当CPI」であった。

厚労省は、単に物価指数、生計費変動等の専門的知見等に乏しく過ちを犯してしまったというわけではない。経済学等の極めて高度な専門的知見を有する委員が所属する生活保護基準部会に、生活扶助相当CPIを用いた「デフレ調整」を諮れば、猛反対されて、自民党公約に掲げられた自らの政策目的が実現できなくなると分かっていたからこそ、敢えて、生活保護基準部会には生活扶助相当CPIを諮らなかったのである。しかし、前述のとおり、生活保護基準部会の形だけの「お墨付き」は得ておきたいと考え、こっそり、報告書原案に「他に合理的説明が可能な経済指標などがあれば、それらについても根拠を明確にして改定されたい」との文言を潜り込ませたが、生活保護基準部会委員に気付かれ、専門的知見に基づき極めて正鵠を得た問題点を指摘され、猛反対されたのである。それにもかかわらず、厚労省は、「敢えて」、専門的知見を無視して、生活扶助相当CPIによるデフレ調整を「敢行」したのである。敢えて刑法的に言えば、過失犯ではなく、完全に故意犯・目的犯である。政策立案者として重視すべき「専門的知見・統計等の客観的な数値」を軽視する姿勢があまりにも甚だしいと言わざるを得ない。自らが意図する政策目的を重視するあまり、「専門的知見・統計等の客観的な数値」を軽視せざるを得なかったのである。

第4 結語

9 証言のまとめ ～購買力など全く維持されない過剰な実質的引下げ～

114

- 物価変動による可処分所得の実質的変動は消費構造が異なる世帯・集団ごとに異なり、所在地域や世帯類型等関係なく全世帯一律「4.78%」などありえない
- そもそも、生活扶助相当CPIでは保護世帯の可処分所得の実質的増加分を正しく測定することは到底できない
- 実態に即した値は、1%台中盤から2%程度で、明らかに約3%過剰
- 4.78%は、保護世帯の実態からかけ離れた「異常値」であり、容易に入手できるデータ等で少し検証したら、すぐに「異常」で採用不可と分かるレベル
- 基準部会部会長等の指摘については、証人も全く同様の意見なのに、「デフレ調整」は、専門的知見や客観的データ等を踏まえず実施されている

以上、鈴木証人の証言等を中心に主張してきたことをまとめると上記のスライド114のとおりとなる。

これまで述べてきたとおり、「生活保護世帯」という集団、あるいは、生活保護世帯の中でも、「母子世帯」、「高齢単身世帯」、「障害者世帯」、「温暖地域世帯」、「寒冷地域世帯」等の消費構造が異なる集団における物価変動による「可処分所得の実質的変動」を把握することは極めて困難である。しかし、極めて高度な専門的知見や統計等の客観的な数値を可能な限り駆使して、できるだけそれを把握しようとすることはできるし、これまでも、世界でも、日本でも、そのような取り組みが行われてきた。

ところが、厚労省は、このような極めて高度な専門的知見や統計等の客観的な数値を十分に活用することが求められる事柄であるにもかかわらず、「生活保護の給付水準10%引下げ」という自らの政策目的を実現するため、物価変動、生計費変動等の専門家である経済学者等の意見を聴かず、敢えて無視して、自らの政策目的に合致する独自の理論・方法を浅薄に見つけ出し、専門的知見や統計等の客観的な数値を無視ないし十分に活用・検討することなく「デフレ調整」を敢行したのである。

専門的知見や統計等の客観的な数値の軽視の姿勢があまりにも甚だしい。このような「デフレ調整」が合憲・適法であるなら、憲法も法も最高裁判例も存在しないに等しい。万が一、司法がこれを許容することがあれば、行政は、もはや法に縛られることなく「やりたい放題」の状態となる。被控訴人らは、その

ように確信している。このような行政を司法は断じて許してはならない。

問われているのは、司法の存在意義そのものである。

原判決は破棄を免れず、本件改定は、生活保護法 8 条 2 項に違反することは明らかである。

以 上